2020年度 東京都予算編成に対する要望

日本共産党東京都議会議員団

２０１９年１２月１９日

東京都知事　小池百合子殿

２０１９年１２月１９日
日本共産党東京都議会議員団

２０２０年度東京都予算編成に対する要望について

今年は未曽有の大型台風が相次いで東京を襲い、大きな被害をもたらしました。被災者に寄り添った支援と社会インフラの復旧が急務です。今後、さらなる巨大台風や豪雨が発生する危険性が高く、首都直下地震への備えとともに、都民の命と財産を守り抜く防災対策の抜本的強化が急がれています。ＣＯ２の大幅削減や省エネなどの気候変動対策の先頭に東京都が立つことも重要です。

安倍内閣のもとでの実質賃金の低迷や消費税の１０％増税による個人消費の落ち込みは深刻です。都民のくらしと営業をあたためる施策が求められています。まだまだ多い保育園の待機児童の解消、収入に見合う負担で入れる介護施設の大幅な増設、高すぎる社会保険料の軽減、増税や事業承継に悩む中小企業や小規模企業の振興など、東京にはさまざまな課題が山積しています。

全会計でみればスウェーデンの国家予算を超える巨大な東京都の財政力を、地方自治の本旨である住民の福祉と暮らし、営業を守るために全面的に生かすときです。そのためにも、不要不急の大型事業を見直すことも必要です。

いよいよ東京２０２０オリンピック・パラリンピック大会が開催されますが、五輪経費の透明化と縮減を進めながら、人間の尊厳の尊重、平和、環境という点で豊かなレガシーを残すことも重要な課題です。

以上の立場から、２０２０年度東京都予算編成に対する日本共産党都議団の要望をまとめました。

目　　次

<1> 台風被害の被災者支援と防災対策を抜本的に強化する ---------- 1

１　台風１５、１９、２１号の被災者に全面的に寄り添った支援を ……1
２　「自己責任」偏重をただし、自治体本来の責任を果たす ……2
３　避難対策の抜本的強化 ……2
４　豪雨・風水害対策等の抜本的強化 ……4
５　震災対策の抜本的強化 ……6
６　消防・救急体制の充実 ……9
７　東日本大震災・原発事故の被災地・都内避難者への支援の充実 ……10
８　放射能から子どもたちを守るために ……11

<2> 東京２０２０オリンピック・パラリンピックの成功 ---------- 11

９　経費の削減と透明化をすすめ、平和、人権、スポーツ・文化を推進する大会に ……11

<3> 子ども・女性等の権利を守り、子育て支援を進める ---------- 13

１０　保育の充実・待機児ゼロの実現 ……13
１１　子どもの貧困対策、子育て支援の推進 ……15
１２　子どもの権利保障の強化、児童虐待防止対策 ……17
１３　社会的養護の充実 ……19
１４　ひとり親家庭への支援、女性福祉等の充実 ……21

<4> 高齢者福祉を拡充し、「地域包括ケア」を整備する ---------- 22

１５　特別養護老人ホームなどの施設と住まいの整備 ……22
１６　地域密着型サービス・在宅介護の充実、介護保険の改善 ……23
１７　高齢者の福祉・医療の充実 ……24

<5> 格差の是正へ、雇用・くらしへの支援を強化する ---------- 26

１８　希望するすべての都民への就労支援を ……26
１９　生活支援の充実 ……29

<6> 障害者や難病患者の生活と権利を守る ---------- 31

２０　障害者の全面参加と平等の推進 ……31
２１　難病患者等への支援の充実 ……39

<7> 福祉を支える基盤を強化し、地域福祉を拡充する ---------- 42

２２　福祉施設等の整備にむけた都有地等の活用促進 ……42
２３　保育・介護をはじめとした福祉人材への支援 ……42
２４　ケアラー支援、地域福祉等の推進、地域包括ケアの整備 ……43
２５　ユニバーサルデザインの推進、福祉機器の利用促進 ……45

<8> 医療・看護・保健の充実を進める ---------- 47

２６　医療・看護の充実 ……47
２７　都立病院、公社病院、健康長寿医療センターの充実 ……51

２８　保健、公衆衛生の充実 ……53
<9> 中小企業、農林水産業への支援を拡充する ----------60
２９　中小企業を守る緊急対策 ……60
３０　中小企業の持続的発展への経営支援の拡充 ……61
３１　ものづくりの集積への支援の強化 ……64
３２　地域・消費者に魅力ある商店街づくりへの支援 ……66
３３　中小建設業への支援の強化 ……68
３４　業種別支援の充実 ……69
３５　農林水産業への支援の強化 ……70
<10> ３０人学級実現、どの子も大切にする教育のために ----------72
３６　公立学校の学費負担軽減の拡充 ……72
３７　子どもの意見の尊重、３０人学級実現、競争教育の是正 ……73
３８　教職員の多忙化の解消と専門性の尊重 ……74
３９　小中学校の教育条件の充実 ……76
４０　都立高校の教育条件の充実 ……77
４１　学校の相談体制の拡充と、いじめ、不登校・中途退学、日本語教育への対応と支援の充実 79
４２　小中高等学校における特別支援教育の充実 ……81
<11> 私学教育の振興と支援の強化 ----------82
４３　私立学校の学費負担軽減の拡充 ……82
４４　私学助成の充実と公私間格差の解消 ……83
<12> 特別支援教育を充実し、すべての子どもたちに教育の保障を ----------85
４５　特別支援学校の教育条件の充実 ……85
４６　放課後、進路、卒後対策の充実 ……88
<13> 若者・学生への総合的な支援、社会教育を強化する ----------89
４７　子ども・若者・学生への支援の充実 ……89
４８　東京都立大学などの教育・研究条件の充実 ……90
４９　社会教育・生涯学習の充実 ……90
<14> 人権施策を拡充する ----------91
５０　人権を守る施策の推進 ……91
５１　ジェンダー平等・男女平等参画の抜本的強化 ……92
５２　多文化共生社会の推進 ……94
<15> 消費者行政・卸売市場を充実する ----------94
５３　消費者行政の充実 ……94
５４　卸売市場の充実を ……97
<16> スポーツ・文化の振興を強化する ----------97
５５　都民スポーツの本格的な振興 ……97
５６　芸術文化の振興 ……99

<17> 気候変動対策を強化し、再生可能エネルギーへの転換を進める ---------- 100
５７　気候変動、地球温暖化対策の推進 ……100
５８　原発ゼロ・再生可能エネルギーへの転換の促進 ……101
５９　緑の保全・拡大、自然との共生の推進 ……102
６０　大気汚染などの公害対策、アスベスト対策の強化 ……103
６１　廃プラスチック、廃棄物対策の強化 ……106
<18> 住宅・地域交通など生活基盤の整備を進める ---------- 107
６２　「居住の権利」を保障する住宅施策への転換 ……107
６３　「移動権」「交通権」を保障する交通政策、交通バリアフリーの推進 ……111
６４　防犯対策の推進 ……113
６５　上下水道事業の充実 ……114
<19> 都民が主人公の都市づくり・行財政運営に転換する ---------- 116
６６　東京一極集中の是正、持続可能な都市づくりへの転換 ……116
６７　過大な港湾整備、臨海開発の見直し、海岸保全施設の整備促進 ……117
６８　都民施策優先の行財政運営への転換 ……118
<20> 平和・非核の東京への取り組みをすすめる ---------- 121
６９　米軍基地の強化反対、撤去の推進 ……121
７０　平和と核廃絶・被爆者援護の推進 ……122
<21> 多摩格差の解消、島しょ振興を都政の重要課題に位置づけて推進する---------- 123
７１　多摩格差解消の取り組みを抜本的に強化し、市町村の財政基盤を強化する……123
７２　島しょ振興への強力な支援を ……128

〈１〉台風被害の被災者支援と防災対策を抜本的に強化する

１　台風１５、１９、２１号の被災者に全面的に寄り添った支援を

（1）孤立集落の対策について

①奥多摩町の都道２０４号線の完全復旧を急ぎ、それまでの間、日原地域集落への生活物資、飲料水、生活用水等が十分確保できるよう支援を行うこと。日原地域と崩落現場、奥多摩駅を結んで行われている送迎について財政支援を行うこと。灯油など持ち運べない生活物資の輸送をヘリコプターで行うこと。

（2）住宅・店舗の被害の復旧について

①一部損壊住宅の応急修繕への助成については、すでに修理をすませた住宅、修理工事は終わっていないもののすでに業者への発注をした住宅などについても支援対象とし、本来、国の対象でありながら自力で修繕したために国補助の対象から外れた住宅についても、支援対象とすること。応急修繕の補助上限額を引き上げること。

②被災者の生業を守る立場から、建物の店舗等事業用部分の応急修繕についても、都として財政支援を行うこと。

③都の保健所が所管する地域においては、都として浸水した家屋に対する消毒の必要性を認め、消毒を自力で行った被災者に対しても費用を補填すること。

④浸水した家屋等の清掃による水道使用量が増大した家庭に対し、水道料金の減免を行うこと。

⑤都営住宅での被災者の受け入れについて、住宅の復旧が完了するまで避難期間を十分確保すること。

⑥島しょ地域における建設業者の受け入れに対し、交通費や滞在費の補助を行うこと。

（3）施設・河川・道路などの復旧について

①浸水被害をうけた世田谷記念病院や尾山台保育園など、医療施設や民間福祉施設の復旧に財政支援を行うこと。

②秋川の護岸復旧作業を迅速に進めること。その際、家屋の撤去費用は都が負担すること。

③荒川・江戸川・多摩川河川敷の運動施設や公園の復旧に支援を行うこと。

④奥多摩町、あきる野市、八王子市、檜原村、日野橋など被災した都道・橋梁の復旧を急ぐこと。市道（橋梁を含む）の復旧に十分な財政支援を行うこと。

⑤島しょ地域の港湾施設の復旧を急ぐこと。

（4）農業・林業・観光施設の復旧について

①奥多摩町のわさび田の被害、島しょ地域の切葉の塩害、パッションフルーツ苗・トマト苗の枯死、野菜、飼料用作物などの倒伏・冠水など農作物被害の補償、島しょ地域のイチゴ畑、椿林の倒木除去など農地の復旧に十分な財政支援を行うこと。

②パイプハウスなど農業施設の復旧に十分な財政支援を行うこと。

③奥多摩町の林道の倒木の撤去、多摩地域の山腹からの土砂流出箇所の復旧作業を支援すること。

④秋川流域のバーベキュー場、島しょ地域の民宿やグランピング施設などの復旧に十分な財政支援を行うこと。島しょ地域の流木の除去を支援すること。
⑤島しょ地域、奥多摩地域の観光支援のための宿泊費・運賃補助を行うこと。

２　「自己責任」偏重をただし、自治体本来の責任を果たす

（1）基本姿勢の強化
①石原都政が持ち込んだ「自己責任」偏重の方針をただし、都民の生命、身体、財産を守るという自治体本来の責任を果たすために全力を尽くすこと。全庁横断的に災害に対応するために「総合防災局」（仮称）の設置を検討すること。防災対策に必要な人員の確保をはかること。
②地球温暖化の影響や近年の大規模化する集中豪雨をふまえ、新たな知見にもとづき、風水害の被害想定を不断に見直すこと。地震についても、東日本大震災、熊本地震の教訓に学び、起こりうるあらゆるタイプの地震、最大の規模と震度の地震、最大の被害を想定し、震災対策を抜本的に強化すること。
③減災目標を充実させ、実施計画を明確にし、住宅などの倒壊防止や土砂災害防止、出火防止と初期消火対策の拡充など予防対策の抜本的強化を図ること。
④これまでの東京一極集中、東京の過密化の危険を直視し、一極集中路線を転換するとともに、大都市ならではの災害への備えを強化すること。

（2）防災まちづくり・防災コミュニティへの支援
①防災市民組織など住民の自主的な防災活動を促進するための支援を強化すること。消防・防災資機材の配備を促進すること。
②地域の特性に応じた防災空地・防災活動拠点の確保など、防災地区づくりを区市町村と協力して進めること。
③住民の自主的な防災まちづくりを支援し、都としてアドバイザー派遣や研修への助成・援助を行うこと。
④災害時支援ボランティアの育成を促進すること。災害ボランティア・ネットワークなど、市民活動団体と連携し、地域レベルで災害ボランティア・コーディネーターの養成を進めること。

３　避難対策の抜本的強化

（1）避難対策と情報提供、警告等の的確な発令・伝達の強化を
①近年の自然災害における避難情報発令のタイミングについて、国や区市町村とともに検証を行い、区市町村が気象情報等に応じて避難情報を的確に発令できるよう、都としてガイドラインを策定すること。
②台風・豪雨災害対策として都内全域の区市町村が時系列防災行動計画「タイムライン」を策定できるよう都として支援をすること。自治会・町会や各種の団体が策定する「コミュニティタイムライン」への支援や助成を行うこと。
③緊急放送時に自動的にスイッチが入り、音声や文字パネルでお知らせする「緊急告知ラジオ」や「個別受信機」の普及を進める区市町村に、都として支援を行うこと。
④都のホームページ等を充実させるとともに、必要な情報が確実に入手できるようインターネットサーバーの容量の拡充やハザードマップの配布などに取り組む区市町村への支援を都として行うこと。

⑤都民が的確に河川の水位情報を把握できるよう、都の管理する河川の監視カメラや水位計を増設するとともに、区市町村が行う増設に対しても支援し、ホームページ等で情報提供を進めること。

（2）避難所・防災拠点整備の抜本的な拡充

①避難所の必要数について区市町村とともに調査し、計画的に増設すること。都有施設については、区市町村の要望に応じて可能な限り提供するとともに、避難所の開設や管理運営のための人員についても、区市町村とともに必要な配置ができるよう、対策を強化すること。

②１人あたりの面積、トイレの数などを定めた、避難所の国際基準（スフィア基準）にもとづいて避難所設置運営指針を改善し、区市町村を支援すること。高齢者や乳幼児、障害者、女性、セクシャルマイノリティなど避難者の方々に配慮した対策をきめ細やかに行うこと。避難所の運営マニュアルを被災者の増大を想定したものとし、震災や風水害など災害の特性に応じた避難所、避難場所、防災活動の拠点の整備を促進すること。

③乳幼児やアレルギーを抱えた方、信仰上の理由で食材に規制・制限がある方などのための食料等の確保に対する支援を都として行うこと。

④プライバシー保護のための間仕切りや簡易ベッド、簡易トイレなどの備品の確保に対して、都として支援を行うこと。

⑤ペットの避難について、区市町村と連携して体制整備を行うこと。

⑥避難が長期化した場合を想定し、民間住宅や民間宿泊施設などを都として借り上げるよう事業者と協定を結ぶなど対策を進めること。

⑦非常用電源設置補助を災害対策本部が設置される庁舎だけではなく、分庁舎や避難所などにも対象を拡大すること。避難情報を得るためにスマートフォン等が充電できるよう、避難所に充電設備を整備すること。

⑧区市町村と連携し、災害時要援護者のため必要な機能・備蓄等を備えた「福祉避難所」を身近な地域ごとに整備し、誘導マニュアルを策定すること。福祉避難所となる福祉施設などに対し、耐震化、備蓄倉庫、自家発電などの整備への財政支援を図ること。避難所にも、福祉の職員を配置したり、福祉関係のスペースを確保したりするようにすること。

⑨救出・救助活動の拠点、広域避難場所などのためのオープンスペースとして役立つ都市公園を増やすとともに、防災用トイレや発電機など防災設備の整備を進めること。ヘリコプター活動拠点の整備を進めること。

（3）飲料水・食糧・生活必需品などの備蓄の充実

①都民および帰宅困難者のための飲料水、食糧、生活必需品などの備蓄は、全体としては少なくとも一週間分以上は確保できるよう、都として各方面に働きかけを行うとともに、区市町村の備蓄の購入費補助を行うこと。都としては、とりわけ被害のひどい地域への対応を長期間できるよう、備蓄を大幅に増やすこと。

②都や区市町村の物資が、各地域、各家庭にもれなく供給できるよう、備蓄所を確保すること。

③給水拠点・給水車を抜本的に増やし、きめ細かく配置すること。

④中山間地や島しょ地域など、災害時孤立しやすい地域の備蓄を拡充するとともに、発災時に即応できるよう体制を強化すること。

（4）災害時の医療体制の強化

①「災害拠点連携病院」「災害医療支援病院」の災害時医療提供体制の強化にむけて、財政支援を行うこと。

②災害拠点病院をさらに増やし、医療品・医療用品・資器材の備蓄等についても拡充すること。

③都内の病院の耐震化率１００％を早期に達成するよう、支援すること。

④都内の病院の自家発電設備や非常用電力確保への支援を拡充するとともに、診療所も対象にすること。

⑤災害用医療チーム「東京DMAT」のチーム数をさらに増やすこと。「東京DMAT」を配置した病院の医

師、看護師等を増やし、出動しても医療体制の水準が維持できるようにすること。
⑥「医療救護所」の整備への支援を「緊急医療救護所」以外にも広げる、医療品・医療資機材の備蓄への支援を行うなど、幅広く区市町村の取組を支援すること。
⑦都立病院、公社病院への救急災害用ヘリコプターの緊急離発着場整備を進めること。
⑧地域の救急医療指定病院等の近隣に、公園などを利用して緊急離発着場を整備すること。

（5）障害者、高齢者、乳幼児など要援護者への支援の充実
①災害時要援護者に対するきめ細かい災害時支援体制を、当事者・家族の実態・要望を十分にふまえて確立すること。
②区市町村、地域の町会・自治会、福祉サービス事業者等と協力し、要援護者１人１人に対する災害時の個別支援計画づくりを促進すること。

（6）帰宅困難者対策の強化
①大地震が発生した時に「むやみに移動を開始しない」ことが安全確保の原則であることを都民や都内通勤・通学者等に周知すること。都民が安心して、この原則を実行できるよう、企業・学校・幼稚園・保育所などとその家族などとの安否確認・通信手段の確保、食糧など必要な物資の備蓄などへの支援を強化すること。
②安否確認などの連絡が確実にできる通信手段、通信システムを、通信事業者と協力して確立すること。これを学校、福祉施設、中小企業などが導入できるよう財政支援を行うこと。
③公共施設はもとより、民間の事業所などの施設を、帰宅困難者の一時受け入れ施設として活用できるよう、必要な備蓄を行い、電源も確保するよう、協定を結び、民間施設にたいしてはそのための財政支援を行うこと。区市町村や民間事業者等との連携のもと、誘導や帰宅支援の体制や拠点を整備すること。

（7）事業所防災対策の整備と中小企業ＢＣＰ（事業継続計画）策定への支援の強化
①すべての事業所がみずからの事業所防災計画を作成し、実践できるよう、指導・援助を強めること。事業所が、近隣事業者や地域住民等で組織された自主防災組織との間で災害時応援協定を締結し、役割を発揮できるよう支援すること。
②すべての事業所がＢＣＰを策定し、それを実行する体制を確立できるよう指導すること。そのための中小企業への支援を具体化し、ひろげること。

（8）応急仮設住宅の確保
①大量に不足すると予測されている応急仮設住宅を確保するために検討を急ぎ、民間賃貸住宅との協定など対策を推進すること。

４　豪雨・風水害対策等の抜本的強化

（1）東京全域を視野に入れ、台風・豪雨対策の策定・強化を
①台風 15 号・19 号による風水害の原因を究明し、浸水対策、土砂災害対策の拡充をはかること。東京都管理河川の河川整備計画について適切な見直しを行うこと。荒川や多摩川でも氾濫の危険が生じたこと、逆流などによる氾濫が発生したことにかんがみ、荒川や多摩川の河川整備計画の見直しを国に求めること。
②台風 15 号・19 号を受け、「東京都管理河川の氾濫に関する減災協議会」を早急に開催し、減災のための目

標や取組方針の拡充・強化を図ること。

（2）治水対策の総合的な推進

①国とともに、荒川・多摩川の氾濫防止対策を強化すること。小河内ダムの治水目的での活用について国と協議・検討すること。荒川・多摩川からの逆流を防止するために水門や樋門を閉鎖した場合に荒川・多摩川への排水が行われるよう、ポンプ場の整備、排水ポンプ車の拡充などを検討し、対策を行うこと。水門や樋門に安全にアクセスできるよう対策を講じること、また、遠隔操作ができるよう検討を進めること。

②区部で時間最大７５ミリ、多摩部で時間最大６５ミリの局所的集中豪雨の対応ができるよう抜本的に対策を強めること。河川整備計画で掲げられた河道の掘削や分水路の整備などに早急に取り組むこと。下水道局の「経営計画２０１６」で指定された浅く埋設された下水幹線の流域などの重点地区２０地区、「豪雨対策下水道緊急プラン」で指定された「７５ミリ対策地区」「５０ミリ対策地区」「小規模緊急対策地区」について、前倒しで完了させるとともに、対策地区の追加を行うこと。

③都管理河川の堤防の強度や損傷個所、土砂の堆積や樹木の繁茂について緊急に詳細調査し、必要な堤防の補強、樹木の伐採や土砂の浚渫に早急に取り組むこと。

④総合治水の見地から大型開発を抑制するとともに、区市町村と協力し、大規模開発に伴う浸透マスや貯留施設の対策を義務化し、強力に指導すること。

⑤河川流域での公共雨水ますの浸透対策の促進、個人住宅への雨水浸透ます等の設置にたいする助成の拡充、東京都が行う区市町村への補助制度の対象地域の拡大、対象要件の引き下げをさらに進め、浸透型トレンチ管、雨水浸透型舗装などの整備が促進するよう使い勝手をよくすること。雨水ますのグレーチング蓋の設置促進を進めること。

（3）浸水防止対策の強化

①都営地下鉄の避難確保、浸水防止計画についてホームページ等で公表すること。

②都営地下鉄の出入り口の止水板の高さや、止水板から防水扉への変更について、検証し、対策をとること。浸水想定域にある都営地下鉄の駅に地下で接続しているビルの所有者・管理者と連携して、早期に出入り口の止水対策を完了させること。

③都営浅草線本所吾妻橋駅のトンネル内の防水扉を電動で閉められるようにすること。

④地下浸水防止対策、避難誘導、情報共有伝達、防災訓練などの地下街の水害対策を関係者と進めること。

⑤地下室、半地下施設の適格性について再検討すること。水害予想地域の地下室、半地下施設の建設を抑制するとともに、既存建築物の対策を強化すること。

⑥道路や鉄道との立体交差部分での冠水被害を解消するため、現場調査を実施し、冠水時の排水設備や警報装置の設置など安全対策を強化すること。

（4）土砂災害対策の強化

①がけ崩れ対策のため、のり面等の補強や擁壁の設置、基礎の強化等に取り組む所有者等に対して都として財政的技術的に支援を行うこと。

②土砂災害警戒区域内にある避難所や要配慮者の 24 時間滞在型施設について、調査を行い、ソフトとハードの両面における対策計画を関係者とともに策定し、目標をもって期限を区切るなどして緊急に取り組むこと。ハード対策については、土石流だけでなく、急傾斜地の崩壊対策にも都として支援に取り組むこと。

（5）火山噴火対策の推進

①島しょ、富士山、箱根山などの火山噴火災害について、被害想定を行い、対策を進めること。

②火山の監視体制について国に強化を求めること。

５　震災対策の抜本的強化

（１）木造住宅密集地域の安全化の促進

①木造住宅密集地域対策は、幹線道路の整備優先ではなく、地域内の住宅耐震化、不燃難燃化・出火防止・初期消火対策のための支援こそ抜本的な強化を行うこと。

②住宅の建て替え・共同化を通じて、不燃化・耐震化を推進するとともに、避難路や避難場所の確保を進めること。そのためにも、建て替えや共同化への助成を拡充するとともに、借家人等に対するコミュニティ住宅建設、公共用地の確保を支援すること。空き家や老朽住宅の除却に対する財政的支援を行うこと。

③住民の不安や疑問にこたえ、合意を促進するため、大学などの研究機関やＮＰＯなどの専門家による相談・支援対策を拡充すること。

（２）住宅の耐震化・不燃化の促進

①地震による多数の住宅の倒壊は、地震火災の発生、救急活動の阻害、家を失った被災者に対する、膨大な公的支援の必要など、さまざまな問題を引き起こすことから、住宅の耐震化を「所有者の自己責任」という都の基本姿勢を改め、「様々な地震対策の入り口」であり、「命に直結する公共事業」と位置づけること。

②木造住宅耐震化助成の助成額を抜本的に引き上げること。定額制の助成については１００万円までは所有者負担が無料となるよう、国と自治体の全額補助で行えるようにすること。簡易改修助成について検討すること。高齢者や障害者のいる世帯への上乗せ補助を行うこと。阪神淡路大震災の教訓から基準を強化した2000年より前に建てられた新耐震基準の住宅についても、耐震助成の対象とすること。

③熊本地震の実態から耐震基準の適切な見直しを国に求めること。複数回の震度７の地震でも建物の倒壊を防ぐために有効といわれる制震ダンパーの性能について検証し、補助対象とすること。

④安価で居ながら耐震改修できる工法について都として研究し、普及に努めること。

⑤不燃化助成の対象地域を拡大するとともに、助成の拡充を図ること。部分不燃化への助成を行うこと。

⑥通電火災の発生を防止する感震ブレーカーなどの設置に対する助成を行うとともに、広報東京都で特集したり、ポスターやパンフレットを作成するなど普及啓発活動を抜本的に強化すること。

⑦区市町村と協力し、耐震改修事業を地域経済の振興策、福祉のまちづくりとの連携事業としても位置づけ、中小建設業者の振興、バリアフリー化やリフォームと結合させて推進すること。

⑧超高層マンションについては、感震ブレーカー設置を義務づけるなど地震火災対策を抜本的に強化すること。

（３）マンションの耐震化の促進

①マンション啓発隊の拡充、ＮＰＯの活用など、マンション管理組合への親身な相談体制を拡充し、合意形成を支援すること。

②マンションの耐震診断・改修への助成率・上限率を抜本的に引き上げ、改修を行う管理組合の費用軽減を図ること。人命を守る立場から、共用部分やマンションの１階・２階部分の耐震化など、部分改修についても助成するなど、制度を拡充すること。外壁落下防止などの防災機能向上に対して抜本的な助成制度をつくること。

③リスタート運転機能、停電時自動着床装置、Ｐ波感知型地震時管制運転装置などのエレベーター閉じ込め防止装置の設置について、既存マンションもふくめて義務付けを検討し、助成を行うなど、エレベーターの地

震対策を強化すること。
④家具、電気温水器、受水槽、高置水槽などの転倒防止について呼びかけ、必要な支援を行うこと。スプリンクラーや防火扉などの耐震強化を促進すること。
⑤備蓄倉庫の設置、震災や津波時に避難所となるマンションとの協定締結などを進めるとともに、必要な支援を行うこと。

（4）都営住宅の耐震化の促進
①都営住宅の１００％耐震改修は早期完了をめざすこと。改修にあたっては、居住者の住環境保全に配慮した措置をとること。当面の改修が困難な住棟に住む居住者については、希望に応じて近隣の住棟への転居も可能とするなどの対策を行うこと。
②建て替え対象住宅も耐震診断を行うとともに、当面の建て替え計画がない建物は、耐震改修を行うこと。

（5）学校など避難所にもなる公共建築物の耐震化の促進
①東京都が所有する防災上重要な公共建築物の耐震化を早期に完了させること。
②公立・私立の小中学校、高校、幼稚園、保育園等の施設耐震化への支援を強め、早期に完了させること。
③公立学校の耐震補強工事等に対する補助制度を拡充し、早期にすべての学校施設の耐震補強を実現すること。また老朽校舎の改築、改修、増築に補助を行うこと。

（6）液状化・地盤対策の強化
①都として追加ボーリング調査や、区市町村及び民間機関との協力によって、より精度の高い地盤情報を集めるよう努めること。インターネットを利用しない都民にも容易に液状化予測や地盤地質柱状図などを閲覧できるようにすること。
②都民が、みずから宅地地盤の診断及び改良工事を行う場合に、必要な技術的援助と費用の助成を行うこと。
③宅地や住宅の販売会社に対し、購入予定者への地盤の品質説明、対策工法と費用などについての専門家による説明を義務づけること。
④多摩地域の大規模盛土造成地の変動予想調査を行い、住民に情報提供すること。地滑り、急傾斜地崩壊対策を強化すること。改修への支援も所有者負担や区市町村負担分を都が援助するなど、区市町村と協力して進めること。

（7）長周期地震動対策の強化
①長周期地震動への対策について、構造物、外壁パネルなど非構造物、エレベーター対策、照明・オフィス器具・家具の転倒防止など室内の安全確保、水や食料備蓄などの避難時対策など、それぞれの側面から調査し、必要な指導を行うこと。
②長周期の揺れに短周期の揺れが重なることによる、超高層ビルの中層階での変形など、東日本大震災で新たにあらわれた問題について調査し、適切な対策を講じること。

（8）海抜ゼロメートル地帯など東部低地帯の浸水を防ぐ河川の堤防・護岸の耐震化の促進
①都が管理する東部地域の河川の堤防・護岸などについて、耐震化を緊急にやりとげること。
②耐震強度の調査結果にもとづいて定められた、地震時に損傷の危険性がある堤防、水門等の耐震強化計画を早期に進めること。

（9）上下水道、電気、ガスなどライフラインの耐震化の促進

①災害時の電力確保のためにも、小規模分散型の再生エネルギーの普及と活用を促進すること。
②電気事業者に施設・設備のいっそうの耐震化を求めること。発災時に防災拠点となる病院や学校、避難場所・避難所、社会福祉施設はもとより、幼稚園、保育所等に対し、自家発電設備の設置を支援すること。
③電柱の倒壊による停電や道路閉塞を防止するため、電力事業者と連携して、電線類の地中化を促進すること。
④震災による停電時にも自立運転により電気使用が可能な太陽光発電、電気・水道停止時にも非常用水としてタンク内のお湯が使用できる太陽熱利用機器の設置を、促進すること。避難施設として貢献する事務所やマンションの自家発電装置の設置に対して、支援を行うこと。
⑤東京ガスの経年管や、震災時にガス漏れを引き起こしやすい白ガス管の取り換えをはじめ、設備耐震化の実施状況を点検し、より規模や震度の大きな地震への対応を図るよう求めるとともに、復旧計画の再検証を求めること。
⑥上水管の耐震継ぎ手など送配水管、配水池・ろ過池および浄水施設、下水処理場の耐震化や自家発電設備の設置、下水管やマンホールの耐震化および浮上防止など、上下水道施設の耐震化、液状化対策を抜本的に強化すること。
⑦断水時の飲料水・トイレ等の確保の取り組みや、給水拠点や給水車の拡充など、抜本的に強化すること。水道管の直結給水栓化を促進すること。
⑧水再生センターの津波対策を強化し、津波防護壁の設置、地盤のかさ上げ対策を行うこと。

（１０）鉄道・道路など交通の耐震化の促進
①道路、鉄道のトンネル、橋梁をはじめとした都市インフラの老朽化対策と耐震化を、緊急に進めること。
②停電時に信号滅灯に伴う交通混乱を回避するために、信号機に非常用電源設備の整備を促進すること。
③都営地下鉄はもとより、都内で運行する鉄道の耐震化については、震度７を想定し、構造物の補強、土砂崩れ防止、液状化について徹底した調査を行い、対策を講じること。立川断層帯などによる地震の地盤変動を想定した鉄道施設の耐震強化を促進すること。
④都営地下鉄の入出庫線高架部の柱等、法定外の部分の耐震補強を実施すること。
⑤発災時に安全確認を行い、万全を期したうえで早期に運行を再開するための人的・物的体制について、鉄道事業者と協力して点検し、必要な補強を求めること。避難誘導や保線など安全にたずさわる現業職員のリストラ・外部委託の見直しを求めること。乗客の避難誘導や情報提供、施設の点検のためにも、被災時の連絡・通信網の確保を図ること。
⑥都営地下鉄をはじめとする鉄道各社において、地震とともに津波による水害を想定し、必要な対策・訓練を行うよう求めること。都営地下鉄・本所吾妻橋駅の防水扉を電動式に改善すること。
⑦地震および津波情報が、列車乗務員、駅職員にすみやかに伝わるよう対策を講じること。
⑧路面下空洞調査を行い、道路の維持管理を強化すること。

（１１）津波対策の強化
①地震、津波、高潮、豪雨などの複合災害を想定し、防潮堤、護岸、水門、防潮扉（陸こう）など海岸保全施設を総点検し、必要な整備・耐震化を緊急に進めること。
②堤防外に多数存在する建築物などの被害を防止する対策を実施すること。津波による浸水危険地域にある福祉施設や事業所など多数の人が出入りする施設にたいしては、津波対策の指針（ガイドライン）を都として策定し、周知すること。

（１２）東京湾石油コンビナート等の防災対策の強化
①東京湾岸に林立する石油タンク等危険物施設の安全対策を、抜本的に強化すること。国まかせにせず、都み

ずから湾岸の関係自治体と協力し、総点検と安全化を緊急に進めること。

（１３）原子力災害対策の強化

①「東京都地域防災計画」の「原子力災害編」について、東日本大震災と福島第１原発事故から全面的に教訓を引き出し、原発に批判的な学者もふくめて広く有識者・専門家の英知を結集し、都民に開かれた検討のもとに修正・改善すること。

②浜岡原発での原子力緊急事態の発生を想定し、その重大な影響から都民の生命および財産を守るための計画または指針を策定すること。

６　消防・救急体制の充実

（1）消防と救急体制の強化

①救急体制の拡充のために、救急車を大幅に増強し、救急隊員を増員すること。救急機動部隊を増設すること。

②女性隊員を増員し、トイレ設置やリフレッシュカー購入など女性が働きやすい環境を整備すること。

③大地震に備えて、家屋の倒壊や火災に対応するための資器材、救助用資器材等を、各消防署に整備し、充実を図ること。

④防災設備（防火水槽なども）を地域にきめ細かく配置すること。消防設備は、住民の初期消火活動に役立つよう、使いやすいものを使いやすい場所に配置すること。井戸の役割設置と活用も重視すること。

⑤多摩地域の消防署未設置の市に消防署の設置を急ぐこと。その建設用地は都費により取得すること。山間部町村にヘリポートを増設するなど消防・救急体制を抜本的に強化すること。

⑥耐震防火水槽の設置を促進すること。深井戸の整備をすすめ、水利の確保を促進すること。多摩地域の防火水槽不足地域の解消を図るために市町村への補助を行うこと。災害井戸を復活し、活用を図ること。

⑦ウレタンボートの配備など水害対策を強化すること。

（2）地域防災力の中核である消防団の拡充・強化

①消防団の団員充足率を９０％以上に高めるために、女性団員を含めて団員加入を抜本的に促進すること。

②２３区消防団の分団本部施設の改築・改修とともに、分団本部施設の未設置を急いで解消すること。

③団員の報酬や費用弁償などの処遇を大幅に改善すること。

④新型防火帽や救命胴衣など装備の充実をはかること。

⑤多摩地域の消防団の施設、機材・装備の整備、待遇など２３区の消防団と同等となるよう市町村を支援すること。

（3）発災時の安全確保の強化

①停電しても信号機が消灯しないように、自動的に起動する発電機の創設を急ぐこと。

②倒壊建物や土砂崩壊箇所などに設置し、再崩壊などを監視するためのシステムを整備すること。

７　東日本大震災・原発事故の被災地・都内避難者への支援の充実

（１）被災地住民の生活と自治体への支援の強化

①被災者が、衣食住の生活基盤、保健・医療・福祉・介護などで、健康で文化的な生活を確保できるよう、引き続き専門職を含む都職員の派遣、ボランティアへの支援などを進めること。

②被災地自治体の行政機能を支援するため、都内区市町村と協力し、引き続き行政事務に長けた職員の派遣を行うこと。現地派遣の体制を維持すること。

（２）水産業や農業、商工業、観光などの産業基盤回復への支援の強化

①引き続き被災地の産業を支援し、水産物・農産物などの都内での消費拡大を促進するために、被災３県の物産販売促進と観光案内、復旧ボランティア活動の紹介などを恒常的に行える施設を提供するなど、総合的支援を行うこと。

②被災県への観光ツアー支援を継続・拡充し、観光客の増加と消費拡大につながるよう支援を強化すること。

③被災地復興展示会や、被災県における中小企業の復旧・復興、ビジネス革新などに対する支援を実施すること。

（３）都内避難者への支援の継続・強化

①被災者・避難者の都営住宅等への入居、民間賃貸住宅の借り上げ住宅について、区域外避難者もふくめ、被災地に戻れる条件が整うまで行うよう、国および福島県にたいして強くはたらきかけること。

②公営住宅の目的外使用の制度を活用し、都営住宅の確保や民間賃貸住宅の借り上げを行い、福島県及び国が、区域外避難者の応急住宅を打ち切ったもとでも都内で安定した居住が継続できるようにすること。

③都内への避難者が、都民と同様の行政サービスを受けることができるよう、支援を継続・拡充すること。福島第一原発事故の影響による被災者・避難者については、避難指示地域の内外を区別せず、支援を実施、継続、拡充すること。

④避難者のコミュニティづくりを支援し、孤立防止対策を継続すること。そのため、全戸訪問や、区市町村の施策への支援、相談窓口の常時設置、保健師や民生委員の訪問による対応など、継続して行うこと。

⑤上下水道料金の減免の期限を延長し、被災地に戻れる条件が整うまで継続すること。

⑥乳幼児および子ども医療費助成は、加入している公的医療保険や避難元の自治体に関わらず窓口での一時支払いを要しないようにすること。原発事故によって避難しているすべての人たちの医療費の一部負担金が免除されるようにすること。

⑦高齢者や障害者の交通費の負担軽減を復活し、利便性向上のため、一日乗車券ではなく、パスにすること。また、適用範囲を都営交通だけではなくシルバーパスと同規模に拡大すること。

⑧就業を希望する避難者については、都自身はもちろんのこと区市町村とも協力し、適切な雇用を創出すること。都立職業能力開発校や民間教育訓練機関での職業訓練の被災者支援枠を継続・拡大すること。

⑨都内に避難している子どもたちの学校教育の機会を確実に保障するために給付型の奨学金の支給、施設費や修学旅行費、交通費、学用品などの支援を実施すること。被災・避難児童・生徒を受け入れている私立学校に対し、特別補助を行うこと。

⑩私立幼稚園に通う被災・避難園児保護者に対し、入園料、保育料等の負担が生じないようにすること。また園児受け入れ幼稚園に対し特別補助を行うこと。

⑪乳幼児をはじめ、すべての都内避難者について、内部被ばくをふくめた健康診断を定期的に実施し、行動

の記録もできるようにすること。
⑫被災によるＰＴＳＤ（心的外傷後ストレス障害）の診断・治療に対する支援体制を強化すること。

８　放射能から子どもたちを守るために

（１）放射能から子ども、妊婦、都民を守りぬく姿勢と体制の確立
①都内の土壌、東京湾の海底土、河川の河床土、地表土、大気、水道、降下物等について、すべての放射性核種の調査・分析を継続的に行うこと。食肉、野菜、魚介類、牛乳など食品の放射能検査および安全確保対策を強化すること。
②内部被ばくの予防対策を抜本的に強化すること。子どもたちの疫学的な健康調査を、継続的に実施すること。甲状腺エコー検査への補助を行う区市町村を支援すること。
③都民や児童生徒の保護者が都有施設内の放射線測定を希望する場合は、受け入れること。その測定値が高かった場合は、都としても調査し、除染などの対策を実施すること。
④放射能測定および除染にかかる費用と、風評被害などの損害への補償は、東電と国に支払いを求めること。

〈２〉東京２０２０オリンピック・パラリンピックの成功

９　経費の削減と透明化をすすめ、平和、人権、スポーツ・文化を推進する大会に

（１）オリンピック憲章、アジェンダ２０２０を生かし、ＳＤＧｓに貢献する大会に
①東京２０２０大会が、スポーツを通じて国際平和と友好を促進するとともに、人間の尊厳保持に重きをおき、環境問題に関心をもち、持続可能な発展を促進するというオリンピック憲章の実現の場となり、国民、都民スポーツの振興の機会となるようにすること。そのために国民・都民の生活や環境と調和のとれた、財政負担に無理のない取り組みを進めること。
②開閉会式での平和のメッセージの発信や関連イベントの実施など、世界に向けて平和と核兵器廃絶の立場を発信するとりくみを強めること。
③旭日旗のもちこみは認めないよう、組織委員会に申し入れること。
④大会における既存電力の契約について再生可能エネルギーに切り替えるよう努めること。
⑤大会においてのゴミ分別、収集は、過去大会やラグビーワールドカップでの経験も生かし、資源循環にとりくむこと。
⑥パートナー企業が大会の主旨にふさわしい企業活動を行っているか調査し、問題があれば是正すること。

（２）五輪経費の削減と透明化
①五輪経費は大幅な削減と透明化、民間資金確保などの増収対策等をはかること。都負担の共同実施事業の内

容を明らかにすること。ＩＯＣに対しても経費削減への協力を要請すること。
②五輪にむけ整備する競技場は、ひきつづき整備費削減につとめるとともに、仮設施設整備費などを縮小し、東京都の経費分担６０００億円を縮減すること。既存施設の改修費や有明体操競技場の整備費なども五輪経費に加えること。
③選手村は、建設予定地（都有地）を住民訴訟の鑑定結果の９２％引きもの安値で、特定建築者である大手デベロッパーに売却し、１４８０億円も優遇するというやり方を改め、基盤整備費の負担をふくめ適正な負担を求めること。五輪後に住宅として使用する場合、都営住宅やアフォーダブル住宅など、都民が低額で使用できる住宅を相当数確保すること。
④国にたいし財政的にも開催国にふさわしい責任を果すことを求めること。明治公園の無償提供、貸与は是正すること。新国立競技場の整備計画は周辺の環境と景観に配慮すること。

（３）大会の成功と都民生活との両立をはかる
①日影と風と水分補給の酷暑対策をしっかりおこない、アスリート、関係者、ボランティア、観客の命と健康を守ること。
②大会期間中の首都高料金施策は、小規模企業や港湾通勤者など、明らかに仕事の車両の場合は除外すること。
③大会ボランティアや都市ボランティアなどに、ボランティア休暇の推進や交通費の支給、十分な研修、抗体検査および予防接種を行なうこと。本来雇用すべきスタッフをボランティアでまかなうことはやめること。
④事前キャンプ誘致やボランティア養成、ボランティアコーディネーター育成などの区市町村のとりくみを支援すること。組織委員会への公務員の派遣は、本来業務に支障の出ないようにすること。
⑤大会開催時やその前後の時期に、都民や東京を訪れる人に対して必要な医療を提供するため、救護所の設置や診療時間の延長などの医療体制の確保や、必要な助言、調整を行う専門家の配置を行うこと。
⑥オリンピック教育の推進については、オリンピック理念に基づき、国際親善や世界平和に果たすスポーツの役割の理解を深め、世界の多様な価値観を学び、平和な国際社会の実現に貢献できる内容にすること。学校現場の自主性を尊重し、押しつけにならないようにすること。
⑦学校でとりくむ東京２０２０大会の観戦は、地域や個々の実情に応じて会場内までの引率者を拡充すること。保護者の介助が必要な児童生徒の保護者のチケット代、専修学校、各種学校で観戦を希望する学校のチケット代は、都が負担すること。
⑧東京２０２０大会開催にともない、子どもたちが楽しみにしている臨海・林間学校等が中止などの影響を受けないよう必要な措置を講ずること。
⑨高校総体、中体連（東京都中学校体育連盟）の大会が開催できるように宿泊費の補助などを行うこと。

（４）パラリンピック大会
①パラリンピックに向けた競技環境の整備、競技者、伴走者などの補助者、コーチ、スタッフ、競技用補装具などへの支援の拡充を行うこと。また大会後も継続して支援できるような体制を構築すること。
②大会時の障害者の会場アクセスは、鉄道のバリアフリー化とともにバス利用を増やし、円滑に移動できるようにすること。
③知的障害者などが大会会場や選手村などでのボランティア活動に参加しやすい条件を整え、追加募集すること。
④五輪会場のバリアフリー化は大会後の障害者の利用にも寄与するものとすること。
⑤大会を契機に、障害者の地位向上や雇用の場の拡大をはかること。鉄道や公共空間のバリアフリー化を促進するよう、国および関係機関に働きかけること。

〈3〉子ども・女性等の権利を守り、子育て支援を進める

１０　保育の充実・待機児ゼロの実現

（1）認可保育園の増設と質の充実

①保育の新しい整備目標の策定にあたっては、国基準の待機児童に含まれないいわゆる「隠れ待機児童」も含めてゼロにできるよう、整備目標を大幅に引き上げること。認可保育園の増設を中心にして、質の充実を図りながら待機児童ゼロを早期に実現できる予算措置をすること。

②認可保育園の整備費補助の高騰加算については、引き続き建築単価に応じた必要な引き上げを行うこと。また、包括補助を活用した場合も高騰加算と同様の補助基準額の引き上げを可能にすること。

③待機児童解消区市町村支援事業の補助率引き上げの要件は、自治体の規模を考慮したものにするなど緩和すること。

④認可保育園整備への用地費助成（購入費補助）を創設すること。

⑤国有地、民有地の借地料補助を補助期間の延長などさらに拡充すること。

⑥既設の保育園が園庭を確保する場合の借地料などへの補助、あるいは複数の保育園による共同園庭の確保への支援、区市町村と連携して園庭の代わりにもなる公園整備を進めること。

⑦保育の質を向上し、長時間・過密労働、サービス残業等をなくすため、人員配置を抜本的に増やすこと。

⑧公立保育園の新設や増改築を行う区市町村に対し、都独自に整備費補助を実施すること。また、公立保育園の運営費への補助を実施すること。

⑨保育サービス推進事業は、単価の引き上げをはじめとした拡充を行うこと。対象事業のうち、補助率が２分の１となっているものについて、補助率を引き上げること。

⑩産休明け・０歳児保育、延長保育に対する支援を拡充し、実施園を大幅に増やすこと。休日保育、夜間保育への支援を、保育の質を守りながら都として拡充すること。障害児保育への支援を拡充し、医療的ケア児への保育のための看護師等の配置への支援は公立施設も対象とするなど拡充すること。

⑪食物アレルギーの子どもを受け入れる保育園に対する支援を拡充すること。

⑫保育園の経理を施設ごとに区分し、財務諸表の公表を義務付ける制度を作ること。

⑬保育施設等の重大事故検証委員会は、事故後速やかに開けるよう体制を強化すること。重大事故の情報をわかりやすく公表すること。

⑭定員割れしている認可保育園でも安定した経営ができるよう支援を行うこと。

⑮営利企業による認可保育園、認証保育所等の全面的な実態調査を実施すること。

（2）幼児教育・保育の無償化への対応

①幼児教育・保育の無償化に伴い、実費徴収とされた給食の副食費について、無償化するための予算措置を行うこと。

②都の行っている多子世帯の保育料の負担軽減は、公立保育園も対象にすること。

③０～２歳児も含め、無償化が実現できるよう、多子世帯以外も含め、都として支援を行うこと。

（3）保育士の確保と待遇改善

①都として保育士の給与を月５万円改善すること。私立保育園等の保育士等キャリアアップ補助は、経験年数加算を行うことをはじめ、改善・拡充・増額するとともに、キャリアパス要件と第三者評価受審の要件はなくすこと。確実に処遇改善に結びつけるとともに、受給している株式会社が配当を行うことは禁止すること。収入に占める人件費の割合が一定以上であることを新たに要件とすること。対象事業のうち、補助率が２分の１となっているものについて、補助率を引き上げること。

②保育士等が本来の業務に専念できるように、保育所における事務等運営体制の強化をはかるための予算を拡充すること。

③奨学金を返済している保育士の負担軽減をすること。

④保育士の就労状況等を把握するため、毎年、保育士実態調査を行い、取り組み課題を明らかにすること。

⑤保育士等キャリアアップ研修を身近な地域で確実に受講する機会を保障するため、手立てを取ること。

（4）公的保育制度の維持・拡充、認定こども園への支援

①認可保育園の職員配置や面積・採光等の基準を引き下げず、かつての都基準まで改善し、さらに拡充すること。

②幼保連携型認定こども園の基準は、幼稚園の基準と認可保育園の旧都基準のそれぞれ高い方に合わせること。

（5）保育施設への指導監督の充実

①保育施設への立入調査は、認可保育園を含めてすべての施設を年一回以上回れるようにするとともに、事前通告なしの立入調査を増やすこと。

②認可外保育施設への巡回指導の結果について、施設ごとの結果を詳しく公表すること。

③改善勧告や営業停止命令、施設閉鎖命令等を必要な時に速やかに行うようにすること。

（6）事業所内保育所の活用

①区市町村が認可する、認可保育園と同じ基準を満たした地域開放型の事業所内保育所の整備を促進すること。整備する事業者の負担軽減を行うこと。

（7）企業主導型保育の規制

①保育士の配置が２分の１でよいことや、自治体が関与せずに設置できるため様々な問題が生じている企業主導型保育について、新設の停止も含めた抜本的な改善を国に求めること。

（8）認証保育所制度の改善・見直し

①職員配置や面積などの設置・運営基準を改善すること。６割以上となっている有資格者（保育士）の割合を引き上げ、１０割を原則にすること。

②営利企業の参入は中止し、非営利原則を明確にすること。

③補助金と保育料による運営費の使途について、株式配当などに使うことや融資の担保にすることは禁止するとともに運営費の人件費比率を一定水準以上に定めるなど、運営費が保育の質の向上につながるような基準を設けること。

④虚偽申請などの不正が明らかになった場合、介護保険制度と同様、その事業者が運営する系列園に同じ処分を適用する「連座制」を、認証保育所にも導入すること。

⑤認証審査や指導検査を改善・強化すること。

（９）保育室・認証保育所等への支援
①保育士の割合を高めているところ、より多くの職員配置をしているところには補助を増額すること。
②認可保育園への移行を希望する認可外保育施設への支援を拡充すること。
③区市町村独自の制度で行っている保育室等が安定して運営できるよう都として位置づけ、財政支援すること。
④保育室から移行した認証保育所、定期利用保育事業への運営費補助は、定員定額制にすること。
⑤都内の保育施設に通うすべての子どもたちに格差なく防災、救命対策の費用が補助されるようにすること。

（１０）地域型保育事業等の安全と質の確保
①家庭的保育制度、およびファミリー・サポートセンター事業における事故防止対策を強化し、保育の質の確保・向上を図ること。
②国家戦略特区により小規模保育で３歳以上の子どもを預かれるようにする仕組みはやめること。

（１１）学童保育の増設と質の充実
①各区市町村の条例で定める学童保育の基準が引き下がらないように、また、「放課後児童クラブ運営指針」に沿った学童保育が実施されるように、基礎自治体に働きかけること。
②待機児ゼロと大規模化の是正のため、学童保育の整備目標を引き上げ、施設整備費補助を拡充すること。
③都型学童クラブ事業は、補助額を引き上げ、公設公営も対象にすること。
④学童保育指導員の確保・待遇改善への支援を強化すること。
⑤指導員の研修は、十分な定員数を確保し、指導員が参加しやすいように日程や場所などに配慮するとともに、内容は学童保育関係者と協議して実施すること。資格要件の緩和はしないこと。学童保育指導員の資質向上研修事業を拡充すること。
⑥保育時間の延長、土曜保育、障害児の受け入れ等を促進するため、「子育て推進交付金」や学童保育に使える補助金の大幅増額をすること。障害児を受け入れるための施設改修経費への補助を行うこと。
⑦すべての児童を対象とする放課後子ども教室との一体化は認めないこと。学童保育と放課後子ども教室は、それぞれに拡充すること。

１１　子どもの貧困対策、子育て支援の推進

（1）子どもの貧困をなくす総合対策の推進
①都立大学の子ども・若者貧困研究センターと連携した子どもの貧困についての研究を生かし、子どもの貧困をなくすための総合対策と数値目標をはっきり掲げた「子どもの貧困対策推進計画」を策定すること。
②子どもの貧困対策に関する局横断の連携体制をさらに強化するとともに、外部有識者も参加する「子どもの貧困対策に関する検討会（仮称）」を設置すること。
③児童育成手当を増額するとともに、ひとり親でない貧困世帯への手当制度を創設すること。
④子どもの貧困について、子ども・若者自身が学ぶ機会を保障する施策を実施すること。
⑤貧困の子どもへのバッシングを許さない姿勢を都として明確にし、子どもの貧困に関する講演会や研修会の開催をはじめとした啓発事業を実施すること。
⑥こども食堂への財政支援を拡充すること。
⑦子どもが気軽に立ち寄れ、食事の提供や学習支援等を行う居場所づくりへの支援を拡充すること。そうした取り組みを行う団体の立ち上げや連携を進める区市町村への支援を拡充すること。

⑧生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習支援事業の実施を広げ、内容を拡充するため、財政支援を拡充すること。
⑨子どもの貧困対策に関する専任職員を配置する区市町村への財政支援を拡充すること。

（2）子どもと子育て家庭への経済的支援の充実
①義務教育就学児医療費助成は、外来２００円の負担をなくし、通院についても無料化すること。乳幼児医療費助成をふくめ所得制限を撤廃すること。
②子どもの医療費助成を１８歳まで拡大すること。
③新生児のミルク代など子どもの入院時食事療養費への助成を行うこと。
④出産育児一時金を都独自に増額するとともに、妊婦健診の自己負担無料化を実現するなど、妊娠・出産にかかる費用の無料化を進めること。
⑤妊産婦医療費無料化を実施すること。
⑥出産祝い金の支給、出産・育児支援の都営交通やバスなどの無料パス交付や、一定額まで公共交通を利用できるマタニティパスの交付を実施すること。

（3）地域における子育て環境の整備
①病児・病後児保育を大幅に増やすため、小児科の診療所・病院への支援を強化するなど、増設促進対策と財政支援を拡充・強化すること。
②出産前から小児科医の支援を受ける「ペリネイタルビジット」への支援を行うこと。
③産後の宿泊ケアやデイケアなどを実施する区市町村を支援する「子育てスタート支援事業」を拡充すること。
④産後ケアを実施する区市町村への支援を拡充すること。
⑤産婦への健康診査を行い、産後うつの予防対策をする区市町村への支援を拡充すること。
⑥全ての子育て家庭に対して妊娠期から専門職による切れ目ない支援を行うとともに、育児パッケージを配布する「ゆりかご・とうきょう」事業を引き続き行うとともに内容を拡充し、実施を広げること。
⑦理由を問わずに利用できる一時保育事業を拡充すること。ショートステイ、トワイライトステイなどを拡充するため、委託費の地域格差を是正すること。当日利用できるショートステイを広げるとともに、自己負担の軽減を進めること。要支援ショートステイ事業の実施を広げること。
⑧子育てひろば事業や子育てサロンなどに取り組む団体への支援を拡充すること。
⑨子育てサークルの育成・支援を行うこと。区市町村に対し、子育て相談や子育てサークル活動等を行う子育て支援拠点施設の整備に要する費用を補助すること。
⑩区市町村による「子どもの事故防止センター」整備への支援を行うとともに、医療機関における子どもの事故の事例検討など、子どもの事故防止対策を推進すること。
⑪すべての子どもの死因を調査・研究し、予防に役立てるチャイルドデスレビュー制度を国と連携して構築すること。
⑫冒険遊び場（プレイパーク）の整備を進めること。プレイリーダーの配置、および養成や研修、研究交流会等への支援を行うこと。
⑬旧こどもの城の建物は、大型児童館として果たしてきた役割を踏まえ、子どもや若者、演劇関係者などの声を聞いて活用の検討を進めること。
⑭病気や障害等でケアを必要とする子どものきょうだいが抱える心理的、社会的な問題等への支援を行うこと。
⑮新生児聴覚検査が無料で受けられ、必要な療育等につなげることができる仕組みを全都で構築すること。
⑯弱視の子どものスクリーニング検査が広がるように、都として支援を行うこと。
⑰多胎児の世帯の子育てにおける困難などの実態を調査し、家事・育児を行うヘルパー派遣など訪問型支援

の充実、ピアサポートの推進など、総合的な支援策を実施すること。
⑱双子用のベビーカーをたたまずに都営バスなど公共交通で移動できるよう、検討を進めること。

１２　子どもの権利保障の強化、児童虐待防止対策

（1）「子どもの権利条約」にもとづく施策の推進
①「東京都子どもの権利条例」を制定し、子どもの権利擁護システムを構築すること。
②子どもが権利の主体であることについて、積極的に広報・普及啓発を行うこと。
③子どもの権利擁護専門相談事業を拡充すること。
④子どものアドボケイトの仕組みを確立すること。

（2）児童相談所の充実
①国の新たな配置基準を踏まえ、児童福祉司、児童心理司を大幅に増やし、夜間・休日をふくめ３６５日２４時間対応できる体制を整備すること。
②児童福祉司、児童心理司を安定的・継続的に確保・育成する中長期的計画をつくり、ただちに具体化に着手すること。児童相談所の任期付や非常勤の職員で実績・経験のある人、福祉の有資格者からの採用・登用をひろげること。
③今後の都立児童相談所の配置のあり方についての考えを明確にし、多摩地域などで児童相談所を増設すること。
④区市町村職員の児童相談所への派遣の受け入れを拡大すること。
⑤児童相談所職員の処遇改善を進めること。
⑥情緒障害児等の治療指導事業を拡充すること。
⑦常勤化を含め、弁護士の配置を拡充すること。

（3）特別区への児童相談所設置への対応
①特別区への児童相談所の設置に関する協議については、子どもの最善の利益を最優先にした丁寧な対応を行うこと。専門性のある人材の確保等の課題の解決が児童相談所設置の前提であり、拙速な設置とならないようにするとともに、特別区が児童相談所を設置する場合には、子どもの最善の利益の立場から最大限の支援を行うこと。
②特別区の児童相談所開設当初の一定期間、都の経験ある職員を派遣すること。
③東京都の児童相談所の研修の区市町村職員への開放や、児童相談所設置区との合同研修など、人材育成のための協力を広げること。
④一時保護所及び社会的養護、自立援助ホーム等の広域調整を適切に行える仕組みを構築すること。
⑤東京都の児童相談所と特別区の児童相談所の間で、養育家庭や施設への措置状況、一時保護所の利用状況等の情報の共有と、引っ越しがあった際の情報の引継ぎが適切に行える情報システムを構築すること。
⑥社会的養護の都加算が今後も維持され、発展させていくことができるよう、特別区との調整を進めること。
⑦サテライト型児童養護施設の運営が適切に行えるよう、取り扱いについて整理すること。
⑧養育家庭が少ない区や養育家庭支援の社会資源に乏しい区での養育家庭支援の拡充策について明確にすること。養育家庭に対する研修や東京養育家庭の会による各種イベント等については、当面特別区ごとに分割することなく、現行と同様に行えるようにすること。

⑨設置区が行う児童相談所自体の事務と児童相談所設置自治体となったことで行うこととなる事務、および現在の東京都独自事業（上乗せ・横出しを含む）で区が行うことになるものにかかる財源について、都区財政調整制度で保障をすること。

（４）一時保護所の充実

①一時保護が必要な子どもたちの急増に見合うよう一時保護所を増設し、定員枠を大幅に増やすこと。児童養護施設への一時保護委託を促進すること。

②子どもたちが少人数の落ち着いた環境で生活できるよう、既存の一時保護所も国が定めた新基準を守れるようにすること。一時保護所の施設設備の基準を、都独自に拡充すること。

③一時保護所内での不要なルール（明文化されていないが実質的に存在するものも含む）や個別指導をなくすこと。

④職員の配置を充実し、子どもの処遇を改善するとともに、入所期間の短縮をはかること。

⑤各児童相談所で土日も看護師が配置できるようにすること。

⑥一時保護所に十分な教員を配置して、分校や分教室を設置し、小中学生、高校生への教育保障を充実させること。

⑦一時保護所での食事の提供は直営で行うこと。

⑧新宿区が児童相談所の開設を延期したことを踏まえ、一時保護所として使用する予定の施設を都の一時保護所として活用することについて検討を進めること。

（５）子育て家庭の孤立の打開、相談支援体制等の充実

①先駆型子ども家庭支援センターへの虐待対策ワーカーの増配置、虐待対策コーディネーターの配置を進めるため財政支援を拡充し、区市町村の虐待対応力を強化すること。

②区市町村による子ども家庭総合支援拠点について、更なる整備を促進すること。

③区市町村の子ども家庭支援センター内に児童相談所のサテライトオフィスを設置するモデル事業を実施すること。

④院内虐待対策委員会の設置、事例検討など、医療機関における虐待対応強化事業を推進・拡充すること。

⑤全家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」と「新生児訪問事業」の連携を促進し、全区市町村で実施できるよう、支援すること。

⑥区市町村による要支援家庭に対する見守りや訪問、家事・育児・保育所への送迎などに対するヘルパー派遣など、利用料が無料または低額で使いやすい支援を拡充すること。

⑦１０代の出産・育児に対する相談支援事業を実施すること。

⑧未受診妊婦についての全数調査を行い、子どもと妊産婦への支援に活かすこと。

⑨子どもへの暴力防止を推進するＣＡＰプログラムなどの学校、児童福祉施設等への導入を進めること。

⑩体罰によらない子育ての重要性とその方法について、普及啓発を行うこと。

⑪オレンジリボン・キャンペーンをはじめ、児童虐待防止の普及啓発を強化すること。

⑫「東京都虐待防止白書（仮称）」を定期的に発行すること。

⑬児童虐待に関するＳＮＳを利用した相談支援を、２４時間体制で行うこと。

１３　社会的養護の充実

（１）児童養護施設等の充実

①空白地域への児童養護施設の設置など計画的な施設整備を進めること。施設整備費補助を拡充するとともに、都有地を無償または低額で貸与すること。

②施設不在区市等に設置する本園に準じた機能をもつ事務所である「サテライト型児童養護施設」の増設をすすめること。

③専門機能強化型児童養護施設の総括を踏まえ、心理職の配置の児童心理治療施設と同水準への引上げ、精神科医の配置のための単価の引き上げ、指導的職員の加配など、施設機能を一層充実強化すること。

④都立児童養護施設がより手厚い支援を必要とする子どもを受け入れていることに見合った心理職など専門職の増配置と育成の強化を行うこと。小規模ユニット化、個室化を進めること。

⑤児童養護施設などを退所した児童に対する住まいの確保策を拡充するとともに、家賃補助を行うこと。

⑥児童養護施設の小規模化および地域分散化を進めること。グループホームの整備費補助を拡充すること。グループホームについて、集合住宅での開設や定員４～５人での開設を可能にすること。グループホーム・ファミリーホーム整備促進事業を既存のホームにも適用すること。

⑦建設後、地域にグループホームを設置したことなどにより定員が減少した児童養護施設への解体費用への補助は、建設時の定員に基づく単価で行うこと。

⑧小規模グループケアおよびグループホームにおいて複数勤務体制をとれる職員配置にすること。グループホーム等支援員の配置を増やすこと。グループホームに、心理士、育児支援コーディネーター等を配置すること。

⑨保育人材の確保対策と同様の支援を社会的養護の分野でも行うこと。

⑩児童自立支援専門員養成機関が併設されている国立武蔵野学院のような児童養護施設職員養成所を開設すること。

⑪児童心理治療施設を整備すること。虐待などにより重い情緒・行動上の問題をもつ児童の治療的養育・ケアを行う「新たな治療的ケア施設」を拡充すること。

⑫医療・福祉が連携した病虚弱児の施設整備を行うこと。また、病虚弱児の実態調査を行い、福祉、医療、教育の総合的な支援対策を構築すること。

⑬１８歳以降の社会的養護を都独自に確立し、２０歳～２２歳頃まで社会的養護の継続ができるようにすること。大学入学支度金を実費払いにし、大学等進学者の措置延長を積極的に行うこと。

⑭入所時の年齢が中・高校生の割合が増えていることを踏まえ、高齢児童の入所枠の増や、高齢児童を専門に受け入れるための新たな制度の創設について検討すること。

⑮自立支援コーディネーターの複数配置を広げるため、要件を緩和するとともに、退所後の支援に必要な経費を確保するため、アフターケア加算を創設すること。

⑯ふらっとホームの数を増やし、常勤職員を複数配置できるようにすることをはじめとして拡充すること。

⑰小学生の通塾費用への補助を拡充し、額を引き上げること。自動車免許などの資格取得費用の助成を充実すること。

⑱家庭への復帰が見込めない発達障害児、知的障害児等の高校卒業後の受け入れ先を保障すること。

⑲子どもの習い事にかかる経費への支援を行うこと。

⑳社会的養護に係る職員の処遇改善について、東京都加算職員にも適用ができるよう財源措置をすること。

㉑スマートフォンの購入代への支援を行うこと。高校生の学習塾代への支援を拡充し、高校生の部活動、通

学定期代、大学受験料などについて実費払いとすること。
㉒児童自立支援施設と退所後の進学先等との連携を強化し、効果的、継続的なアフターケアを行うこと。
㉓児童指導員等を目指す者を補助員として雇い上げ、現任の児童指導員等の業務負担を軽減するとともに、新たな児童指導員等の育成を図ること。

（２）乳児院の充実
①精神科医師、治療指導担当職員、里親交流支援員等を配置して、治療的・専門的ケアができる体制を整備するとともに、養育家庭への支援を強化する乳児院への支援を拡充し、数を増やすこと。里親交流支援員の配置の条件を見直し、安定的に配置できるようにすること。
②小規模グループケアに対応できるよう、専任職員の増配置を図ること。
③夜勤があるなど他の児童福祉施設における保育士等との労働条件の差を適正に評価し、乳児院職員の増配置に反映させること。
③深夜を含む緊急一時保護の増加や増加する病虚弱児、障害児等に対応できるよう、看護師、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士など職員の配置を拡充すること。
④病虚弱児に対する十分な医療体制および一時保護機能をもつ乳児院を、都立小児総合医療センター等に併設すること。
⑤発達障害をもつ入所児に対し、必要な早期療育が行える施策を講じること。
⑥任意接種ワクチンも含め、必要な予防接種をすべての入所児に対し行えるよう措置すること。
⑦新生児委託推進事業を本格実施とし、拡充すること
⑧事務量の増加に対応するため、事務職員の配置を充実すること。

（３）養育家庭等への支援の充実
①里親支援専門相談員の増員などにより養育家庭を支援する「チーム養育」の仕組みを発展させ、児童養護施設を養育家庭委託後の子どもたちへのソーシャルワークの拠点として機能強化していくこと。自治体の責任と十分な職員配置を明確にした上で、フォスタリング機関のモデル事業を行うこと。
②里親支援等の機能をもつ児童家庭支援センターを設置すること。
③「里親支援機関事業」を拡充すること。
④不調事例の検証を行い、里親支援の充実に生かすこと。
⑤里親が、児童養護に対する専門的知識や技能を十分身につけることができるよう、実習もふくめ、研修を拡充・強化すること。
⑥親族が養育している場合でも要件を満たせば里親制度の対象になることを周知し、登録を増やすこと。
⑦フレンドホーム制度について、養育家庭に委託することで、施設の子どもが養育家庭を知る機会を作ることや、フレンドホームから養育家庭に移行することができるような新しい仕組みをつくること。
⑧高卒後２２歳頃まで、措置延長を含め、住居費や健康保険料、生活費、学費などの支給等を受けられるようにすること。同居を継続する・保証人になるなど、措置解除後もかかわりをもつ里親への支援を拡充すること。
⑨里親家庭での満年齢解除後のアフターケアについて、自治体の責務を明確にするとともに、包括的な支援体制を確立すること。
⑩ファミリーホームの設置を促進し、安定した運営ができるようにするため、支援を充実させること。
⑪スマートフォンの購入代への支援を行うこと。小学生、高校生の学習塾代、高校生の部活動、修学旅行費、通学定期代、私立学校の施設費、大学受験料などについて実費払いとすること。
⑫高校卒業資格の取得できる専門学校・専修学校に通う子どもに対し、高校に通う子どもと同様の保障をす

ること。
⑬里親家庭で暮らす子どもの権利擁護の仕組みを充実すること。
⑭里親への一時保護委託の場合もレスパイトや保育サービスが利用できるようにすること。また、一時保護委託の際に哺乳瓶やミルクなどの必要なものを早急に届けること。

（4）自立援助ホームの充実
①自立援助ホームの機能を拡充するとともに、整備促進を図ること。
②労働基準法を守りながら常時複数配置できるようにすることを目指し、自立援助ホームの職員配置基準を改善すること。
③自立支援計画の策定や就労支援を専門に行うジョブ・トレーナーを全ての自立援助ホームに配置し、常勤にすること。
④自立援助ホーム利用者への医療費助成を拡充すること。
⑤社会生活への移行を段階的に進めるためのステップハウスの初期費用や家賃への補助を行うこと。

１４　ひとり親家庭への支援、女性福祉等の充実

（1）ひとり親家庭への支援の充実
①児童育成手当を増額するとともに、支給対象年齢を引き上げ、所得制限はなくすこと。また、支給は毎月とすること。
②ひとり親家庭医療費助成の所得制限をなくすこと。少なくとも養育費は所得の範囲に入れないこと。また、自己負担の上限額の引き上げは行わないこと。
③都営住宅のひとり親家庭むけ募集枠を拡大し、母子住宅の住戸改善など居住水準を向上させること。ひとり親家庭への家賃助成を創設すること。
④ひとり親家庭支援センターを多摩にも設置するなど増設すること。
⑤高等技能訓練促進費を都として拡充すること。
⑥当事者団体などが取り組む、ひとり親家庭の相談・支援事業に対し財政支援を行うこと。
⑦ひとり親家庭ホームヘルプ事業は、派遣時間の延長、派遣条件の緩和、利用日数の拡大、派遣補助単価の引き上げ、交通費の補助対象化など、拡充するとともに、利用料を無料または低額にすること。
⑧婚姻歴のないひとり親世帯に対し、寡婦（夫）控除のみなし適用を行うこと。
⑨他自治体の取り組みも参考にしながら、養育費の不払いへの対応を強化すること。
⑩働きながら受けられるひとり親家庭向けの職業訓練を実施すること。

（2）居場所のない若年女性等への支援と母子生活支援施設、婦人保護施設の充実
①売春防止法を抜本改正し、女性の尊厳を重視した女性自立支援法（仮称）を作るよう国に求めること。
②居場所がなく街をさまよい、性被害の危険にさらされている若年女性等に対し、必要に応じてアウトリーチや居場所づくりから中長期的な支援までつなげていく仕組みを、自主的な支援を行っている民間団体や婦人保護施設等の力を活かしながら構築すること。「若年被害女性等支援モデル事業」を拡充すること。
③母子生活支援施設を必要とする人が利用できるよう、施設が担っている機能をリスト化し、周知を強化すること。
④支援上の課題が多様化・複雑化していることに対応できるよう、すべての母子生活支援施設職員が、処遇改

善研修を受講できるようにすること。そのために、公立施設に処遇改善費を適用すること。
⑤母子生活支援施設で専任の事務職員を配置できるようにすること。
⑥婦人保護施設で実施されている地域生活移行支援「ステップハウス」の運営費への補助を実施すること。また、地域生活移行支援の専門要員を配置できるよう支援すること。
⑦婦人保護施設における保育室、学童の学習室、プレイルームなどの施設整備、同伴児の健康診断費用および子どもの学習支援を行う人員への支援を行うこと。
⑧婦人保護施設の退所者への通所事業やショートステイなど支援を拡充するため職員配置を増やすこと。退所者自立生活援助事業の対象者人数枠を撤廃すること。
⑨性被害にあった子どもなど、児童福祉と女性福祉の双方の支援を必要とする女性に対して総合的な支援を行う仕組みを構築すること。
⑩女性相談センターを拡充し、機能強化すること。

〈４〉高齢者福祉を拡充し、「地域包括ケア」を整備する

１５　特別養護老人ホームなどの施設と住まいの整備

（１）特別養護老人ホームなど施設の整備と運営の充実
①特別養護老人ホームの増設を促進し、待機者解消を進めること。用地費助成の復活、都有地活用をはじめ用地確保と、施設整備への補助を拡充すること。国有地、民有地の借地料補助を拡充すること。
②公有地を社会福祉法人に貸し付け、整備費を補助する区市町村への財政支援を拡充すること。
③地域密着型サービスの小規模特別養護老人ホームを整備する区市町村への補助を拡充し、整備を促進すること。用地確保支援および運営費補助（経営支援費）を、大規模施設と同様に行うこと。
④利用者の重度化等に対応できるよう、特別養護老人ホームの職員配置について都独自に引き上げた基準を作り、それを保障するために加算を充実すること。島しょ加算、島しょ特別加算を含め、特別養護老人ホーム経営支援事業を抜本的に拡充すること。
⑤特別養護老人ホームを地域包括ケアの拠点として位置づけ、併設加算の充実など支援を拡充すること。
⑥老人保健施設の緊急整備を実施し、施設整備費補助、用地確保のための補助を引き上げること。老人保健施設のリハビリテーション、医療的ケアなどの機能強化を支援すること。
⑦代替職員の人件費補助など、高齢者施設の看護職の研修受講への支援を行うこと。
⑧有料老人ホームや無届け施設、サービス付き高齢者向け住宅の法令順守等に関する全数調査を行うこと。毎年すべての施設に立ち入る仕組みを区市町村と連携して作るなど指導検査を強化し、改善を促進すること。

（２）養護老人ホーム、軽費老人ホームの整備と運営の充実
①精神疾患、知的障害、アルコール依存、精神不安定、病弱、ＡＤＬ低下、虐待ケースによる緊急入所など、多様な高齢者の受け皿となっている養護老人ホームのセーフティネット機能を強化するため、職員配置の都独自加算などの支援を実施すること。

②養護老人ホームの増設・改築、個室化を進めること。利用者の高齢化、重度化に対応するバリアフリーなどの施設・設備整備への財政支援を実施すること。
③軽費老人ホーム、ケアハウスの整備促進にむけ整備費補助を拡充するとともに、用地費補助を創設すること。
④身体的ケアや精神的ケアをふくめ様々な支援を必要としている入居者に対応するのに必要な職員配置ができるよう、軽費老人ホームへの運営費補助を拡充すること。
⑤養護老人ホームおよび軽費老人ホームへのサービス推進費補助は基本単価を引き上げ、「重度者加算」「通院同行加算」「介護予防加算」の対象者に要支援、要介護の利用者も加える、処遇改善加算を新設するなど拡充するとともに、ケアハウスも対象にすること。
⑥都市型軽費老人ホームの居住面積を、他の軽費老人ホームと同じ基準まで引き上げること。

（３）高齢者の住まいへの支援
①サービス付き高齢者向け住宅に低所得者も入居できるよう家賃負担軽減助成を拡充すること。
②高齢者むけ地域優良賃貸住宅の整備を進めること。
③シルバーピアを大幅に増設し、福祉専門職によるＬＳＡ（生活援助員）の配置を進めること。
④所得に応じた利用料で入居できる生活支援ハウスの整備を進めるため支援を行うこと。
⑤高齢者世帯への家賃助成を実施すること。

１６　地域密着型サービス・在宅介護の充実、介護保険の改善

（1）地域密着型サービスの充実
①小規模多機能、看護小規模多機能、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の地域密着型サービスの整備への補助を拡充し、整備を促進すること。借地料補助の実施をはじめ用地確保への支援を拡充するとともに、運営費への支援を行うこと。
②小規模多機能、看護小規模多機能の宿泊料への助成を行うこと。
③地域密着型特別養護老人ホームや小規模多機能、地域交流スペースなどが集まった拠点を地域包括ケア体制に位置づけ、併設加算を行うなど、整備を支援すること。
④理学療法士、作業療法士を配置した小規模多機能への専門職加算を都独自に実施し、リハビリ強化型小規模多機能の整備を進めること。
⑤地域密着型サービスの整備に対し、特別養護老人ホームと同様に区市町村用地を活用した場合の補助、国有地・民有地の借地料への補助を行うこと。定期借地権の一時金への補助の補助率を引き上げること。
⑥指定療養通所介護の整備促進のために、開設と運営への支援を行うこと。

（2）認知症高齢者グループホームの整備と運営の充実
①認知症高齢者グループホームの整備促進にむけ、都有地活用や整備費補助の拡充、および運営費への財政支援を行うこと。
②認知症高齢者グループホームへの家賃助成を実施し、低所得者が利用できるようにすること。
③利用者の重度化対応や夜勤時の複数勤務ができるよう、認知症高齢者グループホームの職員配置を都独自に加算すること。看護職員配置への支援を行うこと。

（3）地域包括支援センターの拡充

①高齢者の地域における生活を総合的に支援する地域包括支援センターの設置を促進し、中学校区に１か所の設置を進めること。
②地域包括支援センターの職員を増配置する区市町村への財政支援を継続・拡充し、機能強化を図ること。
③医師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、管理栄養士、歯科衛生士などの専門職を、サポーターとして地域包括支援センターに配置する事業を実施すること。

（４）在宅介護の充実
①在宅の重度の要介護者への介護手当を創設すること。老人福祉手当を復活すること。
②生活支援ヘルパー派遣への補助の実施、緊急ショートステイの拡充など区市町村独自事業への財政支援を拡充すること。
③ショートステイの整備・運営に対する支援を強化し、整備促進を図ること。

（５）介護サービスの質の確保と利用者保護
①デイサービス事業所で実施している宿泊事業の実態把握を強化するとともに、利用者のプライバシーや安全の確保などの改善を進めること。
②客観性・公平性のある要介護認定が行われるよう、区市町村への支援を行うこと。苦情解決の体制整備を行う区市町村を支援し、サービス利用者を保護する仕組みを強化すること。

（６）介護保険制度の改善、保険料・利用料の負担軽減
①保険料、利用料軽減を実施する区市町村への財政支援を行うとともに、都として介護保険料、利用料の減免制度をつくること。
②個室利用料助成の実施など、低所得者が特別養護老人ホームに入ることができる支援策を実施すること。
③都の生計困難者に対する利用者負担軽減制度は、所得制限を緩和し、老人保健施設、介護医療院等にも適用をひろげるなど拡充し、対象者を大幅に増やすこと。
④区分支給限度額をこえた人への負担軽減等の支援を実施すること。
⑤介護保険の「特定事業所集中減算」は、利用者が希望する事業所の利用をかえって妨げることにならないよう、実情に合った判断を行うこと。

１７　高齢者の福祉・医療の充実

（1）シルバーパスの改善・負担軽減
①所得１２５万円超の方について一律２万５１０円となっている現行の費用負担を改め、３０００円、５０００円など中間の費用負担を設定すること。
②分割払いが可能となるよう、短期間のシルバーパスを発行すること。税制改定により住民税課税となった人の負担は１０００円ですえおく経過措置を継続すること。
③多摩都市モノレール、ゆりかもめ、東京メトロなどに、シルバーパスの適用をひろげること。都県境をこえる隣接県バス路線にも適用すること。
④コミュニティバスへのシルバーパスの適用が促進されるよう、コミュニティバスに対する運賃補償額算定方法の見直しを行うなど、都として対策を講じること。
⑤シルバーパス提示による割引サービス等を、都内の商店街、スーパー、コンビニ、都営地下鉄の売店、銭湯等

と提携して実施すること。

（２）高齢者医療費の無料化、負担軽減の推進

①７０～７４歳で窓口２割負担の人への医療費助成を実施し、１割負担にすること。

②７５歳以上の医療費を無料化すること。また、６５歳以上についても医療費助成を実施し、負担軽減を図ること。

③高齢者の入院時食事療養費への補助を実施すること。

④後期高齢者医療保険料の値上げを抑え、負担を軽減するため、財政安定化基金の活用や都独自の支援を実施すること。

⑤後期高齢者医療の保険証は、無条件で全世帯に発行し、保留・留め置きをなくすとともに、差し押さえは悪質な事例を除いて行わないよう、広域連合および区市町村に働きかけること。

（３）認知症に対する支援の充実

①認知症疾患医療センターを増設し、アウトリーチチームへの支援強化、相談員の増、本人と家族への支援の充実、地域連携の強化など拡充・機能強化を図ること。また、都レベルの基幹型認知症疾患医療センターを、区部および多摩地域に設置すること。

②区市町村の初期集中支援チームへの支援を強化すること。

③認知症の方が外出して道に迷ってしまうことへの対策として、ＳＯＳネットワーク・模擬訓練等への支援を拡充すること。

④認知症の方が事故を起こした場合のための保険の保険料への支援を行うこと。

⑤地域包括支援センター等に認知症コーディネーターを配置する区市町村への補助を拡充すること。

⑥認知症の診断後に支援の空白期間ができないよう、本人に寄り添った支援を行う仕組みを確立すること。

⑦重度認知症デイケアへの支援を行い、普及を進めること。

⑧当事者・家族の団体への支援を強めること。

⑨認知症カフェを地域ごとに実施できるよう、財政的・技術的支援や、人材の育成を拡充すること。

⑩認知症高齢者の家族に対する相談支援事業を拡充し、都として「認知症コールセンター」を設置すること。

⑪かかりつけ医など医療従事者等の認知症対応力向上、地域の連携体制構築に対する支援を強めること。

⑫認知症介護研修の委託先を増やすなどして定員を増やすとともに、身近な地域で受けられるようにし、全ての希望者が受講できるようにすること。

⑬若年性認知症の方に合ったケアが提供されるよう介護支援専門員や介護スタッフの研修を進めること。

⑭軽度認知障害（ＭＣＩ）の早期発見・早期支援に取り組むこと。

⑮認知症サポーター養成講座を増やすこと。

⑯認知症になっても安心して暮らせる社会の実現に向け、高齢者の特性に配慮した金融・小売業者等のサービス提供のあり方等について検討を行うこと。

（４）介護予防の充実

①訪問介護、通所介護の予防給付の対象から外れた要支援者に対し、制度改定前と同様の支援を行えるよう、区市町村への支援を行うこと。

②区市町村が行う介護保険外の介護予防サービスへの支援を拡充すること。

③フレイル予防のための普及啓発や地域での取り組みへの支援を強化すること。

（５）孤立死防止・ひとり暮らし高齢者等への見守り支援の充実

①孤立死ゼロにむけ、都内全域の実態把握を行うとともに、総合的な孤立死防止推進事業を実施すること。
②地域における見守り拠点である「高齢者見守り相談窓口」の設置を促進するとともに、人員配置を拡充すること。
③シルバーピアをはじめとした高齢者住宅、高齢者が多く住む地域・集合住宅に、福祉専門職によるＬＳＡ（生活援助員）の配置を進めること。ＬＳＡに対する研修などの支援を強化すること。
④区市町村が実施する見守りネットワーク整備への財政支援を拡充すること。見守り支援のための多様な機器、システムの設置・購入費等への支援を強化すること。ライフライン事業者との連携を進めるため支援を強化すること。
⑤緊急通報システムへの補助を拡充するとともに、利用条件を緩和すること。

（６）高齢者の社会参加の推進、生活支援の充実
①福祉施設や医療機関等と連携して「福祉農園」の取り組みを進めること。
②老人クラブへの助成を拡充すること。
③都立の博物館、美術館、公園等の高齢者入場料を無料に戻すこと。
④都内の無年金者の実態調査を行い、支援策を検討すること。

（７）高齢者虐待防止対策の充実
①総合的な高齢者虐待防止推進体制、研修体制等を拡充するとともに、高齢者虐待の実態調査を行うこと。老人福祉圏域ごとに高齢者虐待防止推進会議を設置すること。
②広域利用が可能な高齢者緊急シェルター（一時保護所）を整備すること。特別養護老人ホーム等に緊急対応ベッドを確保すること。

〈５〉格差の是正へ、雇用・くらしへの支援を強化する

１８　希望するすべての都民への就労支援を

（１）非正規労働者の正規への転換の拡充・強化
①労働法制の規制緩和を中止し、正規労働が当たり前で、人間らしい働きがいのある仕事（ディーセントワーク）をひろげる政策への転換を国に求める。都として「ディーセントワーク推進本部」を設置し、正規職への転換を求める労働者、正規化を進める中小企業への支援をはじめ、雇用・就労対策を抜本的に強化すること。
②都独自に最低賃金の改善のために、非正規労働者、中小企業などもメンバーとなる「東京都最低賃金改善協議会」（仮称）をつくり、最低生計費などの調査を実施すること。
③最低賃金引上げや、休暇の取得など均等待遇に伴う負担に対して、中小企業への支援をすすめること。
④都内企業労働者の最低賃金時給１５００円を目指すことなど、人間らしく生活できる雇用環境確保対策を実施すること。
⑤企業に対し、非正規労働者の正規社員化の実施、正規社員の新規採用を増やすよう働きかけること。雇用形

態を問わない均等待遇の推進を支援すること。
⑥女性、若年者、パート、フリーター、派遣労働者、アルバイト、無業者等の総合実態調査を拡充し、就職希望にそって支援を行うこと。
⑦都の監理団体、指定管理者制度に基づく委託先、都が発注した工事や委託事業にかかわる契約先における非正規労働者の正規化と待遇改善を促進すること。公契約条例の制定を進めること。

（2）若者の就労支援の強化、不安定雇用の解消対策の推進
①就職できずにいる若者の実態を都として把握するとともに、関係各局と連携して就労に結びつく支援策を始めること。就労できるまで無償で公共職業訓練を実施するなど、就職支援事業を抜本的に拡充すること。
②求人開拓と職業訓練をセットにした、手厚い支援を無料で行い正規雇用に結びつける若者雇用支援を拡充すること。
③若者の現場実習・インターンシップを受け入れる中小企業を開拓し、財政支援を拡充すること。
④就職活動中の大学・高校生などのための合同就職相談会、企業への採用枠拡大の要請、中小企業団体が開催する就職相談会、面接会への助成、若者就活応援プロジェクトなど、新卒者就職対策を抜本的に強化すること。
⑤就職、採用活動について内定取り消し、囲い込み、就活セクハラやパワハラの防止など、企業の社会的責任を啓発すること。
⑥就活セクハラやパワハラに対し、相談窓口の開設や救済機関の創設など、就活でのハラスメントに関する対策を抜本的に強化すること。
⑦労働法規や社会保険の基礎知識を、学校教育に位置付けること。

（3） 中高齢者の就業対策の強化
①就職氷河期世代への支援拡充を行うこと。
②３０代～５０代の中高年齢者の就労を支援するために、求人開拓、職業紹介、就業相談、情報収集と提供、職業訓練などを総合的に行うセンターを開設すること。区市町村が同様のセンターを設置することに支援すること。
③アクティブシニア就業支援センター事業に対する助成を拡充し、実施自治体を増やすこと。
④中高齢者の就労要求、就労実態など、実態調査を行うこと。
⑤中高齢者の就労支援に取り組むＮＰＯ法人などに随意契約を含め仕事の発注をできるようにすること。そうした団体の案内パンフレットを都の窓口にも置くなど、活動支援をすること。
⑥シルバー人材センター会員の請負作業中のけがなどに対する健康保険や労災保険の適用について、国に要請するとともに、都として巡回指導などを行い安全に就業できるよう、環境を確保できるようにすること。

（4） 長時間・過重労働をなくし労働環境の改善をはかる
①事業者に対し、長時間・過重労働をなくすため労働関係法令の遵守、およびセクハラやパワハラは人権侵害であり、犯罪であることを周知、徹底すること。都としてブラック企業規制条例を制定すること。
②労働者、とくに若年者むけに、労働法などを解説した冊子をさらに増刷して、身近な所で入手できるようにし、普及・啓発を進めること。ポスター・パンフレットをはじめ SNS、トレインチャンネル、バスのラッピングなど多様なメディアを使い、雇用ルールの普及キャンペーンを拡充すること。
③法令違反を繰り返し、裁判所・労働委員会で法令違反の判決・命令が出された都内企業については、都として公表するとともに、区市町村へも情報提供すること。公共事業の入札等に際し、こうした情報を考慮すること。

④学生の間に広がっている違法性のあるアルバイト（いわゆる「ブラックバイト」）への対策として、学校での授業、校内での学生向けポスター・パンフレットをはじめ SNS をふくむ多様なメディアによる、雇用ルールの普及・啓発活動を拡充強化すること。労働相談を学生向けに拡充すること。
⑤テレワークについては、長時間労働を規制し、労務管理などの特別のルールづくりを行うこと。

（5）公共職業訓練、職業教育の充実
①職業能力開発校を、拡充・増設すること。
②施設内訓練の定員、訓練科目、先端機器などを大幅に拡充すること。都民、学校に対する職業能力開発校の広報を強化すること。
③職業能力開発校の普通課程の授業料を無料に戻すこと。
④住まいのない受講者のために、寮や住宅を確保すること。また、希望者への職業訓練中の保育を継続・拡充すること。
⑤民間委託訓練の受講環境の改善、就職支援活動を拡充すること。
⑥中小企業が取り組む職業訓練に対して、助成を拡充すること。
⑦高校卒業者などを対象にした、職業能力開発大学校・短期大学校の設置を進めること。

（6）都の就業推進雇用、環境改善対策の抜本的強化
①東京都しごとセンターを直営にし、飯田橋、国分寺以外にも、南部、東部、北部そして多摩地域に複数設置するなど、身近な所で就労支援等を受けられるようにすること。
②労働相談情報センターの八王子、国分寺の統合をやめ、増設と機能の拡充を推進すること。
③労働相談情報センターの労働相談員を増員するとともに、各センターで電話相談に応じ、労働相談、労働実態調査などの機能を拡充・強化すること。街頭労働相談の会場や回数を抜本的に増やし、相談員や専門家の体制を十分にとること。ハラスメントやメンタルヘルスなどの相談体制を拡充すること。
④都有施設の指定管理者及び再委託先に対し、適切な労働環境を確保するために、指定管理者の選定や管理運営状況のチェックを行うこと。
⑤職場のメンタルヘルス対策を中小企業が推進できるよう支援策を実施すること。
⑥中小企業勤労者福祉サービスセンター事業を実施している区市町村を拡大し、財政支援を行うこと。
⑦中小企業従事者に対する生活資金や子育て・介護等の融資制度を拡充すること。
⑧過重労働による健康障害の防止、職場におけるメンタルヘルス対策、パワーハラスメントの予防の啓発活動を大幅に拡充すること。
⑨東京都地域人材確保・育成支援事業を拡充すること。
⑩職場における性的指向・性自認を理由とする就職・就労差別をなくすこと。差別的言動から人権を守るための啓発活動、社員研修などのとりくみを支援し、「人権条例」に基づき、差別的取り扱いを防止するよう教育、啓発を拡充すること。
⑪外国人労働者への就労支援を行い、職場における差別的言動を撤廃するため啓発活動を行うこと。

（7）仕事と子育て・介護の両立支援、ワーク・ライフ・バランスの推進
①仕事と介護の両立支援に取り組む中小企業への代替要員助成を行い、介護休暇・休業を助成対象にすること。また、融資・公契約における優遇を実施すること。
②育児と介護については、休業や短時間勤務制度の充実・普及、父親の育児休業割当制度の導入、残業の抑制、正規・非正規社員の均等処遇をはじめ、ディーセントワークの確立・合意形成を進めること。
③就職、就労継続を希望するがん、難病患者への支援を拡充すること。

④女性の就労推進をすすめる中小企業への支援を強化すること。

（８） 障害者の就業対策の強化

①障害者雇用を受入れる中小企業などへ、都独自の助成や、施設整備の改造費等への上のせ助成を行うこと。

②障害者の就業と生活の一体的支援を行い、職場定着を促進すること。職場定着のための援助者であるジョブコーチの養成を支援すること。

③東京障害者職業能力開発校の対象者と訓練科目を充実させるとともに、障害種別ごとに障害特性に応じた職業訓練を行うこと。

④東京都、都教委、都の公営企業、監理団体等は、法定雇用率を守ることはもとより、障害者の雇用を拡大すること。パーキンソン病など障害者手帳をもたない障害者の雇用を拡充すること。

⑤障害者の雇用の実態を都として調査し、障害者の職場開拓、定着を推進するための職員体制を拡充すること。

⑥就労中の重度障害者が、重度訪問介護を受けられるよう都として支援を行うこと。

１９　生活支援の充実

（１）消費税率の引き下げ

①消費税率を５％に戻すよう国に求めること。

（２）国民健康保険の充実、保険料（税）の軽減

①国民健康保険の運営に中心的責任を負う立場にふさわしく、保険料（税）の引き下げ、減免の拡充、子どもの多い世帯に対する負担軽減や、子どもにかかる均等割保険料の軽減などを実施すること。

②都が実施している医療費助成による国庫負担の減額分を全額区市町村に交付すること。

③医療費窓口負担および保険料の任意減免がひろがるよう、区市町村に対する財政支援を行うこと。

④短期保険証、資格証明書発行の義務規定の削除を国に求めるとともに、被保険者証を全世帯に発行し、保留・留め置きをなくすよう、区市町村に働きかけること。

⑤滞納世帯への差押えは悪質な事例に限り、滞納世帯の状況を具体的に把握して丁寧な対応を行うとともに、児童手当、生計費等に対する差押えは行わない対応を区市町村と共同して徹底すること。

⑥区市町村が国民健康保険での出産手当金を支給する場合の財政支援制度を創設すること。

⑦無保険者の実態調査を、区市町村と協力して実施すること。

⑧学校等で、国民健康保険をはじめとした社会保障制度についての学習機会を保障すること。

⑨国保組合に対する都費補助金は、１９９９年の東京都国民健康保険委員会の答申をふまえ、医療費、経費の増嵩分をふくむ現行水準を確保すること。国民健康保険組合を育成・強化すること

⑩国保組合が実施する、特定健診・特定保健指導への補助を拡充し、アスベスト疾患を含むがん対策事業への財政支援を実施すること。

⑪都外の国民健康保険や後期高齢者医療制度の加入者に対しても医療費助成は償還払いでなく現物給付で行うこと。

（３）無料低額診療事業の拡充

①無料低額診療事業実施施設を大幅に増やすこと。

②無料低額診療事業を実施する施設の医療ソーシャルワーカー配置等への財政支援を行うこと。

③無料低額診療事業の内容、および都内の実施施設等について、広く都民に情報提供すること。
④無料低額診療事業の実施の届け出を速やかに受理すること。
⑤薬局でも無料低額診療を実施できるよう、都独自に助成を行うこと。
⑥自己負担を全額減免した場合は、診療費総額の１０％に満たなくても無料低額診療事業の実施実績に算入すること。

（４）低所得者、生活困窮者等への支援の充実
①区市町村の担当者への研修などを行い、生活困窮者に対する相談支援体制を抜本的に強化すること。アウトリーチと早期発見・早期支援のための仕組みづくりを進めること。
②生活困窮者に対し、コミュニティ・ソーシャルワーカーによる、経済的援助をふくめた総合的支援を行う「社会貢献事業」を実施すること。
③低所得者、離職者等に対する生活資金助成、家賃助成、緊急生活応援手当を、都として実施すること。
④生活困窮者等に対する親身な「伴走型」相談支援と経済給付、住まいの提供等を一体とした事業を創設すること。「ＴＯＫＹＯチャレンジネット」を拡充すること。
⑤低所得者に対する塾代・大学受験料の支援（受験生チャレンジ支援貸付事業）を拡充すること。
⑥生活福祉資金、および女性福祉資金を拡充し、都独自の利子補給をひろげること。女性福祉資金の対象を男性にも広げること。
⑦山谷労働者に対する常用雇用にむけた就労訓練を拡充すること。

（５）生活保護の改善と充実
①健全育成事業の対象を高校生までひろげるなど、都加算援護を拡充すること。
②生活保護を受給している高校生への塾代の補助を行う区市町村を広げるとともに、大学の受験料についても補助を行うこと。
③福祉事務所のケースワーカーを増やすため、都として支援すること。社会福祉主事の有資格者を増やすとともに、ケースワーカーの専門性を高める研修体制を確立すること。
④福祉事務所の支給額の計算ミスをなくすことを徹底するとともに、最低限度の生活費を削っての返還決定や保護費からの天引きはしないこと。過少支給の場合は全額支給し収入認定除外とすること。
⑤資産調査で財布の中まで開かせることはしないこと。
⑥生活保護の捕捉（ほそく）率調査を実施するとともに、漏給防止対策を抜本的に強化すること。
⑦就労支援促進計画において、就労による生活保護の廃止件数や廃止率の目標は設定しないこと。
⑧後発医薬品の使用は強要しないこと。

（６）生活保護施設（更生施設、宿所提供施設、救護施設）の充実
①更生施設および宿所提供施設の職員配置基準を、実態を踏まえて改善すること。更生施設で、救護施設と同様、精神保健福祉士加算の対象とすること。
②更生施設で実施している保護施設通所事業の定員枠を増やすこと。
③更生施設においても救護施設と同様に、居宅生活訓練事業を適用すること。
④入所保護基準の設定にあたっては、夏季の冷房代の負担を軽減するため新たに夏季加算を行うこと。
⑤更生施設入所中でも介護保険法や障害者総合支援法による支援を利用できるようにすること。

（７）無料低額宿泊所の改善
①条例で定める宿泊所の基準を強化し、居室の面積基準の厳格化、基本サービスの内容と基本サービス費の額

の基準の明確化など、利用者の尊厳を守れるものとすること。
②「寄りそい型宿泊所事業」は、貧困ビジネスを行う事業者は対象としないこと。

（8）路上生活者等への支援の充実
①まず安定した住まいを保障する「ハウジングファースト」の立場で路上生活者への支援を行うこと。
②自立支援センターの支援体制を強化すること。
③路上生活者に対する医師や看護師によるアウトリーチの回数を増やし、対象地域を拡大すること。
④多摩地域の路上生活者支援事業を確立すること。
⑤路上生活者に対する暴力の実態を調査し、被害者の保護や再発防止の取り組みを行うこと。
⑥路上生活者への偏見をなくすため、都民への普及啓発や学校での教育を行うこと。

（9）刑務所出所者等に対する福祉的支援の充実
①地域生活定着支援センターの予算と職員を拡充し、刑務所出所者等への支援を充実すること。

（１０）熱中症対策の強化
①生活保護世帯に対する熱中症対策としての都の冷房機器設置支援事業を再開し、拡充すること。また生活保護世帯に対し、冷房機器利用にともなう電気代相当額を支給する夏季加算を、都として実施すること。
②生活保護を受けていない低所得世帯に対する冷房機器設置支援、および夏季電気代相当額の助成を、都として実施すること。
③区市町村の熱中症対策への補助を拡充し、区市町村負担をなくすこと。
④都の施設を「熱中症防止シェルター」として開放すること。
⑤熱中症による死亡者数について、２３区だけでなく市町村についても引き続き把握するなど、熱中症被害の実態に関する情報収集・調査の体制を強化すること。

〈6〉障害者や難病患者の生活と権利を守る

２０　障害者の全面参加と平等の推進

（1）障害者の権利保障、社会参加の推進
①障害者権利条約、障害者差別解消法、障害者差別解消条例に基づき、障害者・都民参加のもとに都の事業を総点検し、差別をなくすこと。
②障害者差別解消条例における差別の定義を明確化すること。広域支援相談員の常勤化など、体制を強化すること。
③区市町村が設置する虐待防止センターが虐待防止法の理念を十分に生かして運営できるよう、専門人材の養成への支援を拡充すること。
④６５歳を迎えた障害者について、機械的に介護保険へ移行するのではなくその人にふさわしい必要な支援が

受けられるよう区市町村に働きかけるとともに、国庫補助が少なくなる分を都として補填すること。
⑤障害者の選挙への参加を促進し、障害者の意見を聞き、投票しやすい環境整備を図ること。
⑥重度の難病者・障害者が就労時間中や通院、通学の際などにも重度訪問介護などの公的介護ヘルパーが使えるよう、都として取り組むこと。
⑦障害者が健康診断、がん検診を受けられるための環境整備を進めること。
⑧東京都障害者福祉会館の職員を増やし、サービスを改善、拡充すること。また、建て替えを行い、施設・設備の抜本的な改善・拡充を図ること。
⑨東京都心身障害者福祉センターを拡充すること。
⑩ヘルプマーク・ヘルプカードの普及を促進すること。
⑪障害者手帳・カードの色などの仕様を障害種別にせず統一すること。
⑫障害者手帳をカード化すること。

（２）利用者負担減免、経済的支援の充実
①都独自に障害者総合支援法と児童福祉法の障害児支援の利用者負担軽減を拡充し、本人が住民税非課税など所得の少ない障害者は無料化すること。利用者負担減免を実施する区市町村への財政支援を行うこと。
②グループホームの家賃助成を拡充すること。
③心身障害者福祉手当、児童育成手当（障害手当）、重度心身障害者手当を増額し、所得制限を緩和するとともに、より軽度の障害者や精神障害者、難病患者も対象とするなど、拡充すること。心身障害者福祉手当、重度心身障害者手当は、６５歳以上の新規申請を再開すること。
④心身障害者（児）医療費助成は、所得制限を緩和するとともに自己負担をなくすこと。より軽度の障害者や難病患者も対象とするとともに、６５歳以上の新規申請を再開すること。
⑤無年金障害者をふくめ、障害者の総合的な所得保障、経済的支援策を都として確立すること。

（３）サービス基盤整備の推進、運営の充実
①通所施設や短期入所等の整備に対する特別助成を拡充すること。都有地活用を進めるとともに、定期借地権の一時金に対する補助や国有地、民有地の借地料補助の対象を拡大し、補助基準額、補助率の引き上げなど拡充すること。用地取得費への補助や貸付制度を実施すること。
②グループホームの建築整備費補助を拡充し、オーナー創設型の新築も対象とすること。重度の身体障害者を受け入れるための設備のための加算を拡充すること。また、重度障害者グループホームの整備目標を新たに設定すること。
③都営住宅のグループホームとしての活用を進めること。
④医療連携型グループホームが増えるように、計画を持ち、支援を拡充すること。
⑤地域生活支援型入所施設、小規模入所施設の整備を進めること。
⑥緊急入所できる短期入所を増やすこと。
⑦通所施設や短期入所、グループホーム、入所施設等の運営費への支援を拡充すること。グループホーム、短期入所の都加算の影響を調査し、グループホームの実質月額制を復活すること。
⑧利用者にとって適切な障害福祉サービスが都内近郊にないなどの理由で都外の施設へ通所する場合も当該施設への運営費補助ができるようにすること。
⑨グループホーム地域ネットワーク事業は、複数自治体にまたがる地域で実施できるようにするなどして実施を広げること。また、運営法人が専任で高い専門性と力量を持った担当者を配置できるようにすること。
⑩児童発達支援センターを各区市町村に一つは整備する目標を早期に達成するとともに、複数設置を進めること。児童発達支援事業所を増やすこと。

⑪児童発達支援管理責任者の研修会の講師は、障害のある子どもの支援や放課後活動の実践について理解のある人を選定すること。
⑫放課後等デイサービスに対し、都独自に職員配置の加算、重度加算、車以外の方法での送迎への加算などを実施するとともに、質の向上のための研修事業等を実施すること。
⑬放課後等デイサービス、就労継続支援A型、グループホームなどに関する営利企業の参入やコンサルタント、フランチャイズの実態について調査し、適切な支援が行われていない場合は是正を求めるとともに、国とも連携して質の向上のために必要な制度の改善を進めること。
⑭相談支援や事業所のバックアップ、緊急時の受け入れ、人材育成等を行う地域生活支援拠点を早期に全ての区市町村に設置すること。
⑮障害児施設の入所期間は原則１８歳までとなっているが、それ以降の行き場がない事態や移行先での生活継続が困難になる事態が生じないよう、対策を行うこと。
⑯障害者入所施設における高齢化対応のための施設改修・改築費への支援を行うこと。
⑰廃止された障害者分野の社会福祉施設職員等退職手当共済への国庫補助を補てんする都独自の支援を行うこと。
⑱現任障害福祉サービス等職員資格取得支援事業を、１事業所で複数人受けられるようにするなど拡充すること。

（４）地域生活への支援の充実
①サービス等利用計画の報酬に都独自加算を行うこと。相談支援専門員養成研修の多摩地域での開催や回数の増、経験年数に応じたプログラムの追加など、区市町村や事業者への支援を強化すること。
②地域における包括的な障害者相談支援体制を構築するため、基幹型相談支援センターの設置促進・機能強化を図ること。
③東京都自立支援協議会の当事者委員を増やし、課題ごとの専門部会を設置するなど充実すること。
④移動支援、日中一時支援、意思疎通支援、日常生活用具給付などの区市町村地域生活支援事業を拡充するため区市町村への財政支援を上乗せし、自治体間格差が生じないようにすること。
⑤重度訪問介護等の利用が多い区市町村への支援を都独自に拡充すること。
⑥日常生活用具の給付対象を都独自に拡充するとともに、福祉機器は最新の技術を生かした新機種を選べるようにすること。子どもの日常生活用具は、耐用年数だけでなく成長にあわせて利用できるようにすること。
⑦障害者が単身または家族・介助者と入居できるユニバーサルデザインの都営住宅、車いす用都営住宅、低家賃の公的住宅整備を促進すること。民間賃貸住宅に入居している障害者に、家賃助成を行うこと。
⑧障害のある青年・成人期の夕方の居場所の確保や余暇支援について、実態調査を行うこと。放課後等デイサービスの規模に見合った規模で実施されるよう、都として重視して位置づけ、補助を拡充すること。
⑨在宅の障害者を高齢の保護者が介護しているケースについて実態調査を行い、生活を支援する仕組みをつくること。
⑩知的障害、発達障害、重度の身体障害など様々な種類の障害者の意思疎通支援について都として研究し、意思疎通支援事業を確立すること。
⑪自立生活援助事業について、訪問回数を多くした場合の加算を都として行うこと。
⑫東京都障害者休養ホーム事業の対象施設を増やすとともに、泊まれる回数を増やすことを検討すること。
⑬障害者週間に開催される「記念の集い　ふれあいフェスティバル」に都知事が出席すること。

（５）就労支援の充実
①障害種別のきめ細かい就労支援・雇用確保計画を策定し推進すること。

②都庁の障害者雇用率の目標を引き上げ、都、都教委および外郭団体での雇用を拡大すること。
③都庁で知的障害者をはじめ、障害の特性に応じた職場を積極的に創出し、それに合わせて配慮された採用試験を行うこと。都庁のオフィスサポートセンターの取り組みを知的障害者の正規雇用に発展させるよう計画を持って進めること。
④Ⅲ類選考において、グループ討論での磁気ループ導入、要約筆記をはじめ、合理的配慮を充実させること。
⑤都庁でのチャレンジ雇用をすべての障害に対象範囲をひろげ、対象者を大幅に増やすとともに、雇用期間の延長、正規雇用につなげるなど拡充すること。
⑥精神障害者の就労支援を抜本的に強化すること。区市町村の就労支援センターへの精神保健福祉士の配置を進めること。
⑦就労継続支援Ｂ型事業所に対し、工賃だけでなく、利用者の状態も考慮して適正な収入が保障されるよう、支援を行うこと。
⑧障害のある職員の通勤経費の充実など、合理的配慮を徹底すること。
⑨医療的対応ができる職業訓練施設を都内に増やすこと。
⑩都の公契約において、障害者雇用を進めている事業者への優先発注を広げること。障害者支援事業所との随意契約を増やすこと。
⑪障害者の創業支援の事業を実施すること。
⑫区市町村の就労支援センターの人員の拡充が進むよう支援を行うこと。

（６）知的障害者への支援の充実
①障害者本人と家族への相談・支援体制の充実を図ること。
②知的障害者の本人活動に対する支援を行うこと。
③行政の施策の資料について、障害当事者の意見も聞きながらわかりやすい版のものをつくること。

（７）聴覚障害者への支援の充実
①「東京都手話言語条例（仮称）」の制定に向け、ニーズ調査や先行して制定した地域の状況の調査を行うこと。
②東京都聴覚障害者意思疎通支援事業をさらに拡充し、地域では対応できないケースの個人も対象とすること。
③広域派遣連絡・調整者設置の予算を増額し、夜間、休日等緊急時でも手話通訳を利用できるようにすること。
④聴覚障害者に対する震災時の支援体制を強化すること。各地域に福祉避難所や「コミュニケーション要支援者支援拠点（仮称）」を整備し、聴覚障害者避難所用キットなどの情報通信機器やＳＯＳカード等の設置・貸し出しを行うとともに、災害時の視覚情報発信の具体的方法を定めること。文字表示のある防災ラジオを普及すること。
⑤光警報装置など聴覚障害者むけ火災警報器の普及が進むよう、都として支援を強化すること。都有施設、公共施設をはじめ、多くの人が利用する都市施設への、聴覚障害者用警報装置の設置を促進すること。
⑥ICTを活用した遠隔手話通訳はより効果的に実施できるようにすること。電話リレーサービスを普及すること。
⑦東京都の聴覚障害者情報提供施設のあり方を見直し、情報支援活動の中核となり得る情報提供施設のあり方について検討を進めること。
⑧都立病院など聴覚障害者がよく利用する施設への手話通訳の配置を進めること。
⑨障害者就業・生活支援センターで聴覚障害者にも対応できるようにすること。
⑩「金町学園」の閉園により聴覚障害児を主な対象とする入所施設が都内からなくなることのないよう、必要な手段を講じること。
⑪手話通訳の指導者を養成するための講習会を実施すること。
⑫医療など専門分野別の手話通訳の養成を行うこと。

（８）中途失聴・難聴者への支援の充実

①障害者施策推進協議会、福祉のまちづくり推進協議会、障害者差別解消支援地域協議会等に、中途失聴・難聴者を参加させること。

②東京都要約筆記者派遣事業の派遣条件を国のモデル要綱並みに緩和して拡大・充実すること。

③要約筆記者養成事業を、事業内容、謝金の額、クラス数など充実すること。現任の要約筆記者への実践講習を行うこと。

④中途失聴・難聴者手話講習会への要約筆記者派遣の単価を引き上げること。

⑤人工内耳外部機器の交換および電池の購入への助成を行うこと。

⑥東京都による中途失聴・難聴者への相談事業を再開すること。

⑦補聴器や中途失聴・難聴者支援の専門知識をもった相談員による相談事業、当事者による相談事業を実施すること。

⑧大規模災害時の補聴器の確保・修理・調整、および補聴器用電池、人工内耳用電池などをすみやかに供給するとともに、被災者の要望に応じて、避難所等に要約筆記者やピアサポーターをすみやかに派遣できる仕組みづくりを行うこと。

⑨東京都が発信する動画等には字幕をつけること。

⑩耳の日（３月３日）に難聴者への相談や一般の方への聞こえの健康に関する普及啓発を行う企画を行うこと。

⑪ＮＥＴ１１９、警視庁１１０番サイトの周知を進めること。

（９）視覚障害者への支援の充実

①視覚障害者日常生活情報点訳等サービス事業を拡充すること。

②医療費助成、都営住宅など東京都の文書・通知を、点字・大活字・録音物でも発行すること。

③点字ブロックの整備および横断歩道へのエスコートゾーンや音響式信号機等の増設を進めること。点字ブロックは見えやすい色にするよう徹底すること。

④鉄道に一日も早く可動式ホーム柵を設置し、視覚障害者の転落事故をなくすこと。

⑤エスカレーターへの点字ブロックの誘導を進め、音声による案内をすること。

⑥視覚障害者に対し、パソコン・周辺機器などを日常生活用具の給付対象とする都独自事業を実施すること。

⑦視覚障害を持つ児童生徒に点字ディスプレイ、音声読み上げソフトなどを等級や年齢にかかわらず支給すること。

⑧特別養護老人ホームで働く視覚障害者のあんまマッサージ指圧師に対する補助制度を存続し、視覚障害を有するすべてのあんまマッサージ指圧師に対する補助制度に拡充すること。

⑨無許可で営業しているあん摩マッサージ指圧師の取り締まりを行うこと。

⑩東京都として視覚障害者をヘルスキーパー、図書館の視覚障害者サービス担当職員、盲学校の点字製版や校正・印刷を担当する職員、電話交換手などとして採用し、視覚障害者の就労保障をすすめること。

⑪盲導犬をはじめ補助犬給付事業を拡充し、利用促進にむけた支援を強化すること。所得の少ない人への盲導犬の飼育費補助を再開するとともに、補助犬育成への補助を行うこと。

（１０）　盲ろう者への支援の充実

①盲ろう者への通訳・介助者派遣の契約時間を大幅に増やし、必要なだけ利用できるようにするとともに、事業費単価および事務費を引き上げること。

②盲ろう者支援を行う職員の処遇改善を進めること。

③国が通知した「盲ろう者向け通訳・介助員の養成カリキュラム」に準拠した時間数・内容の講習会が実施で

きるよう都の講習会を拡充すること。
④通訳・介助者への現任研修を行うこと。
⑤多摩地域に盲ろう者の支援拠点を設置すること。
⑥区市町村と協力して盲ろう者の訪問支援（アウトリーチ）を進めるため、必要な予算を措置すること。
⑦盲ろう者が孤立することなく地域で生活できるよう、盲ろう者むけのグループホームを整備すること。

（１１） 肢体不自由児者への支援の充実
①高齢化や二次障害などにより常時医療ケアが必要になった時も重度身体障害者グループホームが利用できるよう、重度加算の増額や訪問看護の活用促進などの対策を実施すること。
②車イス（電動をふくむ）や義足等の補装具が、生活するうえで複数必要な障害者には、制限することなく支給すること。
③肢体不自由児に不可欠な補装具を、学校や家庭で過ごす場に応じて必要なだけ作成できるようにするとともに、自己負担を軽減すること。
④補装具の判定ができる場所を増やし、訪問判定や各地域での判定、書類判定を家族等の状況も踏まえて柔軟に都内全域で行うとともに、判定員を増やし、判定の迅速化を図ること。判定場所（麹町）のバリアフリー化を進めること。

（１２） 重症心身障害児者への支援の充実
①重症心身障害児・者通所事業を継続・拡充すること。
②短期入所事業を拡充すること。短期入所の利用実態調査を行い、大幅増設を急ぎ、緊急時にも対応できるようにすること。
③重症心身障害児（者）の通所施設と放課後等デイサービスを全ての区市町村に１か所以上、人口や面積に応じて複数個所設置するため、積極的に取り組むこと。そのために運営費補助の拡充や都立病院の活用を行うこと。地域施設活用型の通所施設の職員配置や送迎バスへの看護師の乗車などへの支援を拡充すること。
④重症心身障害児（者）が、在宅での生活を安定して送れるよう、２４時間３６５日対応できる訪問診療所、訪問看護ステーションを整備するとともに、都の訪問看護事業を拡充すること。
⑤都中心部などに病院機能を持つ療育センターを増設すること。
⑥都立府中療育センターの新施設の開設と引越しを滞りなく進めること。都立直営を堅持し、医師・看護師等の職員配置の充実と専門性の向上を図ること。
⑦西多摩地域に都立病院の分院の設置などにより、重心通所事業、短期入所事業も兼ね備えた総合医療センターを設置すること。
⑧東部療育センターの医師、看護師、保育士を増員すること。
⑨重症心身障害プロフェッショナルナース養成研修など、重症心身障害児者に対応する医師・看護師の研修を拡充すること。
⑩重度脳性まひ派遣事業を実情に合わせ、通所施設、移動支援などと併給できるようにすること。

（１３）医療的ケアを必要とする障害児（者）への支援の充実
①医療的ケアを必要とする子どもへの支援が児童福祉法に位置付けられたことを踏まえ、総合的な支援体制を確立すること。また、医療的ケアを必要とする大人についても同様に位置づけ、支援を行うこと。
②重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業を拡充し、重症心身障害者に該当しないが医療的ケアを必要とする大人も対象にすること。また、多摩地域の多くをはじめ未実施地域で実施が広がるよう支援を強めること。

③児童発達支援センターや放課後等デイサービスでの医療的ケアを必要とする子どもの受け入れを進めるため、看護師の配置への支援を広げること。
④医療的ケアを必要とする子どもを受け入れる放課後等デイサービスを増やすため、都立病院など、障害児の医療的ケアに実績のある病院への設置をすすめること。
⑤医療的ケアを必要とする障害者の生活介護について、自主送迎を行わなくてよくなるよう、報酬の都加算を行うこと。

（１４）オストメイト（人工肛門・人工膀胱を保有している人）への支援の充実
①「オストメイト社会適応訓練事業」への補助を増額するとともに、事業内容の広報を強化すること。
②オストメイトトイレの整備・普及を促進すること。
③オストメイトへの災害時支援対策を強化し、補装具の確保体制の整備、避難所へのオストメイト対応ポータブルトイレの備蓄を進めること。

（１５） 喉頭摘出者、吃音症の人への支援の充実
①喉頭摘出者の発声教室等に対する補助を、増額・拡充すること。
②吃音治療の専門家の養成をはじめとした治療体制、吃音症の人に対する相談支援体制を整備すること。

（１６）内部障害者への支援
①内部障害者の実態調査を実施すること。
②内部障害者、難病患者、長期慢性疾患患者等が通所できる、就労支援機関を設置すること。内部障害者等の社会参加にむけ、働く機会の拡大と雇用促進を図ること。

（１７）精神障害者への支援の充実
①「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」を制定するよう国に求めること。また、都として精神科医療を入院・隔離収容中心から転換し、地域居住への支援を抜本的に強める「こころの健康推進計画（仮称）」をつくること。
②多職種チームによる「アウトリーチ（訪問支援）チーム」を、人口１０万人に１カ所を目安に設置すること。都の精神保健福祉センターで実施している「アウトリーチ支援事業」を拡充すること。区市町村によるアウトリーチの実施を広げること。
③「アウトリーチ（訪問支援）チーム」が常駐する拠点であるとともに、３６５日２４時間体制で当事者や家族（介護者）の相談支援を行う「地域こころの健康支援センター」を、都と区市の保健所、精神科診療所、訪問看護ステーションなどを活用して整備すること。
④訪問医療・訪問看護の充実を進めるとともに、２４時間３６５日対応の精神科救急体制を整備すること。
⑤精神科と一般診療科の連携体制整備と一般診療科での精神障害者の受診環境の整備にむけ、二次医療圏ごとの地域連携会議の設置を進めるとともに、地域医療機関等に対し精神保健医療全般にわたる研修を実施すること。精神科と一般診療科が協働して継続的に診療を行う「こころとからだの二人主治医制」を構築すること。
⑥身体合併症による救急医療を必要とする精神疾患患者の受け入れへの支援を強化すること。
⑦地域における「こころの診療連携拠点病院（仮称）」の整備を行うこと。
⑧精神疾患の予防、早期発見・早期支援にむけ、青年期の支援体制を抜本的に強化すること。松沢病院以外の都立病院・公社病院にも早期支援青年期外来「ユースサポートセンター」を開設するとともに、民間病院での開設を支援すること。

⑨精神疾患の予防や早期発見を促進するとともに、偏見・差別をなくすため、学校教育等で、児童生徒、教職員、保護者に対する精神保健教育を、抜本的に強化すること。その際、当事者や家族等を積極的に講師とすること。教職員への研修を充実させること。

⑩中部、多摩総合精神保健福祉センターのホステル（地域生活移行支援の宿泊施設）を再開するとともに、身近な地域にホステルを整備すること。多摩総合精神保健福祉センターの支所を西多摩地域につくること。

⑪精神障害者ショートステイの整備を促進するとともに、「アウトリーチ（訪問支援）チーム」と連携した都独自の短期宿泊施設「ショートステイハウス（仮称）」を制度化し、身近な地域で、いつでも利用できるようにすること。中部総合精神保健福祉センターの短期宿泊事業の利用対象者の拡大と利用手続きの簡素化を行うとともに、多摩総合保健福祉センターでの短期宿泊事業を再開すること。

⑫東京都精神障害者地域移行体制整備支援事業およびグループホーム活用型ショートステイの箇所数を増やすこと。地域移行・地域定着支援事業に都加算を行うこと。

⑬グループホームの退去者に対するアフターケアを行う施設への支援を都独自に行うこと。滞在型グループホームをより積極的に増やすこと。グループホームの活用開始にあたって必要な区分判定が必ずされるよう、区市町村に働きかけること。高齢化による身体合併症を伴う精神障害者のため、看護師の配置等を行うグループホームを設置すること。

⑭公的保証人制度の整備、家賃補助など精神障害者の賃貸住宅への入居支援を拡充すること。

⑮障害者日中活動系サービス推進事業のメニュー選択式加算について、精神障害者の実態に合わせて選択できるメニューを増やすこと。

⑯「ピアサポーター推進事業」を創設し、ピアサポーターの人材養成や活動の場をひろげるための支援を実施するとともに、当事者団体、家族会の活動への助成を行うこと。地域活動支援センターへのピアカウンセラーの配置を進めること。

⑰夜間・休日などの精神障害者の相談支援体制を拡充強化すること。家族・介護者支援の専門人材である「家族支援ワーカー（仮称）」を都独自に制度化し、養成に踏み出すこと。

⑱心身障害者（児）医療費助成の対象を２級以上に広げること。自立支援医療費を無料化するとともに、申請における診断書料への助成を行うこと。心身障害者福祉手当の対象に精神障害者を加えること。身体、知的障害者との福祉サービスの格差是正を進めること。

⑲身体障害者、知的障害者と同様に、ＪＲ、私鉄、高速道路の半額割引の早期実現を図ること。病状悪化の緊急時の通院の際にはタクシークーポン券を支給すること。

⑳都内の精神科病院での身体拘束の実態を調査し、身体拘束の縮減を進めること。

㉑措置入院患者等への退院後の支援は、患者への監視にならないよう、患者の人権を守る立場から進めること。

㉒特定相談事業所等に対し、精神障害者の地域移行支援のための研修を行うこと。

（１８）てんかんのある人への支援の充実

①てんかん地域診療連携体制整備事業を実施し、拠点医療機関を指定するとともに、てんかんに関する各種相談窓口を充実すること。

②てんかんに対する正しい知識と理解を定着させるための啓発・研修事業を実施すること。都職員や教育関係者に対するてんかんについての研修を行うこと。

③てんかん医療ネットワークの充実を図ること。専門医の養成・確保を進めるとともに、非専門医に対するてんかん医療の教育、研修を推進し、地域格差をなくすこと。都立病院でのてんかん医療を充実すること。

④大規模災害時の福祉避難所において、てんかんなど慢性疾患のある人が適切に支援を受けられるようにすること。災害時に抗てんかん薬等が確実に供給されるようにすること。

（１９）発達障害児者への支援の充実

①児童育成手当（障害手当）を、発達障害を含む精神障害者にも支給すること

②早期発見・早期対応のため、保育園や幼稚園の職員を対象にした発達障害に関する研修を行うこと。

③都の発達障害者支援センターを多摩地域にも整備するとともに、身近な地域における相談支援体制整備を進めるため区市町村への支援を行うこと。

④発達障害児者への愛の手帳の交付については、知能指数だけで判断せず、柔軟に判断すること。

⑤福祉のまちづくり推進協議会や子ども・若者支援協議会に発達障害の関係者を加えること。

⑥自閉症など発達障害を持つ成人を診られる病院を増やし、特に都立病院で積極的に対応すること。大塚病院で１５歳以上の患者も受け入れること。診断待機を解消するため、専門性の高い医療機関を中心としたネットワークを構築し、実地研修等を実施すること。

⑦ペアレントメンターの養成は、ピアサポートを実施してきた団体の意見を聞きながら進めること。

⑧世界自閉症啓発デー（４月２日）の都庁舎のブルーライトアップなど、発達障害に関する普及啓発を強化すること。

⑨都内の交通機関や公共施設などで、主に自閉症で感覚過敏がある方への合理的配慮として音声や照明を低減する「クワイエットアワー」の取り組みを広げること。

（２０）高次脳機能障害者・失語症者への支援の充実

①高次脳機能障害者の相談支援体制を整備、拡充すること。高次脳機能障害者支援員の配置を進め、身近な地域での支援の充実を図ること。

②高次脳機能障害者のリハビリテーション施設を増やすなど、専門的リハビリテーション体制の充実を図ること。相談支援員の養成、医療従事者研修の推進、福祉サービス利用をはじめとした社会復帰支援を拡充すること。

③失語症についての正しい理解を広げるよう啓発に努めること。

④失語症の意思疎通支援者の派遣が東京都の全ての地域で行われるよう、区市町村と協議を行って体制を構築すること。当事者や専門家が関わって推進できるようにすること。身体障害者手帳所持者以外の方も派遣の対象とすること。

⑤失語症者が十分な期間リハビリテーションを受けられるよう、施設の体制整備と財政支援を行うこと。

⑥失語症の人と家族の相談支援、失語症の人へのリハビリテーションの提供、本人や家族のピアカウンセリングの提供等を行う「失語症センター（仮称）」を地域ごとに設置すること。

⑦失語症者の特性を踏まえた相談支援を実施すること。

⑧都の障害者施策に関係する審議会等の委員に失語症の関係者を加えること。

⑨失語症者の特性を踏まえた就労支援のあり方について調査・検討すること。

２１　難病患者等への支援の充実

（1）難病対策の充実

①東京都難病ピア相談室の相談等を行う職員数を増やせるよう、予算を措置すること。また、多摩地域の相談支援室を拡充し、多摩地域の難病相談・支援センターにすること。

②特別区・保健所設置市の地域も含め、難病当事者を含めた「難病対策地域協議会」の設置を早急に進めること。

③入院時の食事代、生活療養費、対象患者からからはずされた「軽症」者の自己負担など、難病患者の医療費の自己負担に対して、都として支援を行うこと。都独自に支援をする難病を広げるとともに、新法の施行以前と同水準の支援を行うこと。臨床調査個人票の自己負担分への助成を行うこと。
④都立神経病院を難病の総合病院として拡充するにあたっては、急変などで在宅生活が困難になった際の受け入れなどの在宅療養支援、相談支援、リハビリテーションなど体制を拡充すること。都立神経病院で、筋痛性脳脊髄炎の患者を診ることのできる体制を確保すること。
⑤難病に適したリハビリが身近な施設や病院で受けられるよう人材育成やリハビリを受けられる医療・介護施設の拡充を行うこと。
⑥小児慢性特定疾患対策予算を増額し、患者・家族への相談支援、情報提供、助言、関係機関との連絡調整、自立支援員の育成などの事業を拡充・強化すること。当事者や医療、福祉、教育などの関係者が参加する慢性疾病児童地域支援協議会を設置し、小児難病患者への総合的な支援を推進すること。
⑦２０歳以降の小児慢性特定疾患患者への医療費助成を実施するとともに、小児難病の診療科と成人の診療科の連携を進めること。
⑧難病患者や長期慢性疾患患者の実態にあった、一般避難所および福祉避難所での災害支援マニュアルを作成すること。
⑨都として患者・家族団体の育成・支援を行うこと。平日の夕方以降や土日に患者・家族団体が身近な地域で利用できる施設の確保への支援を行うこと。
⑩入院時のヘルパーの付き添いは必要な場合に幅広く活用できるようにすること。
⑪各都立病院に難病専門医を適正に配置し、患者増に見合う専門医療窓口および施設の拡充を行うなど、都立病院・公社病院における難病医療を拡充すること。
⑫線維筋痛症、脳脊髄液減少症、筋痛性脳脊髄炎などについて、診断・治療できる医療機関の整備、医療費負担軽減などの支援策を講じること。
⑬難病患者にも福祉手当を支給すること。都営交通の無料パスを交付するとともに、民営バスの運賃割引制度を実施すること。タクシーの割引制度をつくること。
⑭未だ障害者福祉の対象外となっている難病患者について、都として独自に障害者福祉を提供すること。
⑮在宅難病患者医療機器貸与・整備事業を継続すること。
⑯難病の治療法の研究を推進すること。国の制度改正により医療費助成の対象から外れた患者に対しても、原因究明と治療法確立のためのデータ追跡を国の医療費助成対象者と同様に行うこと。
⑰在宅難病患者訪問診療事業は介護度や手帳の等級が低い人でも必要があれば対象にすること。
⑱重度の難病患者が外出する際、訪問看護師による付き添いができるようにすること。

（２）難病患者の就労支援の充実
①区市町村が行う障害者就労支援事業等での難病患者への相談に対する支援を強化すること。
②難病患者の就労促進のための助成金を拡充すること。
③難病患者の就労支援に関する実態調査を行うこと。

（３）ＡＬＳなど神経難病患者への支援の充実
①在宅難病患者一時入院事業を拡充し、指定病院、および病床数を増やすこと。

（４）肝炎患者への支援の充実
①肝硬変、肝がん患者への医療費助成を拡充し、外来も含めすべての医療費を対象とすること。
②Ｂ型肝炎予防接種を無料で受けられるようにすること。

③肝炎専門外来をすべての都立総合病院に設置すること。
④肝炎ウイルス検査の受検実態を明らかにし、受検率向上に役立てること。
⑤肝炎の重症化予防推進事業の周知を強化し、利用を増やすこと。
⑥４０歳以上の肝がん検診を全都的に実施すること。
⑦医療機関における肝疾患のコーディネーターの養成、活用の取り組みを進めること。
⑧「肝臓週間」と「日本肝炎デー」を中心に、肝炎についての普及啓発を強化すること。
⑨肝炎についてのピア相談事業を行うこと。

（５）腎臓病患者への支援の充実
①慢性腎臓病（ＣＫＤ）の予防にむけ、啓発活動を強化すること。
②慢性腎臓病（ＣＫＤ）に起因する心血管系疾患や人工透析患者の心筋梗塞や脳血管疾患等の病状急変に備えて、人工透析可能な救急医療体制を整備・強化すること。
③高齢化が進む透析患者が入院できる療養病床の確保を促進するとともに、透析施設を併設した介護施設を増やすこと。
④介護職に対する腎臓病患者の介護に関する研修を行うこと。
⑤東京腎臓病協議会が行う臓器移植の推進普及キャンペーンへの助成を行うこと。
⑥要援護者である透析患者に対する災害時の透析医療確保（医療機関への電気と水の保障など）、透析患者の搬送手段の確保、他県とのネットワーク、正確な情報流通など、総合的な災害対策を構築・強化すること。
⑦「腎臓病を考える都民のつどい」の広報を積極的に行うとともに、助成を行うこと。
⑧腎臓の再生医療の研究を推進すること。

（６）リウマチ・膠原病患者への支援の充実
①高額なリウマチ治療薬を使用しているリウマチ患者への医療費助成を行うこと。
②介護保険においてリウマチ患者の特性に合った支援を行える事業所を増やすこと。
③都立病院の膠原病科、リウマチ科を拡充すること。

（７）パーキンソン病患者への支援の充実
①投薬が開始されたパーキンソン病患者（国制度の対象外の患者）を都独自に難病医療費助成の対象にすること。
②パーキンソン病などの難病患者が身近な地域でリハビリを受けられるよう、医療・介護施設の拡充を進めること。

（８）呼吸器患者への支援の充実
①ＣＯＰＤ（慢性閉塞性肺疾患）の知識の普及と医療体制の整備を推進すること。
②在宅酸素濃縮装置の電気代助成を行うとともに、在宅酸素療養患者の医療費負担を軽減すること。パルスオキシメーター購入費への助成を行うこと。
③呼吸器リハビリテーションの普及・研修を進めるとともに、在宅酸素療養患者の医療・福祉が連携した地域ケア支援体制を整備すること。
④酸素対応可能な特別養護老人ホーム、老人保健施設等を整備するため支援を行い、それらの施設でのショートステイ、デイサービスの実施を広げること。
⑤在宅酸素療養患者の災害・停電時の支援対策を強化すること。
⑥東京都清瀬喜望園は都立施設として存続させること。

〈７〉 福祉を支える基盤を強化し、地域福祉を拡充する

２２　福祉施設等の整備にむけた都有地等の活用促進

（１）都有地、国有地、民有地等の活用促進

①都有地貸付料の減額率９０％の制度について、さらなる減額や対象の拡大など拡充すること。多摩地域をはじめ都内どこでも適用されるように減額を拡大、または無償化すること。保証金は廃止すること。売却の場合も福祉目的であれば減額すること。

②都有地活用推進本部や「とうきょう保育ほうれんそう」の取り組みは保育分野以外も対象にすること。

③国有地・民有地を都有地として購入し、福祉施設整備のために無償または低額で貸し出すこと。

④都営住宅・公社住宅の建て替えにともない今後１０年間で創出するとしている３０ヘクタールの用地の具体的候補地を早期に明らかにし、区市町村と協議を進めること。

⑤各種福祉施設に対して行っている定期借地権の一時金への補助を拡充するともに、普通借地権も対象にすること。

⑥国有地、民有地の借地料への助成は５年間の期限を廃止または延長するとともに、補助基準額や補助率を引き上げること。

⑦民有地を認可保育園以外の福祉施設のために貸し出す際も固定資産税の減免など優遇措置を行うとともに、市町村が固定資産税を減免した際の財政支援制度をつくること。

⑧老朽化にともない建て替え時期を迎えている特別養護老人ホームや障害者（児）入所施設などの福祉施設の建て替えを促進するため、都有地、国有地を活用した一時移転用施設（備品付）の整備をはじめ、支援を拡充すること。一時移転用施設は無償または低額で貸し付けること。

⑨認可保育園など公共福祉施設の建設をまちづくりの基本に位置づけ、無秩序な開発を抑制するとともに、一定規模の住宅・マンション開発の際に認可保育園を含む公共施設の用地確保を求めるなど、開発事業者に社会的責任を果たさせること。

⑩空き家を、改修等を通じて小規模多機能や障害者グループホームなどの福祉施設として利用することを促進するため、全庁的な検討組織を作り、モデル事業を実施する等、空き家活用の推進を図ること。

２３　保育・介護をはじめとした福祉人材への支援

（１）福祉人材の処遇改善、確保・定着対策の拡充

①都として民間福祉職員の賃金・労働時間などの労働条件を調査して実態を把握し、抜本的に改善を図ること。

②保育・介護・障害分野をはじめ、すべての福祉人材の処遇改善のため、賃金を引き上げるなど、都独自の補助を拡充すること。また職員配置の改善を進めること。

③民間社会福祉施設サービス推進費補助は、経験年数加算をはじめ、抜本的に改善・拡充・増額すること。努

力・実績加算の要件緩和と単価の引き上げを実施すること。
④東京都保育人材・保育所支援センターの活用を推進し、拡充すること。
⑤保育士、看護師、介護職員などの民間職業紹介事業者の実態調査を行い、手数料の規制強化を国に求めるなど必要な対策を行うこと。
⑥介護職員宿舎借り上げ支援事業、障害福祉サービス等職員宿舎借り上げ事業は、事業所が福祉避難所であることや災害応急要員を配置することの要件を外すこと。また、１施設当たり４名まで、１戸あたり４年までという要件は撤廃すること。介護職員宿舎借り上げ支援事業は、地域密着型サービスも補助率を１０分の１０にすること。
⑦職員の宿舎借り上げ支援の補助対象となる福祉施設の種類をさらに広げ、補助率を引き上げること。
⑧各分野の職員宿舎借り上げ事業について、家賃の高い地域では単価を引き上げること。
⑨小・中規模の福祉施設に講師を派遣して研修を行う「登録講師派遣事業」を拡充し、実施を広げること。
⑩都が行う福祉や医療に関する研修は、必要とする人が受けられるよう、十分な定員を確保すること。
⑪福祉施設職員の奨学金返済への支援を高齢者介護分野、障害者支援分野以外にも広げること。
⑫訪問介護や訪問看護におけるハラスメント問題への対策のため、普及啓発の実施、相談窓口の設置、同行訪問に国報酬がつかない場合の独自の支援などを行うこと。

２４　ケアラー支援、地域福祉等の推進、地域包括ケアの整備

（１）地域包括ケアの推進
①住まい・医療・介護・予防・生活支援などが連携した地域包括ケア整備にむけ関係局横断の推進体制をつくること。
②高齢者だけでなく、障害者、難病患者、がん患者、子どもなど、ケアを必要とするすべての人を対象とした地域包括ケアの整備・検討を進めること。
③ケアを必要とするすべての人について本人の状態や置かれた環境のアセスメントを行い、関係機関と連携して総合的な支援を構築する仕組みをつくること。
④千葉県中核地域生活支援センターも参考にして、ケアラー支援を含めた総合的な相談支援を行う「地域生活支援センター(仮称）」を、身近な地域に整備すること。
⑤東京都健康長寿医療センター研究所、東京都医学総合研究所、東京都立大学などによる、地域包括ケアの調査・研究を強化すること。

（２）都と区市町村等による地域包括ケア体制の整備
①都と区市町村、大学等が連携して、地域包括ケアのモデル地域づくりを進めること。
②多摩ニュータウン、ＵＲ団地、都営住宅・公社住宅など、大規模団地を活用した地域包括ケア体制の整備を進めること。

（３）地域福祉の充実
①住民の地域福祉活動を支援する「地域福祉コーディネーター」への支援を行い、配置を促進すること。
②地域に密着した家事援助、配食・食事、移送など、介護保険などの制度のすき間をうめ、きめ細かいサービスを提供している「住民参加型在宅福祉サービス活動」への支援を拡充すること。各区市町村が「住民参加型在宅福祉サービス活動」への支援を行う際の共通指針を策定すること。

③住民参加による非営利の地域福祉活動に対し、都営住宅・公社住宅、都立学校の空き教室、都有施設、都有地等を、無償または低額で提供し、地域福祉支援拠点の整備を推進すること。
④住民参加型の福祉サービスに対し、災害時の緊急車両としての指定や、優先給油ができるよう支援すること。
⑤高齢者のデイサービス、障害者の日中活動の場への送迎などの車両も実態に合わせて駐車禁止除外車両とすること。
⑥コミュニティカフェ、コミュニティレストランなどの取り組みが広がるよう、都として事業者や区市町村を支援すること。
⑦「地域の底力発展事業」を拡充し、地域包括ケアの基盤となる地域力を高めるため、自治会・町会等への支援を強化すること。

（4）ケアラー支援の推進
①高齢者介護、身体・知的・精神などの障害者のケア、難病患者などの看病、病児や障害児の療育など、さまざまなケアを行っているケアラーの量的調査とニーズ調査を行い、必要な対策を構築すること。
②介護離職を防ぐため、介護休暇の日数増、有給化を国に求めるとともに、中小企業で実施できるよう、都として財政支援を行うこと。
③ケアラーの状態のアセスメントを行い、支援を構築する仕組みをつくること。
④ケアラーの交流会や居場所づくりをはじめ、当事者の活動やケアラーを支援する事業所への支援を行うこと。
⑤ヤングケアラーが必要とする教育や就労等への支援を行うこと。
⑥ケアラー支援条例を制定するため、当事者を入れた検討会を設置すること。
⑦精神障害者の家族のための一時保護所を作ること。

（5）ひきこもり等への支援の充実
①ひきこもり等の状態にある方の自立と社会参加を支援する事業を普及・強化するため、区市町村、ＮＰＯ法人、親の会の活動などへの支援を拡充すること。
②各区市町村できめ細かい支援が可能となるよう関係自治体、保健所などと連携し、支援団体の確立と団体への支援を行うこと。当事者の意見をきめ細かく施策に反映すること。
③ピアサポート支援を導入するとともに、アウトリーチ支援や居場所づくり、専門家の育成を拡充・強化し、社会参加を具体的に実現できるまで、継続した支援ができるようにすること。就労だけをゴールとせず、一人一人に寄り添った支援を進めること。
④当事者の意見を踏まえながら都としての実態調査を行うこと。
⑤ひきこもりサポートネットのホームページを当事者の視点に立って充実すること。

（6）福祉サービス利用者支援の充実
①認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の福祉サービス利用を支援する日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）を拡充できるよう事業費・事務費を増額すること。
②営利企業などによる福祉事業に対する指導検査体制を、抜本的に強化すること。

（7）防災対策の推進
①障害者、難病患者、高齢者などに対する大規模災害時の緊急支援体制の整備を強化すること。関係者・関係団体の要望、意見を十分に聞き、障害、疾患などの特性に応じた支援対策を確立し、十分な訓練を行うこと。
②都内すべての医療施設、福祉施設を対象にして、耐震診断や耐震化を目的とした建て替え・耐震補強工事・情報連絡などの設備整備等に対して財政支援を行い、耐震化を促進すること。

③多発する異常気象による風水害に備え、避難計画の策定などへの支援を行うこと。
④福祉施設などを災害時の福祉避難所として整備し、通信機器をはじめ、必要な機能強化を支援すること。利用者、職員、避難者用の備蓄の強化とともに、備蓄倉庫整備など備蓄スペース確保に対して財政支援を行うこと。
⑤災害時の要援護者に対し、区市町村社会福祉協議会や地域包括支援センターなど、関係機関の連携による支援体制を構築すること。個別支援計画の作成を推進すること。
⑥DMATに要する費用補助を拡充すること。
⑦助産師、MSWなどの専門職の災害対応への活用を推進すること。
⑧災害拠点病院及び災害拠点連携病院を増やすこと。災害拠点病院及び災害拠点連携病院の自家発電設備の地上への移転等の水害対策や、容量の増強、燃料確保の強化のため、支援を拡充すること。災害拠点連携病院の運営協力金を増額すること。
⑨診療所も含めた医療施設および社会福祉施設の自家発電機設備整備、古い医療機器のバッテリー内蔵機種への更新、ナースコールなどの非常配電系統への変更等への財政支援を実施すること。避難所、福祉施設、医療施設等への蓄電池設置のための支援を行うこと。停電時に、移動電源車から病院への宮殿を可能とする体制を整備すること。
⑩停電が長時間続いた際の自家発電装置のある病院への燃料の供給体制を確保すること。
⑪災害拠点病院をはじめとした医療機関や災害薬事センターの備蓄に対する財政支援を行うこと。
⑫難病以外の在宅人工呼吸器使用者に対しても、非常用電源が漏れることなく整備できるよう、都として対策を取ること。
⑬災害時において、被災病院から入院患者を受け入れる「災害拠点精神科病院」「災害拠点精神科連携病院」への支援を拡充すること。
⑭医療機関のＢＣＰ策定ガイドラインを改訂するとともに、災害拠点病院や災害拠点連携病院のＢＣＰの改定等を支援し、災害時の救護活動体制の確保を図ること。
⑮災害時の感染制御支援チーム（ＩＣＡＴ）を編成すること。
⑯一般避難所で災害時要配慮者に対する福祉支援を行う災害派遣福祉チーム（DWAT）を編成すること。

（８）区市町村包括補助の拡充と改善
①５つの「福祉保健区市町村包括補助事業」（高齢社会対策、子ども家庭支援、障害者施策、医療保健政策、地域福祉）を増額・拡充すること。また、区市町村が使いやすいように改善すること。
②包括補助に再構築された補助事業が、従来の個別補助の水準・内容から後退しないようにすること。
③包括補助の活用状況と補助事業による成果が都民にわかるよう、「まとめ」を毎年度作成し公表すること。

２５　ユニバーサルデザインの推進、福祉機器の利用促進

（1）福祉のまちづくり・ユニバーサルデザインの推進
①ソフト、ハード両面でユニバーサルデザインを推進するための全庁的体制を確立するとともに、「東京都ユニバーサルデザイン推進計画」をつくること。
②ユニバーサルデザイン推進の人材育成、すぐれた取り組みの普及を進めること。都と事業者等による「ユニバーサルデザイン推進協議会」を設置すること。
③公共性の高い施設のエレベーターは十分な大きさになるよう新たな基準を検討すること。

④障害者、高齢者、妊産婦などが利用できるトイレを増やすとともに、当事者の意見を反映して改善を進めること。一般トイレのバリアフリー化を進めること。
⑤都庁前駅のエレベーターの出口から東京都議会棟の入り口までの間に雨よけの屋根をつけること。
⑥ユニバーサルデザインタクシーの乗車拒否をなくすよう、都として対策を行うこと。
⑦信号機は全て音響式信号機とし、夜間もシグナルエイドやタッチ式スイッチに対応し、音が出るようにすること。

（２）磁気ループ（ヒアリング・ループ）の普及促進・「聞こえのバリアフリー」の推進
①「聞こえのバリアフリー」を福祉のまちづくりに位置づけるとともに、都営地下鉄等で「聞こえのバリアフリー推進モデル事業（仮称）」を実施すること。「聞こえのバリアフリー」に取り組む区市町村、事業者、団体等を支援すること。
②福祉のまちづくり「施設整備マニュアル」に、集会施設の会議室での要約筆記のためのOHP、OHC、プロジェクター、スクリーンの設置を明記すること。
③都として「耳マーク」の活用・普及推進を図ること。
④都有施設、都営交通の車両・ホーム・駅窓口などへの「磁気ループ」の設置をすすめること。また設置されていることがわかるよう、「ヒアリングループマーク」などを表示すること。
⑤「磁気ループ普及促進事業（仮称）」を実施し、「磁気ループ」を設置・購入する団体、鉄道・バス・タクシーをはじめとした事業者等への支援を行うなど、「磁気ループ」の大幅な普及を図ること。住民等への携帯用「磁気ループ」貸与、家庭における「磁気ループ」設置に対する支援などを行うこと。
⑥都有施設なども活用し、身近な地域に「磁気ループ体験コーナー」の設置を進めること。
⑦東京都主催、共催の催しには、磁気ループを使用するよう、庁内での普及を図ること。

（３）補聴器の適切な普及のしくみづくりと利用促進
①東京都と、耳鼻咽喉科学会、補聴器の事業者等による「補聴器の普及推進協議会（仮称）」を設置し、一人ひとりにあった適切な補聴器を利用できるようにするしくみづくり、および補聴器の普及促進に取り組むこと。都内の補聴器普及の現状調査を実施すること。
②認定補聴器技能者、難聴者団体等による「補聴器相談」を支援すること。身近なところで相談できるよう、「まちかど補聴器相談」を関係団体や区市町村と協力して実施すること。
③補聴器相談医、認定補聴器技能者、認定補聴器専門店の制度の普及啓発を図ること。補聴器相談医のいる診療所、および認定補聴器専門店が都内にふえるよう支援すること。
④補聴器相談医がいて、認定補聴器技能者、認定補聴器専門店との連携をはじめ一定の要件をみたした診療所・病院を、「補聴器相談医療センター（仮称）」として都が認定し、身近な地域への設置がすすむよう支援すること。
⑤補装具費支給制度の対象とならない方への補聴器購入助成制度を個別の補助をして実施、または包括補助のメニューにして、都内全区市町村が実施できるようにすること。

（４）福祉機器の利用促進
①「福祉のまちづくり研究所」、または「福祉機器開発・普及センター（テクノエイドセンター）」を設置し、介護機器や福祉用具、在宅医療機器の研究、開発、普及、利用者の相談支援などを実施すること。
②都の産業技術センター、心身障害者福祉センター、都立病院・公社病院、東京都立大学と、民間事業者、国立・私立大学などによる「産学公連携」や「医工連携」を推進し、コミュニケーション支援や、「音バリアフリー・聞こえのバリアフリー」にむけた新しい福祉医療機器や技術の開発、普及を進めること。

③ロボット介護機器、福祉用具の開発、普及にむけた支援を拡充すること。

〈８〉 医療・看護・保健の充実を進める

２６　医療・看護の充実

（１）国の医療制度改悪から都民を守る

①国の医療費削減路線に追随せず、全ての都民が十分な医療を受けられるよう病床を維持・増床するとともに、医療の地域格差を是正すること。

②地域医療構想に基づく病床機能転換等を医療機関に押し付けることはせず、ペナルティの発動はしないこと。

③厚労省が公立・公的病院の再編統合の検討を求め病院名を公表したことに対し、都として抗議し、撤回を求めること。

（２）医療機関の整備・増設の推進、民間医療機関への支援の充実

①地域包括ケア推進の拠点のひとつとして、有床診療所（在宅、小児、周産期医療等）の活用を位置づけ、開設促進補助を実施するとともに、都有地を無償または低額で貸し出すなど、整備促進への支援を抜本的に強化すること。

②都内民間病院の運営維持のため、都独自に診療報酬への加算を行うこと。

③病床過剰地域の二次医療圏においても、区市町村の実状にあわせて病床が増やせるようにすること。また、病床不足地域への都立病院をはじめとした病院整備を進めること。

④医療ケアが必要な要介護高齢者や障害者・児、難病患者等が入院・療養できる病床をそなえた医療施設やショートステイ病床を増やすこと。そのための施設整備、運営に対する支援を拡充すること。

⑤２３区の区立病院、および区が補助金を出して整備・運営する区立に準じる病院に対し、多摩地域の公立病院と同様の運営費補助、施設整備費補助を実施すること。

⑥診療所のバリアフリー化に対し、補助や融資、利子補給などの支援を行うこと。

⑦民間病院の建て替え・改築等を促進するため、都有地を無償または低額で貸与すること。

⑧院内患者図書室、医療情報相談室の設置に対する補助を行うこと。

⑨医療費未払い患者に対する損失補てんを拡充すること。

（３）療養病床の整備促進

①医療療養病床を大幅に増やす新たな計画を策定し、療養病床の整備を促進すること。

②地域に必要な療養病床を増やすため、医療機関への整備費補助、運営費補助などを実施すること。

③医療療養病床でも緊急患者の受け入れを行う場合には、受け入れベッドの確保や救急医療提供に必要な費用等について一定の基準のもとに財政援助を行うこと。

（４）在宅医療・訪問看護の充実

①在宅医療の急変対応の病床を確保するため、民間病院、有床診療所による緊急一時入院病床確保事業への財政支援を拡充し、実施自治体をひろげること。
②民間医療機関による「在宅移行支援病床」の整備費および運営費への支援を拡充すること。
③区市町村が取り組む在宅医療推進会議、在宅医療ネットワークなど在宅医療体制整備への支援を拡充・強化すること。
④訪問看護ステーションの量・質の拡充への支援を抜本的に強化すること。訪問看護の教育ステーションの指定を区域にこだわらず拡充するなど、訪問看護師の専門性向上への支援を充実すること。
⑤虐待リスクのある家庭等への訪問看護について、多職種も含めた複数での同行訪問ができる補助制度を検討すること。
⑥訪問看護のＩＣＴ化推進のための事業を行うこと。
⑦訪問看護ステーション協会で実施している「訪問看護１日体験研修」事業への補助を行うこと。
⑧小児在宅医療を円滑にすすめるため、小児在宅医療コーディネーターの養成を行うこと。

（５）リハビリテーション医療の充実
①地域リハビリテーション支援センターの数を増やし、拡充すること。
②災害時のリハビリテーション体制を拡充すること。
③区市町村ごとに地域リハビリテーション協議会を設置すること。
④訪問リハビリテーションを抜本的に拡充するとともに、訪問リハビリに取り組むリハビリ職の研修を推進すること。
⑤回復期リハビリテーション病棟を増やすため、施設設備整備費補助を拡充すること。
⑥身近な地域のリハビリテーション施設の整備・拡充を推進するため支援を行うこと。
⑦理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の養成を推進するとともに、研修等を強化し質の高い人材確保を図ること。摂食・嚥下リハビリの普及を促進すること。
⑧東京都リハビリテーション病院を多摩地域にも開設するなど拡充・強化すること。
⑨都立病院、公社病院のリハビリテーション医療を拡充し、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、およびリハビリ専門医師の配置を増やすこと。
⑩都立病院、公社病院などで、小児の発達段階に応じたリハビリが受けられるようにすること。

（６）医療社会事業の充実
①医療ソーシャルワーカー（ＭＳＷ）の位置づけを重視し、行政窓口や保健所、医療機関、在宅療養相談窓口への配置を進め、ＭＳＷのいる医療機関を分かりやすく広報すること。
②医療機関にＭＳＷ等の配置の支援を行う入退院時連携支援事業補助金を中小の二次救急医療機関以外にも対象を広げるとともに、公立病院も対象にすること。
③巡回医療福祉相談会および医療福祉電話相談を拡充するため、委託費を増額すること。
④都として退院支援に関する多職種を対象とした研修を行うこと。
⑤一人暮らしの方の身元保証についての実態調査を行うこと。
⑥がん患者への相談や災害支援に関する研修など医療ソーシャルワーカーの育成を行う事業への支援を増額すること。

（７）産科、周産期医療の危機打開にむけた取り組みの強化
①周産期母子医療センターの運営費補助を大幅に増額し、赤字構造を解消すること。
②ＮＩＣＵを二次医療圏ごとに整備する新たな計画をつくること。とくに不足が著しい多摩地域の整備目標を

明確にするとともに、運営費補助の多摩地域加算を創設すること。
③周産期母子医療センターへのドクターカーの配備を増やすこと。
④多摩地域の新生児受け入れ体制強化にむけ、多摩新生児連携病院を増やすこと。
⑤周産期医療の病院と診療所が連携した「オープンシステム」への支援を実施・拡充すること。
⑥ＮＩＣＵやＧＣＵに長期入院している小児等の在宅生活への移行を促進する中間病床として、「在宅移行支援病床」の設置を促進すること。
⑦産科の診療所や助産所の整備を促進するため、開設促進補助を実施するとともに、都有地を無料または低額で貸与すること。院内助産所・助産師外来の実施をひろげるための支援を継続・拡充すること。
⑧入院助産制度を拡充・普及するとともに、周産期医療専門ソーシャルワーカーの配置を進めること。
⑨妊婦が、妊婦健康診査受診票を、助産所で直接使用できるようにすること。
⑩ＭＦＩＣＵの増床等、母体救命救急を強化し、安心して出産できる体制を整備すること。
⑪助産師の養成人数を増やし、助産師の研修を拡充・強化すること。
⑫「ゆりかご・とうきょう事業」での活用を促進するなど子育て支援への助産師の活用をひろげること。

（８）小児医療、小児救急医療等の充実
①小児休日・全夜間診療事業を拡充し、６０か所の整備目標を早期に実現すること。救急患者の受け入れ数に応じた加算の実施をはじめ、制度を拡充すること。
②区市町村が実施する小児初期救急医療に対する補助を土曜日の日中も対象にするなど拡充し、全区市町村で実施すること。
③小児医療機関・関係機関の連携を強化するため、二次医療圏ごとに小児医療協議会を設置すること。
④児童精神科医療についての協議会を設置し、児童精神科の専門医療機関を二次医療圏ごとに整備すること。専門医の養成をすすめること。

（９）救急医療の充実
①救急医療機関勤務医師確保事業について、対象に救命救急センターを加え、事業対象の休日に土曜日を加えるなど都として拡充すること。
②救急医療の「東京ルール」を現場の意見を聞いて改善するとともに、地域救急医療センターへの補助を増額・拡充すること。
③休日・全夜間診療事業は、中小の医療機関への委託費の増額をはじめ改善・拡充し、実施医療機関を増やすこと。
④病院救急車の活用を促進し、配備・運行に対する財政支援を拡充すること。
⑤他県のドクターヘリとの連携を進めるとともに、東京型ドクターヘリより小型な、他県と同様のドクターヘリを導入すること。
⑥救命救急センターを増やし、不足地域をなくすこと。救命救急センター運営費補助を拡充すること。
⑦眼科・耳鼻咽喉科休日診療の医師確保のため、委託料を増やすこと。

(10) 医師確保対策の充実
①総合的な医師確保対策を推進するため「地域医療支援センター」を拡充・強化すること。離職医師の復職を支援する「ドクターバンク」を創設すること。
②医師養成奨学金制度を拡充し、対象人数を大幅に増やすこと。
③都職員として採用した医師を公立病院に派遣する東京都地域医療支援ドクター事業を拡充すること。採用人数を増やすとともに、民間病院も派遣の対象にすることを検討すること。

④在宅医療、小児医療、児童精神科、産科、救急医療などについて、大学医学部に寄付講座を設置して専門医師の育成を行い、病院等への派遣を行うこと。
⑤都内で勤務している病院・診療所医師の労働条件の実態調査を行い、長時間労働をはじめとした労働管理の改善を進めること。

(11) 看護師等の確保・養成・定着対策の充実
①看護師確保に関する実態調査を行い、大幅増員の目標を立て、養成・定着・再就業対策を拡充強化すること。
②都立看護専門学校は直営を堅持し、廃止した看護専門学校を再開または新設するなど定員を増やすこと。
③広尾の看護専門学校の改築にあたっては、定員増をはじめ内容を拡充すること。
④都立看護専門学校の入学金、授業料の負担を軽減すること。すべての都立看護専門学校に寮を設置すること。
⑤看護師等修学資金貸与事業を拡充し、修学資金を増額し、保育士や介護福祉士と同様に生計費加算を実施するとともに、支給枠を拡大すること。卒業後すぐに訪問看護ステーションに就職する場合も対象とするなど、返還免除の対象要件を緩和すること。
⑥東京都看護教員養成研修事業を拡充・強化すること。都立看護専門学校の教員の待遇改善を図ること。
⑦都内中小病院の看護師確保への支援を強化すること。都立看護専門学校むけの、都内病院の就職説明会を実施すること。ナースプラザの事業を拡充すること。
⑧看護師の実習を受け入れる病院への支援を拡充すること。
⑨院内保育所の施設整備費および運営費への補助を大幅に拡充し、増設を促進すること。２４時間保育、病児・病後児保育の実施への支援を強化すること。院内保育所の地域開放を促進すること。
⑩看護師宿舎への助成の拡充、民間医療機関が看護師の確保のためアパートなどを借り上げる場合の家賃補助を行うこと。
⑪産休、育休および介護休暇の代替看護師の確保に対する経費への補助を都独自に実施すること。
⑫厚生労働省が出した「看護師等の『雇用の質』の向上のための取組について」「医療分野の『雇用の質』の向上のための取組について」の通知を、都内医療機関に徹底するとともに、都として具体化を進めること。
⑬都内の全医療機関で３交代で月８回以内・複数の夜勤体制を確保すること。労働条件の大幅な改善を図るため、夜間看護手当増額、夜勤にともなう交通費の全額支給ができるよう助成すること。
⑭看護師としての知識や経験を生かした、医療・福祉・介護・健康支援などの起業を支援する「開業ナース支援事業（仮称）」を実施すること。
⑮公的機関で看護補助者の人材バンクを設置すること。
⑯東京都看護協会の災害支援ナース制度について、都の施策と整合性をもって活用できるよう、手引書作成への支援等を行うこと。
⑰大規模災害が発生し、看護師が出勤が困難な場合に、居住地の近くの自治体や医療機関等で救護活動を行える仕組みを構築すること。
⑱看護職の副院長の配置を促進すること。

(12) 多摩・島しょの公立病院、診療所に対する支援の充実
①公立病院運営費補助は、許可病床数を算定基礎とするとともに病床基礎額の増額をはじめ拡充し、病床利用率などの経営評価によって減額する算定方法は見直すこと。公立病院の産科・周産期医療、小児、救急の医師確保等への支援を行うこと。
②公立病院施設整備事業費償還補助金の補助率を引き上げるとともに、補助額算出のための基準面積を大幅に引き上げること。また、建物本体と建物付帯設備の財産処分の制限期間を同一とせず、付帯設備を柔軟に更新できるようにすること。

③地域医療連携ＩＣＴシステムの整備費補助を充実し、対象に公立病院を加えること。
④へき地医療運営費等補助、へき地産科医療機関運営費補助、へき地診療所等整備費補助を拡充すること。へき地の患者の通院交通費への補助を行うこと。
⑤自治医大卒業医師の計画的派遣をはじめ、へき地における医師・看護師をはじめとした医療従事者の確保、医療体制整備への支援を拡充すること。へき地勤務医師等確保事業を拡充すること。
⑥へき地の医師給与費補助を増額し、看護師等の給与費補助制度を創設すること。

(13) 医療の安全対策等の強化
①医療事故防止・再発防止のための人材養成、情報提供など、医療の安全確保対策を拡充・強化すること。
②医療事故に関する無過失補償制度についての調査・研究を行うこと。
③医療シミュレーショントレーニングセンターの設置を支援すること。
④都の医療監視員を増員し、研修を強化すること。病院医療監視経験者の配置を進めること。
⑤医療従事者のエイズやウイルス性肝炎等予防対策への助成を行うこと。
⑥医療機関のアスベストの除去等の対策に対する補助を行うこと。

(14) 監察医療の充実
①監察医務院の体制を拡充すること。
②多摩・島しょの監察医業務に対する支援を強化し、監察医制度の全都展開を目指すこと。

(15) 外国人への医療提供の充実
①「ひまわり」や救急通訳サービスにおいて、対応可能な言語を増やすこと。
②ＩＣＴを活用した遠隔通訳も含め、医療機関での通訳の配置・派遣を進めること。

２７　都立病院、公社病院、健康長寿医療センターの充実

（1）都立病院の直営継続・整備促進
①都立病院の独立行政法人化の方針は撤回し、直営を堅持して拡充すること。
②都立病院は、地域医療と高度専門医療の両方を位置づけて、直営で拡充し、病床は減らさないこと。
③ＰＦＩ方式による病院運営は、直営に戻す方向で再検討し、これ以上の拡大はしないこと。
④多摩地域や、区部東部地域、練馬区など病院の少ない地域に、都立病院の分院を設置するなど、都内全域の医療の充実にむけた都立病院の役割を強化すること。
⑤都立広尾病院、都立神経病院の改築の検討に当たっては、地域住民や島しょの住民をはじめとした都民および職員の意見・要望を反映するよう努め、都民が必要としている医療機能を充実させること。
⑥八王子市内に都立・公立の小児病院を整備することをはじめ、各地域の小児医療、周産期医療、障害児医療を拡充すること。ＮＩＣＵを増床すること。
⑦旧梅ケ丘病院跡地に、小児総合医療センターの分院など児童精神科の病床や外来診療センターを整備すること。小児総合医療センター、および大塚病院の児童精神科医療を拡充するとともに、他の都立病院、公社病院で児童精神科医療を実施すること。
⑧小児総合医療センター、多摩総合医療センターの医療・看護体制を強化すること。駐車場への屋根の設置をはじめ、患者・家族が利用しやすい施設・設備への改善・改修を行うこと。

⑨大塚病院の大規模改修に当たっては、老朽化対応にとどまらず、周産期医療の充実など機能の拡充を行うこと。現在の病床数より減らすことはしないこと。
⑩自家発電設備の強化、非常用電力の確保、発災時の通信体制の強化、ＢＣＰ作成、医薬品等の備蓄など、ハード・ソフト両面で災害対応力を強化し、大震災・水害時に都立病院が災害医療拠点としての役割を果たせるようにすること。照明のＬＥＤ化、太陽光発電導入などを進めること。墨東病院の診療棟の地下にある非常用電源を地上化、またはガスコージェネレーションシステムを屋上に設置すること。
⑪国家戦略特区による小児総合医療センターでの先進医療の審査の短縮は中止すること。
⑫患者申し出療養制度は導入しないこと

（２）都立病院の充実
①一般会計補助金・負担金を、増額・拡充すること。
②入院期間の短縮目標の設定および強化、入院預かり金の導入はしないこと。差額ベッド料などの負担を軽減するとともに、消費税増税に合わせた値上げは行わないこと。都立病院で無料低額診療事業を実施すること。
③「患者支援センター」の医療ソーシャルワーカーの配置を拡充すること。在宅医療支援チームを設置し、在宅医療支援を抜本的に強化すること。
④医師、看護師、薬剤師、歯科衛生士、医療技術者の定数・実員を大幅に増やすとともに、給与の引き上げ、手当の拡充、労働時間短縮など待遇改善・労働環境の改善を進めること。医師と看護師の事務作業補助者の配置を充実すること。
⑤救命救急や周産期センターなどの医師から段階的に、夜間当直制度をやめて交代制勤務を導入すること。小児科、産科、麻酔科などの医師確保を強化するとともに、女性医師の勤務環境の改善と復職支援を促進すること。
⑥看護師の確保・離職防止対策を強化すること。すべての看護職員の夜勤を３交代で月８回以内とし、３人以上夜勤にするなど、働き続けられる環境を整備すること。職場の実質欠員が生じず、育児短時間勤務、妊婦の夜勤免除が可能な人員配置を行うこと。職員の不払い残業をなくし、長時間労働の是正に必要な人員配置を行うこと。夜勤時のタクシー代は全額支給すること。
⑦認定看護師、専門看護師の養成、助産師資格取得を促進すること。資格取得や研修受講のため、人員を加配すること。また、新卒看護師の臨床研修体制、サポート体制を拡充・強化すること。
⑧院内保育の地域開放、病児・病後児保育の実施を広げること。
⑨「東京医療技術者アカデミー」を開設し、専門性の高い医療技術者を養成すること。
⑩開業医など地域医療機関の医師と共同診療や、検査機器の共同利用を行う、「オープンシステム」の導入を進めること。
⑪都立病院の産科・産婦人科で、院内助産所・助産師外来を実施するとともに、地域の病院・診療所、助産所との連携を促進すること。不妊治療を実施すること。
⑫入院している子どもの療養環境を改善するため、チャイルドライフスペシャリスト、ホスピタルプレイスペシャリスト、子ども療養支援士、医療保育専門士を、小児総合医療センターなどに配置すること。院内保育士を増やすこと。また、ファシリティドッグの増配置を目指し、育成への支援を行うこと。
⑬救急医療、障害者・難病医療を充実すること。緊急入院やショートステイの病床を常時確保するとともに、神経難病などの長期療養患者の受け入れを進めること。
⑭都立病院でのアスベスト専門外来、セカンド・オピニオン外来を拡充すること。
⑮東京医師アカデミーにおいて、甲状腺エコーを診断できる医師を育成すること。
⑯専任感染管理看護師の配置を進めるとともに、リスクマネージャーの複数配置、病棟薬剤師の全病院への配置など、院内感染防止をはじめとした医療の安全確保対策を強化すること。

⑰患者図書室と相談支援の機能をもつ「医療情報・相談センター」の設置を進めること。
⑱小児総合医療センターに高校生のための院内学級を設置すること。
⑲ＩＣＴを利用した遠隔通訳も含め、都立病院への手話通訳者、外国語通訳者の配置を充実すること。
⑳社会保険労務士を活用した治療と仕事の両立支援等を充実すること。
㉑多摩の公的病院に対する医師の派遣を広げること。
㉒認定遺伝カウンセラー養成を行うこと。
㉓診療情報を有効活用するために、診療情報管理士の養成を行い、環境整備をすすめること。
㉔大塚病院での女性医療を拡充すること。
㉕虐待等の防止対策のための研修を行うこと。

（３）公社病院の充実
①公社病院は、都立病院に準じた位置づけで、医療体制の拡充を推進すること。公社病院に対する財政支援を抜本的に強化すること。
②不足している医師、看護師を早急に確保するとともに、労働条件・待遇等を改善すること。看護師の育成・確保にむけ公社独自の奨学金制度を創設すること。
③小児救急医療の拡充、重症障害児や神経難病患者の受け入れ、ＮＩＣＵ、産婦人科の設置、透析室の拡充、脳卒中専門病床（ＳＣＵおよびＳＵ）整備などを進めること。
④多摩南部地域病院、多摩北部医療センターは小児科医療体制を強化するとともに、ＮＩＣＵを設置し周産期医療を実施すること。
⑤東部地域病院は、がん放射線治療機器の導入などがん診療を拡充すること。非常用電源を地上化すること。墨東病院からの医師の派遣により、診療内容を充実させること。
⑥公社移管された大久保病院、多摩北部医療センター、荏原病院、豊島病院は都立に戻すこと。

（４）健康長寿医療センター等の拡充
①健康長寿医療センターは、地方独立行政法人による運営をやめ、直営に戻して拡充すること。運営費負担金・交付金を増額すること。
②健康長寿医療センター病院・研究所・ナーシングホームによる、医療・研究・福祉の「三位一体」の連携体制を改めて確立し、強化すること。
③健康長寿医療センターの差額ベッド料および保証金は廃止すること。
④健康長寿医療センターで「福祉農園」の取り組みを行うこと。
⑤ナーシングホームは、直営に戻すこと。
⑥江東高齢者医療センターへの財政支援を継続し、拡充すること。

２８　保健、公衆衛生の充実

（１）感染症対策の充実
①ワクチン定期接種、任意接種の自己負担に対する都独自の軽減・無料化を実施するとともに、安全なワクチン接種体制整備を進めること。
②里帰り出産や長期入院の場合を含め、住民が他の自治体でも接種できるよう相互乗り入れ等を推進すること。
③感染症の全都的な全発生状況把握（サーベイランス）システムを構築すること。

④必要とするすべての都民が自己負担なしでMRワクチンの予防接種を受けられるようにすること。
⑤東京２０２０大会のボランティアにMRワクチンの接種を実施するよう、組織委員会に要請すること。
⑥都内でマシン患者が発生した際は、その地域の医療機関に速やかに情報共有すること。
⑦予防接種センター機能推進事業に基づいた東京都の予防接種センターを設置すること。
⑧ノロウイルスなどの感染症対策を強化すること。
⑨結核患者緊急一時入院施設の整備への補助を充実し、空床確保経費への補助を実施すること。
⑩看護師をはじめ医療機関職員の結核に関する入職時検診、および接触者検診に必要な血液検査の費用への補助を行うこと。
⑪エイズ患者の医療費の一部負担金を助成すること。エイズ患者受け入れ医療機関を増やすこと。
⑫保健所によるＨＩＶ対策を、相談の充実、休日・夜間検診の実施等強化すること。南新宿検査・相談室の運営体制を拡充し、多摩地域で日曜・祝日・夜間のＨＩＶ検査・相談を実施するとともに、ホームページの多言語化を英語以外にも広げること。ＨＩＶ検査については一般医療機関においても無料で受けられるようにすること。
⑬梅毒等の性感染症の検査体制を拡充すること。
⑭蚊の駆除をはじめ、デング熱、ジカ熱の対策を強化すること。
⑮子宮頸がんワクチンの副反応に対する医療費の助成を行うこと。
⑯Ｂ型肝炎の予防接種の助成対象を都として思春期まで拡大すること。
⑰都としてワクチンの流通状況を把握し、不足が生じないための体制を構築すること。

（２）一種感染症対策等の推進
①感染症への適切な医療の提供や二次感染の防止を徹底できるよう、都立病院、公社病院の体制を強化し、患者の搬送に関わる消防庁・保健所や感染性廃棄物の扱いに関係する業者等も含めて必要な対応の確認と研修・訓練を十分に行うこと。
②感染症指定病床の増設を推進し、空白地域の医療圏に緊急整備すること。

（３）新型インフルエンザ対策の充実
①重症化しやすい子ども、妊婦、慢性疾患の患者等の医療体制、予防体制を拡充・強化すること。
②感染拡大時に十分な救急搬送体制を確保するための対策を行うこと。
③都内の医療機関、および区市町村等が実施する新型インフルエンザ対策への財政支援を継続・拡充すること。医療従事者が新型インフルエンザにより休業した場合の休業補償を実施すること。
④正確な情報が都民や医療機関等に、すみやかに伝わるシステムを確立・強化すること。
⑤ウイルス検査体制を拡充・強化するとともに、基礎研究を進めること。
⑥インフルエンザ様疾患の全数把握システムを構築すること。
⑦より致死率が高い鳥インフルエンザの流行に備えた抜本的対策を進めること。家畜保健衛生所の検査機器、検査体制などを拡充し、機能強化を図ること。
⑧タミフルカプセル、イナビルや防護服の備蓄を進めること。

（４）保健所、市町村の地域保健事業への支援の充実
①公衆衛生の第一線機関としての役割がはたせるよう、保健所の機能を抜本的に拡充強化すること。
②対象人口が多い地域や、対象地域の面積が広い保健所は、増設等の対策を講じること。多摩府中保健所、西多摩保健所の地域センターの体制を強化すること。
③保健師、歯科衛生士、診療放射線技師などの専門職を計画的に採用して増員を図り、欠員を生じさせないよ

うにすること。精神保健や難病対応のための保健師への研修を充実すること。
④感染症係の医師をはじめ公衆衛生医師を確保する対策を講じること。
⑤保健所で、女性医師による女性のための健康相談事業を実施すること。
⑥市町村の地域保健サービスに対する支援を拡充すること。助産師、歯科衛生士、看護師、栄養士、理学療法士、作業療法士等の配置をはじめ、保健センターの機能強化のため財政支援を行うこと。
⑦地域包括ケアの推進、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援、精神疾患患者への支援、自殺対策の推進等のため、区市町村の保健師の配置の充実と専門性の向上を推進すること。

（５）健康づくり、生活習慣病対策の充実
①受動喫煙防止対策を強化し、分煙ではなく屋内全面禁煙とするとともに、加熱式たばこも紙巻きたばこ等と同様に規制対象とすること。
②屋外喫煙室は受動喫煙が防止できる基準にし、屋内分煙のための改修費等への補助は行わないこと。
③受動喫煙防止対策推進協議会を設置すること。
④禁煙治療への医療費助成を広げるなど、禁煙対策を抜本的に強めること。
⑤医師、保健師、看護師、運動指導員などの専門職を配置して、都民の健康づくりに対する支援、地域における健康づくりのリーダー養成、指導者派遣による研修などに取り組む「東京都健康づくり推進センター」を設置・再開すること。
⑥住民が気軽に利用できる「まちかど保健室」「暮らしの保健室」がひろがるよう支援を行うこと。
⑦人間ドックや脳ドックの受診料助成を実施すること。
⑧都民全体の健診受診率を正確に把握することともに、医師会と連携した身近な診療所の活用をはじめ、受診率を抜本的に引き上げる対策を実施すること。
⑨保険者協議会を通して、被扶養者も地元の医療機関で健診を受けられるよう、区市町村を支援すること。
⑩無保険者の健診機会が保障されるように施策を講じること。
⑪特定健診の内容を、メタボリック症候群に特化した健診ではなく、健診項目を増やすなど充実させるとともに、自己負担なしで受けられるよう都として支援を行うこと。
⑫発達障害の早期診断・早期支援等のため、３歳児健診と就学前健診のあいだに５歳児健康検査事業を実施する区市町村を支援すること。また、５歳児健診に携わる医師への研修を行うこと。
⑬健康食品、サプリメントによる健康被害を防止するため、業者指導や都民への普及啓発を強化すること。

（６）がん対策の充実
①「東京都がん対策推進条例（仮称）」を都民参加でつくり、予防・医療・患者支援などの総合的がん対策を進めること。
②がんの医療費無料化助成を実施すること。
③住まい・医療・介護・予防・生活支援などが連携した、がん患者むけの地域包括ケア体制整備を進めること。
④在宅療養がん患者むけのデイケアが、身近な地域にひろがるよう支援すること。また、がん患者のためのグループホームや居住型施設の整備・運営への支援を行うこと。
⑤産業医資格を持つかかりつけ医による、がん患者の就労に対する医療的サポートを支援すること。医療機関での就労相談への支援を強化すること。
⑥化学療法や放射線治療の専門医、放射線治療装置の精度管理を行う医学物理士など、がんの専門医、看護師、薬剤師や技師の養成を推進すること。また都立病院、公社病院への配置を進めること。
⑦がん診療連携拠点病院、東京都がん診療連携拠点病院、東京都がん診療連携協力病院を、増設・拡充すること。

⑧区市町村に対するがん検診無料化補助を実施すること。
⑨東京都がん検診センターの一次検診は存続させ、拡充すること。
⑩都立病院とがん検診センター、医学総合研究所などが連携し、予防・検診・治療法などの研究を行うこと。
⑪「地域がん登録事業」を推進し、がんの正確な発症状況に関する情報を都民にわかりやすく提供するとともに、データの精度向上を推進すること。
⑫小児がんによる晩期合併症の患者の実態調査を行い、継続的な相談支援、必要な医療の提供、医療費助成、就労支援などの長期的・総合的な支援の仕組みを構築・充実すること。
⑬小児がんの治療によりワクチン接種のタイミングを逸してしまった場合の接種の対応を行うこと。骨髄移植など造血肝細胞移植や、化学療法などの治療によって抗体を失った患者への再接種の助成を行うこと。
⑭ＡＹＡ世代（思春期世代と若年成人世代）のがん患者等への心理・教育・就労の支援などを、都立病院・公社病院をはじめとした医療機関で充実させること。多摩総合医療センター・小児総合センターでのＡＹＡ世代のがん患者の受入病棟（病床）整備を行うこと。妊孕性温存治療の費用への助成を行うこと。
⑮他の自治体の例を参考に、「東京都がん・生殖医療ネットワーク（仮称）」の構築に向け検討を行うこと。
⑯４０歳未満のがん患者が在宅療養するための居宅サービス提供体制を整備し、利用料を助成すること。
⑰平日の夜間や土日に外来化学療法を行う事業を実施する病院を増やすこと。

（７）緩和ケアの充実
①緩和ケアのWHOの定義を踏まえ、あらゆる疾患を対象とした緩和ケア政策を進めること。
②在宅緩和ケア支援センターを再開し、地域ごとに整備するとともに、在宅緩和ケアを推進する医師、看護師等の人材育成を強化すること。
③緩和ケアチームによる早期からの緩和ケアの取り組みがひろがるよう、支援すること。
④中小病院へ支援を行うことなどにより、がん患者が住み慣れた地域で緩和ケア等を受けられる体制を整備すること。
⑤在宅緩和ケアに取り組む有床診療所を増やすため、開設促進補助を実施し、都有地を無料または低額で貸与するなど「まちかどホスピス支援事業（仮称）」を実施すること。緩和ケア病床の整備を促進すること。
⑥循環器疾患における緩和ケアのあり方について検討し、施策を具体化すること。
⑦がん治療による外見にかかわるつらさを軽減させるアピアランスケアへの支援を行うこと。
⑧多摩メディカルキャンパスの敷地などに、子どものホスピスを整備すること。

（８）骨髄移植の充実
①骨髄バンクドナー登録説明員の養成を行い、都内献血ルーム等に配置すること。
②骨髄移植のドナー本人または本人の勤める事業所への休業補償金を支給する区市町村への支援を拡充し、実施を広げること。
③都内の小・中・高校でパンフレットの配布や特別授業、講演会などを行い、骨髄バンクに関する普及啓発を進めること。

（９）脳卒中、糖尿病、循環器疾患対策の充実
①脳卒中医療連携推進事業、糖尿病医療連携推進事業を継続・拡充すること。心臓循環器疾患についても医療連携推進事業を実施すること。
②３６５日２４時間対応の脳卒中センター、および脳卒中専門病床（ＳＣＵまたはＳＵ）を身近な地域ごとに整備すること。脳卒中のチーム医療、および血栓溶解薬（ｔ－ＰＡ）治療、血管内治療を迅速かつ安全に実施できる体制整備を進めること。

③心疾患の救急医療を行う東京都ＣＣＵネットワークを拡充するとともに、心疾患リハビリテーションの普及を推進すること。
④慢性心不全対策についての介護職等への研修や都民向けの普及啓発を実施すること。
⑤脳卒中、糖尿病、循環器疾患対策の専門的医療人材を確保・養成する研修事業を実施すること。
⑥公共施設や商店街、コンビニなど地域の身近な場所へのＡＥＤの設置を促進すること。

（１０）歯科保健医療対策の充実
①８０２０運動推進特別事業を拡充し、研修会を幅広く行うこと。
②かかりつけ医の定着や全てのライフステージに応じた適切な口腔ケアが行われるための普及啓発等を行うこと。
③学齢期の子どもの口腔崩壊や重症化の状況等の分析を行い、学齢期の患者の歯科受診を推進すること。歯科医師・歯科衛生士の協働による学童期における歯科保健指導を行う区市町村への補助を行うこと。
④東京都の口腔保健支援センターを設置すること。
⑤歯科口腔保健推進条例を制定し、総合的な歯科保健対策を推進すること。
⑥養成・離職防止・復職支援など総合的な歯科衛生士不足対策を実施すること。歯科衛生士養成校生徒への修学資金貸与制度を実施すること。
⑦ナースプラザのような歯科衛生士の職業紹介所を実施する事業への補助を行うこと。
⑧歯科技工士の実態調査を行い、就業支援・待遇改善などの支援を実施すること。
⑨歯科衛生士の再教育支援システムを確立し、都として再教育計画を作成するとともに、大学、養成所が実施する再教育事業に対し財政支援を行うこと。歯科衛生士の養成校への補助を行うこと。
⑩歯科衛生士に関する各種研修の予算を継続・拡充すること。
⑪区市町村が実施する成人歯科検診の項目、検診対象、自己負担などの格差解消のため、財政支援を行うこと。高齢者の歯科検診の国庫補助に上乗せを行い、補助率が合わせて二分の一以上になるようにすること。
⑫妊産婦歯科健診、および４・５歳児歯科健診を実施する区市町村を支援すること。
⑬心身障害者口腔保健センターを拡充するとともに、多摩地域にも設置すること。障害者歯科に関する協議の場を設置し、障害者歯科医療の連携を推進する取り組みを行うこと。
⑭都立病院、公社病院における歯科、口腔外科を拡充すること。
⑮島しょ保健所に常勤の歯科衛生士を配置するなど、島しょ地域の歯科保健事業への支援を拡充すること。
⑯高齢者の口腔状態の把握調査を行うこと。要介護認定・要支援認定を受けた介護保険被保険者に対し、歯科医師による口腔内アセスメントを実施すること。
⑰区市町村が行う高齢者を対象とした咀嚼や嚥下を含めた歯科健診の取り組みを推進すること。
⑱周術期口腔ケアの提供の実態を調査し、充実に必要な施策を講じること。
⑲歯科衛生士が在宅訪問を行って専門的な口腔衛生、機能的なケアを行う区市町村の取り組みへの支援を行うこと。

(11) 聴力検査・聴覚医療の充実
①高齢者の聴力検査を実施する区市町村への支援を、都独自に実施すること。
②医師、言語聴覚士等を中心としたチーム医療による専門的医療や、人工内耳のリハビリ支援、地域医療連携などを進める「地域聴覚医療拠点病院（仮称）」を、2次医療圏に1カ所程度を目安に設置すること。
③都立病院・公社病院における難聴者医療を、拡充・強化すること。
④人工内耳の埋め込み手術や装用後のメンテナンスの費用負担に対する助成を、都として実施すること。

(12) 危険ドラッグ・薬物乱用防止、医薬品の安全対策の充実

①危険ドラッグに対する指導・取り締まり、正確な知識の普及啓発による濫用の予防、薬物依存者の回復にむけた医療等の支援体制、および社会復帰のための支援などの総合対策を抜本的に強化すること。

②薬物依存者と家族の相談支援体制を拡充すること。薬物依存者と家族を支援する民間団体、自助グループや家族会への支援を推進し、連携を強化すること。

③薬害防止対策を強化すること。チェーンドラッグ等に薬剤師が常駐するよう指導を強化するとともに、ネット販売等に対する監視体制を強化すること。

④薬物乱用について、ＳＮＳを活用した普及啓発を実施すること。

(13) 薬局、薬剤師による療養支援の充実

①地域包括ケア体制整備のなかで、薬局・薬剤師の位置づけを重視し、地域包括ケアをささえる薬局の育成を進めること。

②薬剤師による在宅療養患者への服薬支援を推進すること。

③災害時における医薬品等の供給や薬局機能を維持するための体制強化を図ること。

(14) 依存症、摂食障害に対する支援の充実

①アルコール、薬物、ギャンブル、ネット・ゲームなどの依存症を専門に治療する機能・機関を拡充するとともに、当事者活動への支援を強化し、運営費などの財政的な支援を検討すること。

②東京都のアルコール、薬物、ギャンブルの依存症の専門医療機関を指定すること。

③都立病院、公社病院における、依存症、摂食障害に対する相談、予防、早期発見、治療、回復にむけた支援を強化すること。

④「アルコール健康障害対策基本計画」に基づき、予防、治療、相談支援などの総合対策を推進すること。

⑤アルコール性疾患の患者を受け入れられる医療機関を増やすとともに、アルコール性疾患への支援を行う作業所等への支援を強化すること。

⑥摂食障害の予防、治療等の支援体制を強化すること。摂食障害の専門的治療を行う治療支援センターを松沢病院、小児総合医療センターなど都内に整備すること。

⑦ネット・ゲーム依存症対策のため、福祉、教育などが連携する局横断の対応をすすめること。都として電話やＳＮＳによる相談を行うとともに、治療できる医師の養成をすすめ、対応できる医療機関を増やすこと。都立松沢病院でネット依存・ゲーム依存の専門治療を行うこと。

⑧ギャンブル依存症など、さまざまな依存症の実態調査を行うとともに、予防、治療、回復にむけた支援体制を整備すること。

⑨各種依存症の支援団体への支援を行うこと。

(15) 自殺予防、心のケア対策の充実

①自殺防止の普及啓発、ゲートキーパー養成、相談・支援ネットワークの構築など、総合的対策を継続・拡充すること。

②東京都自殺相談ダイヤルを拡充し、相談件数に応じた人員確保を行うこと。

③ＳＮＳによる自殺相談の時間を延長し、２４時間化をめざすこと。

④民間団体が実施する相談事業などの自殺対策事業への補助率を引きあげること。

⑤都精神保健福祉センターの機能を生かして、自殺予防対策の専門人材を育成すること。

⑥自殺未遂者への支援のための救急医療機関や精神科医療機関などの連携を強化するとともに、地域での継続的支援につなげる体制を構築すること。救急病院に精神科医が常駐できるよう支援すること。

⑦いのちの電話を拡充するため、財政支援を強化すること。
⑧自死遺族への相談支援を拡充し、グリーフケアやピアカウンセリンググループ事業を行うこと。

(16) 不妊症・不育症に対する支援の充実
①都民、および患者に対し、不育症に関する正確な知識の普及、啓発を図ること。
②不育症の患者に対する相談体制を確立・強化すること。不育症ホットラインを拡充するとともに、保健所等に不育症相談窓口を設置すること。
③不育症の検査費、治療費への助成を実施すること。
④母子保健、子育て支援、医療従事者等に対し、不育症に関する専門的研修を継続して実施すること。
⑤不育症の治療ができる医療機関が増やすこと。都立病院、公社病院で不育症治療および相談を行うこと。
⑥不妊治療費助成を拡充すること。

(17) アレルギー対策等の充実
①生活環境の改善、医療提供体制の充実、相談体制の整備、アレルギーに関する知識の普及などの総合的対策を推進すること。
②保育園や学童クラブなど児童福祉施設におけるアレルギー対応への支援を拡充すること。
③アレルギー物質をふくむ食品の適正表示を徹底する対策を強化すること。
④シックハウス症候群、化学物質過敏症などの「室内環境問題」への対策を強化すること。
⑤合成洗剤や柔軟剤などの人工的な香りをかぐことで健康を害する「香害」について周知を図り、使われている物質の情報公開など対策を進めること。
⑥化学物質過敏症が、法と条例に基づいた合理的配慮の対象となることを周知し、対策を進めること。
⑦東京都アレルギー疾患医療拠点病院・専門病院で看護師、薬剤師、栄養士等を対象としたアレルギー疾患治療についての専門研修を実施すること。

(18) 研究体制の充実
①健康安全研究センターの機能を拡充するとともに、新たな人材の採用、育成を計画的に進め、試験検査・研究のための技術継承ができる体制をつくること。非常勤職員の正規化をはかること。
②医学総合研究所は、都立病院との連携を強化し拡充すること。人材の確保・育成対策を強化すること。非常勤職員の正規化をはかること。肝硬変治療薬開発の基礎研究や、人口神経接続装置開発の臨床研究などを推進すること。
③輸入食品をはじめとする食品の安全を図るため、遺伝子組み換え食品や残留農薬などの研究・検査・検疫を強化すること。
④アトピー・アレルギー疾患、微少化学物質過敏症、シックハウス症候群などの原因、乳幼児をはじめ人に対する影響、発症のメカニズムと治療法などの総合的な調査・研究を強化すること。

(19) 動物愛護の充実
①殺処分の定義から外れている場合も含め、致死処分をなくしていくために最大限の対応を行うこと。
②飼い主のいない猫対策を全区市町村が実施するよう、財政支援を拡充・強化すること。医療保健政策区市町村包括補助事業の「飼い主のいない猫対策」の限度額を引き下げるとともに、「飼い主のいない猫対策緊急促進事業」の補助期間を延長すること。
③適正な活動を行っている動物愛護団体への医療費への支援や認定証の発行を行うこと。
④飼い主の有無を判別するためのマイクロチップの利用を広げること。動物愛護相談センターから譲渡する動

物にマイクルチップを装着すること。
⑤動物愛護相談センターの建て替えを行い、動物の環境を改善すること。多摩地域に支所を増やすこと。
⑥動物愛護相談センターの職員を増員し、相談体制や譲渡事業、不妊・去勢手術の実施などの飼い主のいない猫対策への支援を拡充すること。
⑦市町村の動物愛護相談事業に対する支援を拡充すること。
⑧全ての犬について八週齢規制を事業者に求めることを、都として独自に条例で規定すること。
⑨動物虐待防止対策、および悪質なペット業者への指導監督を強化すること。流通過程でのペットの死亡理由に関する実態調査を行うこと。
⑩風水害の場合も含め、災害時のペットの同行避難のための対策を強化すること。
⑪応急仮設住宅、復興公営住宅でペットを飼えるようにすること。
⑫災害時に動物の救護活動等を行う災害派遣獣医療チーム（VMAT）の設置に向けた検討を行うこと。
⑬獣医系大学と連携し、動物愛護に関するシンポジウムを行うこと。

〈９〉 中小企業、農林水産業への支援を拡充する

２９　中小企業を守る緊急対策

（1）消費税率は５％に引き下げ、ＴＰＰやＦＴＡ、日欧ＥＰＡなどから中小業者を守る
①消費税率は５％に引き下げ、将来的には廃止するようを国に求めること。また、インボイス制度の導入の撤回も国に求めること。
②農林水産業や地域経済に大打撃を与えるＴＰＰやＦＴＡなど自由貿易協定は見直すよう国に求めること。
③物価上昇による経営悪化に遭遇している中小企業、農林水産業者に対して、保証料全額補助、無利子の無担保無保証人融資の融資額の拡大をはじめ融資枠の拡充を図るなど、消費税、物価高騰などに対応した対策を実施すること。
④消費税増税など税制改正に伴う中小企業への影響について調査すること。

（2）課税強化に反対し、滞納事業者へ配慮する
①外形標準課税の中小企業への適用拡大を中止するよう国に強く求めること。
②滞納している事業者について機械的な滞納処分をおこなわず、納税者の実態把握に努め、きめ細やかな納税相談を行うこと。事業継続や生活の維持を保障すること。
③住居となる土地建物、預金、給料は差し押さえないこと。
④滞納を理由に一律・機械的な差し押さえを行なわないよう都として、区市町村へ周知すること。
⑤軽油取引税について軽減すること。

３０　中小企業の持続的発展への経営支援の拡充

（1）中小企業・小規模企業振興条例にもとづく総合的支援

①中小企業・小規模企業振興基本条例にもとづき、中小企業予算を抜本的に拡充すること。

②都と中小企業・小規模企業などで常設の「中小企業振興会議」（仮称）をつくり、中小企業・小規模企業振興条例にもとづく取り組みの検証を官民共同で行い、中小企業振興を推進すること。

③中小企業対策審議会を開催し、ものづくり再生のための長期戦略をボトムアップ方式で策定すること。

④専門家を現場に派遣して中小企業の経営課題を解決するとともに、現場の情報をフィードバックし都の商工施策の企画立案に反映できるようにすること。

⑤区市町村の産業振興計画づくりを支援すること。区市町村が実施する産業振興事業に対する財政支援を拡充すること。

⑥大企業の生産拠点の都外への移転については、事前に届け出を求め、地域経済への影響を調査すると共に、地元中小企業への影響を最小限に食い止める対策をとること。

⑦退職した大企業の技術者の活用を含め、新製品開発、販路開拓などをサポートできる専門家集団を結集、育成し、専門家を育成している団体とも協力し、都内各地の小規模企業の相談に対応できる体制を確立すること。

（2）小規模企業への支援の強化

①小規模企業の実態について区市町村と協力して悉皆調査を行うこと。また、市町村が悉皆調査を実施できるよう施策の周知を強め、支援の拡充をすること。

②小規模企業を対象とした相談窓口・支援機関を、中小企業振興公社・支社をはじめ都内各地にも設置し、相談・支援事業を拡充すること。国、都、区市の各種支援メニューを活用できるよう支援体制を拡充すること。

③省エネ化、減量・リサイクル、再資源化、ＣＯ２削減対策、再生可能エネルギー普及、太陽熱利用、自家発電設備導入への支援、プラスチックに替わる素材開発、環境関連業種による技術開発などへの助成を拡充すること。

④店舗・工場の集客リフォーム・リニューアルの希望にも応えられる設備投資支援を行うこと。

⑤長期化する景気悪化の中で、下請け単価の切り下げで切り抜けようとする大企業への監視体制を強め、下請け企業への支援を強化すること。中小企業の仕事確保のため、都として大企業への訪問などで発注要請を行うこと。

⑥借り工場家賃、リース代など固定費の負担に対する直接支援を実施すること。

⑦病気、出産、介護などで商店・工場を休業せざるをえないときには、家事を応援するヘルパーを派遣すること。大企業に拠出を求め、中小製造業者の休業補償を実施すること。

⑧所得の低い小規模企業主世帯への国保の保険料（税）の減免を進めること。国保に傷病手当を支給し、出産手当を拡充すること。女性起業家の出産・育児にかかわり、休業している間の国民健康保険料（税）は免除すること。

⑨家族従業者の給与を必要経費として認める範囲を拡充するなど、税金、社会保険料の軽減を国に求めること。

（3）人材確保・育成、雇用環境改善に対する支援の強化

①中小企業または中小企業団体・グループが行う人材確保のための労働時間の短縮、職場環境の改善、福利厚生の充実、人材育成の充実等に対する助成制度を拡充すること。

②中小企業団体が行う就職説明会などへの支援、助成を拡充すること。中小企業の人材確保について、若者就活応援プロジェクト事業など支援を拡充すること。学生などの中小企業へのインターンシップや体験就労などで、中小企業の魅力を知らせる取り組みへの支援を拡充すること。
③中小企業に働く労働者の育児・介護休業・休暇など取得を促進するため、中小企業に対して休業期間中の賃金助成や代替職員配置のための支援等を拡充すること。育児・介護休業・休暇取得促進事業などを拡充すること。
④従業者の子育て、介護による離職を防止できるように、中小企業の支援を拡充すること。
⑤難病、ガンなどでも、就業継続や就職できるように中小企業の支援を拡充すること。
⑥ワーク・ライフ・バランスを進める中小企業への支援を拡充するとともに、いったん離職した女性の再就職を進める中小企業を支援の拡充すること。
⑦従業員の技術・技能の向上にむけ職業訓練校を活用できるように中小企業の支援を拡充すること。
⑧ものづくりの技術継承ができるよう都として必要な職業訓練をおこない、中小企業の求人にこたえられるようにすること。

（4）下請取引の監視強化、取引適正化への支援強化
①中小企業取引適正化に対する支援を強化すること。
②下請取引監視員を大幅に増やすよう国に要請するとともに、都として下請取引適正化へむけて取引監視体制を抜本的に強化すること。
③財界団体や大企業に、一方的な単価切り下げなど下請いじめをやめるよう、都が直接、働きかけること。
④下請け企業が下請け取引の問題について、ちゅうちょせず告発・調停に持ち込める、下請け取引監視の仕組みをつくること。

（5）事業継承・再生支援、事業・技術の継承への支援
①事業継承、事業再生を促進するため、相談窓口を強化するとともに、長期貸付・超低金利の全額保証の融資創設、専門家の派遣など課題解決にむけた経営支援策を拡充すること。地域金融機関との連携を強めること。
②閉鎖となる工場と新たに創業を考える人、事業の拡張を検討している企業を結びつける場をつくり、都として支援すること。
③持続・継承すべき技能・技術を指定し、都として特別の手立てを講じること。
④「東京マイスター」のいる企業や環境、雇用などすぐれた企業を認定し育成するとともに、経営支援を進めること。
⑤インターンシップ受け入れ企業には、受け入れ助成制度の拡充、専門家コーチ派遣制度などを立ち上げ、受け入れの負担を軽減すること。

（6）需要開拓、製品開発、販路拡大への支援
①製品開発、売り上げの向上などを計画している中小企業に対し、資金の助成、専門家の派遣、低利融資などの支援を実施すること。
②都内の中小企業の現場をまわって実態を把握していたり、製品開発などの様々な分野で豊富な経験と力をもちながら退職された方々を、職員として雇用し、都内企業を無料で何度も訪問し、新製品づくりのアイデアの創出、中小企業間の連携をサポートし、製品化から販路開拓できるまできめ細やかな支援をすること。
③ものづくりとＩＣＴ技術との融合による、需要開拓、新製品開発、販路拡大を抜本的に強化し、人材育成を支援すること。また大学、試験研究機関との連携を支援すること。
④中小企業の販路開拓、市場調査など支援を拡充すること。海外共同事業所の整備、国内外の見本市への参加

支援を拡充すること。
⑤デザイナーとものづくりとのコラボレーションをすすめ、中小企業の新製品開発支援を拡充すること。
⑥都の物品購入、工事契約の中小企業への発注比率を引き上げること。
⑦官公需の発注に際し、機械的な競争入札制度を改善し、中小企業が適切な金額で受注できるようにすること。

（7） 起業支援の抜本的強化
①起業に関するセミナー開催や交流会開催などとともに、企業の社会的責任、雇用する際にあたってのルール、創業時から自立的経営段階までの様々な公的支援制度などの紹介なども十分行なうこと。起業時の様々な問題、課題に対応できる、起業専門のワンストップ相談窓口を拡充すること。
②企業設立の諸手続や創業後のサポート体制を抜本的に強化すること。インキュベーションマネージャーの育成強化に取り組むこと。
③起業時のオフィスとして都有施設の活用・提供など低廉な施設提供を拡大するとともに、都有施設を使用できない起業者へは家賃、機械・事務設備などへの助成を実施すること。都のチャレンジショップを増設すること。
④創業支援融資は、都の起業塾・商人塾などの受講、都の支援員からのサポートなどを条件に金利を優遇するなど、改善・拡充すること。自己資金がなくても、融資を受けられるようにすること。保証の条件として、すべての手続き、契約等の完了することを外し、並行して準備ができるようにすること。個人保証、個人資産の担保提供など見直し、事業に失敗しても融資を受けられるようすること。
⑤起業後の税を軽減するフランスのような個人事業者制度、公共調達にあたっての優遇措置などの制度をつくること。
⑥産業技術研究所として創業者むけの製品開発支援をすすめる専門の窓口を拡充するとともに、試験研究施設の活用を積極的に進めること。
⑦ものづくり分野での起業を重視し、ものづくりに関連した各種設備を備え、環境にも配慮したインキュベーション施設をつくること。
⑧区市町村が進める創業支援事業支援の拡充を行うこと。区市町村の起業担当者の交流を進めること。
⑨創業支援を行っている民間企業・団体などの交流、インキュベーションマネージャーの交流をひろげ、民間とも力をあわせて創業支援に取り組むこと。
⑩女性の起業が活発になるよう支援施策の基礎となる女性の起業実態に関する調査をおこなうこと。女性起業家への適切なアドバイスができる女性の専門アドバイザーを養成すること。女性起業むけのインキュベーションオフィスを増設すること。女性起業家向けの家事、育児、介護などへの支援ができるようにするとともに、病気や出産時に安心して休めるようなヘルパー派遣事業を立ち上げること。
⑪ウイメンズプラザでの、女性の起業に関する相談、交流、展示・紹介、出店体験イベントなども行うこと。
⑫多摩地域に「創業支援センター」を設置し、支援を拡充すること。

（8）産学公連携の拡充
①都に産学公連携をすすめる専門のスタッフをおき、大学のシーズ提供、中小企業の製品・技術開発への大学側からの支援など、連携推進を拡充強化すること。
②工学系のみならず、障害者・介護施設での補装具・食器・食事の開発など、コミュニティビジネス、ソーシャルビジネスなどの文系産学公連携を支援すること。

（9）試験研究機関の中小企業支援の強化
①産業技術研究センターは、独立行政法人化を見直し、運営費、研究費を増額するとともに、基礎的研究がで

きる人員を増やすなど、中小企業への支援体制を拡充すること。
②区部における支援拠点、多摩テクノプラザの機能を拡充するとともに、多摩地域に複数の支援拠点をつくること。
③商店街の活性化にむけ産業技術研究センターの活用を商店経営者にひろげること。
④依頼試験、技術相談、機器利用サービスなど増加する利用件数に対応して体制を拡充すること。小規模企業向けの、専門の相談体制をつくること。
⑤依頼試験、機器利用サービスなどの利用料について、その経費の助成を行うこと。

（１０）フランチャイズビジネスのルールづくり
①フランチャイズ契約による経営の実態調査を行うこと。
②一方的なロイヤリティーという名による不当な利益の吸い上げ、近隣への出店、契約の打ち切りなど、本部と加盟店との著しく不公正な関係について、本部にたいして改善を求めることを含めた対応ができる相談窓口を開設すること。加盟店側が十分に契約内容をチェックできるように、都として情報公開を求めること。
③加盟店側が契約内容、ロイヤリティーの適正化などについて本部と交渉できるよう、都として仲介すること。
④コンビニなどの、各店舗一律の 24 時間や年中無休の営業を見直すよう本部に働きかけること。

（１１）金融支援の強化
①預託金を増額し、中小企業の負担を軽減した、借りやすい制度融資のメニューを拡充すること。保証料補助のメニューを拡大すること。資金繰りが困難な企業には、保証料補助を上乗せして負担を軽減すること。
②区市町村の制度融資に対して、利子補給、保証料補助を拡充すること。
③制度融資の保証にたいする責任共有制（部分保証制度）をやめ、全額保証のメニューを拡充すること。
④すべての制度融資において、法人の代表を連帯保証人とせず、連帯保証人は不要とすること。
⑤制度融資における個人保証、個人資産の担保提供は原則廃止すること。
⑥借り換え融資については、その対象となる既存融資をひろげること。
⑦「無担保無保証人融資」の限度額を倍額まで引き上げること。
⑧物的担保偏重を改め、知的財産、熟練技術・技能なども適正に評価し、資金繰りを支援すること。収益がなく、生活が困難な業者に対する無利子、長期貸し付けの生活つなぎ資金を創設すること。
⑨制度融資にかかわる信用保証について、部分保証を拡大しないよう、国に求めること。

３１　ものづくりの集積への支援の強化

（1）ものづくり集積の再生支援
①集積地域ごとに、どのような製造業種、業態が残っているのか把握する悉皆調査を行い、データ化するとともに分析を行うこと。
②地域の工業団体等による、ものづくりの集積衰退に歯止めをかけるための取り組みに要する経費に助成を行うこと。
③まちづくり、福祉・医療、大学・学校との連携など全庁をあげてものづくり集積地域の振興施策をすすめること。
④集積地域ごとに、必要な人材を投入し、研究開発機関や実験施設を整備し、異業種との連携を支援すること。
⑤製品の展示場、製品開発から販路拡大までの一体的支援、各種サポート・相談窓口などを一カ所に集約し

た、ワンストップ・サービスの「東京ものづくり支援センター」を集積地域ごとに設置すること。
⑥ものづくり集積支援事業について、対象となる区市町村数、プロジェクト数、助成率を拡充すること。
⑦各種助成事業の活用をアドバイスできるようにすること。

（2）ものづくり企業への支援強化
①若者、女性が就職できるよう人材確保・定着・育成に取り組む中小企業を支援すること。
②中小企業のものづくり技術・技能継承、事業継承に向け、信用金庫等の地域金融機関と都の連携を強め、中小企業支援機関の専門家などの協力をえて相談・支援を拡充すること。
③中小企業診断士等の専門家、国、都、区市などの各支援機関、地域金融機関等のスタッフによるキャラバン隊をつくり出張型ワンストップサービス事業を行うこと。
④環境対策、介護者支援などにつながる機器開発、都市インフラ施設の点検機器開発など社会的な課題の解決が求められている分野への社会的な課題として技術的な研究開発をすすめ、体制を都としてつくること。その要望を解決するために、都内の中小企業・グループに開発研究を委託し、製品化できるようにすること。
⑤新製品、新技術開発への助成事業については、自己負担を軽減するとともに、前渡し金として直ちに事業開始できるようにすること。国の新製品、新技術などの開発助成金について、都として上乗せ補助を実施すること。
⑥ものづくりにかかわってきたベテラン人材を「ものづくりインストラクター」として養成し、地域の中小企業の経営、生産管理、技術の継承・発展など要望に応じて、派遣できるようにすること。
⑦国内外に発信する「ものづくり東京ブランド」を創設し、新技術・新製品の開発、販路拡大などを支援すること。
⑧廃業する企業の機械設備を、既存の中小企業、起業者が低廉な価格で活用できる仕組みをつくること。
⑨多摩地域のものづくりインキュベーション施設を拡充すること。
⑩ものづくりに欠かせないメッキ加工業への支援を継続・拡充すること。

（3）各種産業分野との連携強化
①再生可能エネルギーを新しい産業振興の柱として位置づけ、都内中小企業による技術開発、製品づくりを、大学、試験研究機関と連携して強化し、雇用創出にもつなげること。
②風力発電のテストサイト設置を国に求めるとともに、風力発電用のパワーコンディショナーの開発、認定を支援すること。
③新しい医療機器・医療技術の開発をすすめる医工連携事業を、都立病院、大学病院、研究所と連携して実施し、雇用創出にもつながるよう支援を拡充すること。
④福祉・介護機器、介護ロボットの開発をすすめる産学工連携事業を、都内の福祉施設、大学、研究所などと連携して、福祉機器の開発、製品づくりをすすめること。
⑤３Ｄプリンター活用の可能性をひろげるためには、製造業だけでなく、さまざまな分野の方々が交流する異業種交流を活発にすること。また、知的財産総合センターとも連携するとともに、知的財産保護ができるような技術支援をすること。
⑥特定分野で強みをもつ企業のさらなる技術力の高度化・強化、販路拡大をするニッチトップ企業への支援を強化すること。
⑦都内の農林水産業がかかえる課題について、大学、研究所と連携して、技術開発、製品開発ができるように支援すること。
⑧都内の商店街が、地域のものづくり企業と連携して、地域ブランドとして商品開発し、販売できるように支援を拡充すること。

（4）知的財産権に対する支援の強化

①国内および海外の特許取得、特許維持費用、特許侵害の調査費用、訴訟費用への助成を行い、知的財産権保護への支援を強化すること。

②知的財産総合センターによるアドバイザー派遣などの支援を拡充すること。各国の知的財産の制度に熟知した専門家を配置すること。

③大企業などが保有する眠っている特許を活用して、新製品・新技術を開発する中小企業のとりくみへの支援を拡充すること

３２　地域・消費者に魅力ある商店街づくりへの支援

（1）全庁横断的な総合的な支援体制の創設

①商工振興、福祉、まちづくりなど、都の各部局が連携した横断的組織「消費者に親しまれる商店街推進本部（仮称）」をつくり、住民、区市町村の要望を聞きながら、施策を拡充すること。

②商店街振興・活性化を支援する条例を都として制定すること。

③都として、商店街を「地域の公共財産」と位置づけて、魅力ある商店街とするため、財政支援、地域と密着した専門家の派遣・経営診断・相談など、公的支援を思い切って拡充し、継続した支援を行うこと。

（2）商店リフォームの支援

①商店街を構成している一つ一つの店舗がバリアフリー化、低電力化、店舗改善などができるよう商店リフォーム助成を実施すること。

②地元関連業者と連携して、店舗と商店街施設のリフォームなどが取り組めるようにすること。

（3）「買い物弱者」対策、コミュニティづくり支援の強化

①買物弱者支援を拡充強化すること。

②商店街で利用できるキャスター付き買い物カゴの導入などができるようにすること。

③地域住民が利用できる多目的の交流拠点の施設運営に支援すること。

④だれでもトイレ（障害者用、子ども用などふくめ）、ベンチなどの設置支援を拡充すること。

⑤可能なところから商店街の中での自動車交通を一定の時間帯に規制できるようにしたり、商店街周辺への駐車場・駐輪場を整備すること。

（4）住民、消費者に魅力ある商店街づくりへの支援

①商店街を「地域の公共財産」と位置づけて魅力ある商店街をつくるため、財政支援、地域に密着した専門家の派遣、専門家による経営診断・相談など、公的支援を思い切って拡充し、継続した支援を行うこと。

②地域住民・消費者が求める商店街活性化策に関する調査を行うこと。

③消費者も一緒になって商店街活性化にとりくむ商店街や区市町村に対し各地のとりくみを普及し、活性化を促進すること。

④地域住民が必要とする生鮮三品などの後継者育成、住民要求に応える品揃え、接客、品質の改善、地域ブランド、地産地消などの取組に対し、専門家などの協力を拡充すること。

⑤良質の生鮮食品が卸売市場から地域商店にまわるようなしくみに改善すること。

⑥電子商取引について人材確保・育成、商店街にあった形で取り組めるようにすること。
⑦商店街と大学、専門学校、高校の橋渡しをして、商店街が学校から専門的支援を受けたり、商店街の空き店舗などを活用した特産品の開発、インターネットを使った取り組みなど学生との様々な取り組みができるように支援を拡充すること。
⑧商店街が、地域の中で環境にやさしいまちづくりを積極的に推進できるように、地元自治体、消費者、異なる業種などが連携して、環境にやさしい商品開発・販売、地産地消などの取り組みへの支援を拡充すること。
⑨商店街施設への太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギー発電、太陽熱利用、商店街、地域から出る天ぷら油、生ゴミなどの資源回収によるエネルギー利用などの取り組みを支援すること。
⑩商店街支援事業は、台風等でイベントが中止した場合でも、事前準備経費についても補助対象とすること。
⑪コンビニ店が住民の要望に応えて商売を続けられるよう、都として、商店街への加盟、公共料金の取り扱いなどコンビニ本部とのルールづくりを進めること。

（5）区市町村への支援、「魅力ある商店街づくり」の拡充
①区市町村が、商店街利用に関する消費者モニター調査をはじめとして商店街実態調査、消費者など地元関係者の参加による商店街振興プランづくり、各店舗・商店街の経営相談・診断、事業計画づくり、各種助成事業など総合支援をするため、専門機関を立ち上げること。
②区市町村が、住民、商店街などと、各商店街の問題点を把握したり、各商店街にあった独自施策をすすめられるよう、区市町村が取り組む商店街振興施策に対する包括補助制度を創設すること。
③「商店街チャレンジ戦略支援事業」など既存の商店街支援事業について、複数の商店街が合同した取り組みを支援対象にしたり、適用要件の緩和、利用回数・補助対象・補助率の拡大を行うこと。
④商店街支援事業を進めるうえで妨げになっている、自己資金の確保、申請・報告手続き、事業費の立て替え、事業費融資を受けるための役員等による個人保証などについて、商店街の負担軽減をすすめること。
⑤商店街の街路灯の電気料金について、都が一部負担すること。
⑥区市町村がプレミアム商品券を発行する場合は都が補助をすること。

（6）商店の継承や空き店舗対策を拡充
①空き店舗についての固定資産税、都市計画税の軽減措置を行うこと。
②空き店舗がうまれた場合に、空き状態が長期に渡ることなく、商店街の機能を維持するために活用・再開できるよう、区市町村などが賃貸契約、起業から自立までの間の金融支援、経営相談などに応じ、持ち主の代行も果たす空き店舗マネージャーなどの人材を用意すること。リフォームを支援するなどの事業を拡充すること。

（7）商店街組合への支援
①商店街活動の推進に欠かせないリーダーを育成できるように、長期的立場で商店街活動を担う人材育成事業を継続して進めること。
②商店街組合の事務所の固定資産税、組合専従者の人件費負担などの軽減策を進めること。
③商店街が取り組む地域のお祭り、消防団活動、清掃活動、防犯パトロールなども支援対象とすること。

（8）大型店・駅ナカ店の規制、商店街と共存・共栄
①駅ビルや地域に大型店出退店をすすめる場合、土地取引段階から具体化する前に地元自治体のまちづくり方針との整合性のチェック、地元商店街での買い物客の回遊性などの影響調査をおこない、商店街への影響軽減策、商店街振興への協力などを相互で取り決める「商店街振興協定」を結ぶルールをつくること。

②大型店内、駅ナカ内での地元商店物産展を開催するなど、地元商店（街）を広く紹介したり、積極的に商店街活動へ協力、参加できるよう、それぞれの本部に改善を求めること。

３３　中小建設業への支援の強化

（1）仕事確保対策の推進

①都立職業訓練校などでの在職者の能力向上訓練、新規の人材育成など、人材確保への支援に取り組むこと。

②住宅リフォーム助成を、都として実施すること。また、住宅リフォーム助成を実施する区市町村への財政支援を行うこと。

③資材高騰、人材不足などの建設業への影響について実態調査を実施するとともに、中小建設業の仕事確保と経営安定のための施策を実施すること。

（2）都発注の公共事業の改善

①公共設計労務単価が、現場労働者の賃金と乖離している実態を改善するよう元請け、業界に要請するとともに、都としても実態を把握すること。

②入札不参加、不調の原因となっている、行き過ぎたコスト削減、建設資材高騰を反映しない価格算定を改め、適正な発注価格とすること。

③「総合評価制度」の運用にあたっては、企業規模や受注実績だけでなく、地域社会への貢献や環境保全活動などを重視し、総合的に評価すること。中小企業について、公平・公正な審査を行うこと。

④分離・分割発注等の徹底により、公共事業の中小建設業者への発注率を高めること。

⑤都が発注する軽易な修繕工事など小規模工事の受注の機会を積極的に提供する、小規模工事等契約希望者登録制度を実施すること。

⑥都発注工事における、真夏の現場労働者の実態調査を行うこと。

（3）下請け業者への支援の充実

①悪質な下請けいじめ、請負代金・賃金未払いなどの相談窓口を設置するともに、防止・救済対策を都として行うこと。

②悪質業者や代理人、中間ブローカーの参入を規制するとともに、下請け代金未払い問題を起こしている企業名は公表し、都の各局、区市町村と情報共有すること。

③採算割れの下請け単価の押しつけ防止、建設労働者の適正な賃金が確保されるなど、元請け責任を果たさせるよう指導を強化することこと。

④元請け企業の倒産、破産した場合、不慮の事故など、様々な要因で下請け代金の支払いが遅らされる事態に備え下請事業者が元請けにたいして代金を回収できるように債権保全事業を実施すること。

（4）建設労働者、中小零細建設業者の福祉の充実

①建設国保への補助金は、医療費増嵩分や特定検診もふくめて現行水準を維持すること。

②建設業退職金共済制度を徹底すること。

③都の発注工事においては最終下請け労働者、技能労働者にまでいきわたる法定福利費を確保した予定価格で発注すること。積算、発注の内訳においては、法定福利費を別枠で明示すること。

（5）中小建設業振興の総合対策の推進
①建設業を産業政策の柱として位置づけた「振興プラン」を策定し、総合的な振興支援対策を推進すること。
②技能検定の応募枠を増やすため、業界団体の支援を拡充すること。
③認定職業訓練校への支援を拡充するとともに、一人親方や会社に属していない生徒にも支援を行うこと。
④東京都建設業審議会（仮称）を設置すること。
⑤産業労働局に建設業振興課（仮称）を設置すること。

３４　業種別支援の充実

（1）印刷・出版・映像文化産業への支援の強化
①適正単価にもとづく予定価格を設定し、印刷・製本を物品買入契約扱いから製造請負扱いとすること。
②印刷産業の商取引慣行の改善、適正単価の確立にむけ、都として実態調査を行うこと。
③印刷・出版・映像文化産業の振興計画を作成すること。

（2）地場産業、伝統産業への支援の強化
①地場産業、伝統産業製品を世界や全国に発信するために、デザイナーと共同して新製品づくりを進めること。都庁舎をはじめ公共施設を活用し、地場・伝統産業製品の展示や販売支援を拡充すること。
②地場・伝統産業対策は、従来の業種団体支援に加え、区市町村の自主的計画・事業の支援を積極的に行い、販路拡大、技術支援、後継者対策など支援を強化すること。
③事業者の数が激減している業界について、実態などを調査するとともに、地場産業、伝統産業製品として支援すること。

（3）アニメ産業の振興策の強化
①総合的で体系的なアニメ産業振興プランをつくり、著作権の保護など、都としてルールづくりを進めること。
②アニメ産業労働者の実態調査を行い、相談体制を充実させること。

（4）皮革関連産業の振興対策、家内労働者への支援の充実
①皮革製品の東京ブランド認証制度をつくり、販路拡大を進めること。
②製靴産業に働く人や工房を開いている人たちが技術支援を受けられる、能力向上訓練等支援を強化すること。
③靴づくり職人をめざす若者のために、台東分校の製靴コースの定員を拡大すること。低家賃の工房、共同工房、工場アパート、常設の展示場の確保などの支援を拡充すること。スキルアップのための専門家の派遣制度、ドイツやイタリアで実施されているシューフィッター制度の普及などを図ること。
④「家内労働傷病共済制度」や「健康診断事業」などの諸施策を拡充・継続し、家内労働者の健康と生活を守ること。
⑤家内労働者のための融資限度額を拡大するため、労働金庫への預託原資を増額すること。

（5）観光産業振興策の充実
①江戸文化、下町文化、多摩・島しょの自然など、東京ならではの観光資源の保全・開拓を図ること。区市町村の取り組みに対する支援を行うこと。
②低廉な料金の宿泊施設、都内共通観光パスなど、魅力ある観光対策を講じること。

③地域の観光協会の取り組みを支援すること。
④中小の観光・宿泊業者、商店街、区市町村が外国人観光客にやさしい多言語表示・案内を設置する支援を拡充すること。
⑤商店街が免税カウンターを設置する取り組みにたいして、相談対応、設置への専門家によるアドイバス、設置経費など支援の拡充を行うこと。
⑥違法民泊の取り締まりを強化すること。

３５　農林水産業への支援の強化

（1）都市農業の振興対策
①東京の農業を基幹産業と位置づけるとともに、「都市農業振興条例」を制定し、農林水産対策予算を増額して総合的な振興策を抜本的に強化すること。
②「都市農業振興プラン」について、財源的裏付けを明確にし、目標の到達状況を毎年公表すること。
③遊休農地について、関係者の協力を得て農地、緑地を中心とした活用計画を立てること。各区市町村と協力して、後継者の確保のため農地の斡旋、研修期間の生活援助など特別な手立てを拡充すること。
④都として農産物の価格保障、農家の所得補償制度をつくること。
⑤生産緑地創出の支援を拡充・強化すること。
⑥地産地消を生かした循環型農業、消費者と農業者との連携促進への支援を強化すること。
⑦新規就農者、農業後継者を確保するために就農援助金を拡充すること。
⑧江戸東京野菜の栽培技術の向上、普及、販売促進を支援を拡充すること。
⑨農業団体や生産者グループなどが都民に農産物の販売を行うイベントに助成すること。直売所運営に対して地代補助など支援すること。
⑩「ふれあい援農ボランティア推進事業」や「ファームヘルパー」の農家への支援を拡充すること。市民農園や体験農園など就農体験希望にこたえる施策を拡充するともに、住民が農業技術を身につける機会を整備すること。
⑪体験農園にとりくむ都市農業者へ、住民の受入、スケジュール管理などボランティア支援をすること。
⑫福祉や教育などと連携した、農地を活用した取り組みに支援を拡充すること。
⑬学校給食における、都内産農産物の活用を推進すること。
⑭「苗木生産供給事業」を拡充し、生け垣助成などを実施している区市町村を支援すること。
⑮輸入野菜の増大、石油価格の高騰、局地的災害、獣害などによる損失補償をおこなうとともに、農業経営の安定を図り、農業生産力を維持するために資金繰り支援、経営支援事業を拡充すること。
⑯農家の要望にもとづく「６次産業化」、商農工連携への支援の拡充を行うこと。
⑰ペットの野生化、獣害にともなう農林業への被害対策を含めた鳥獣被害対策や害虫被害対策を強化すること。

（2）再生可能エネルギー導入、開発への支援
①再生可能エネルギーの導入にむけた設備投資を行う農林漁業者に対し、財政支援を実施すること。都内の中小企業と連携して、再生可能エネルギーの開発・普及をすすめること。
②ハウス農家の熱源として木質バイオマスの利用の可能性についてトライアル事業をすすめること。
③酪農家からの乳牛ふん尿、遊休農地を使って栽培された刈草によるバイオガス製造をモデル事業としてすすめること。

④間伐材、花粉症対策で伐採したスギ、ヒノキなどを利用した木質チップ・ペレットの生産と普及を支援すること。木質ペレットのストーブ、ボイラーなどの購入費助成を実施すること。

（3）農地の維持保全への支援

①都市農業振興法をうけて、都市農業がはたしている環境保全など、その多面的機能が果たす社会貢献を評価し、固定資産税を軽減するなど農地の維持保全を支援すること。

②生産緑地の追加指定を推進し、農業用施設用地や屋敷林の宅地並課税を見直すこと。

③生産緑地の買取り申請に対し、区市町村が買い取る場合の支援を拡充すること。

④遊休農地や、遊休農地状態にある土地について、農地・緑地として活用する場合の支援を拡充すること。

⑤新規就農者や認定農業者による農地の利活用、農地の再生を支援すること。

⑥民間に売却された農地、相続にともない国に物納された農地の活用されないままになっている土地の実態を調査すること。

（4）畜産業、養鶏業への支援の強化

①畜産農家の販路拡大を支援すること。トウキョウX、東京しゃも、東京烏骨鶏などの生産・流通拡大への支援を強化すること。

②畜産廃棄物、都市食品残滓物や剪定枝材などのコンポスト利用など環境にやさしい農業の推進及び土づくり対策を継続できるようにすること。

③畜産農家の経営を圧迫している肥飼料の高騰、乳価の下落に対し、価格保障を行うなど畜産業支援を強化すること。

④日本型畜産をめざし、都として肥飼料の国産化に向けたとりくみをすすめること。

⑤鳥インフルエンザ対策などの防疫対策を強化すること。対策を実施する農家への財政支援を行うこと。

⑥家畜保健衛生所の検査機器、検査体制などを拡充し、機能強化を図ること。

（5）農水産物の安全安心、地産地消の推進

①学校、病院などの公共施設での地産地消、新鮮で安全な農水産物の利用拡大を推進すること。直売・産直事業など都内の農産物の販路の拡大を支援し、都として都内産農水産物の需要拡大対策をすすめること。

②商店街の飲食店などによる地元、都内産の農産物を生かした食品提供への支援を拡充すること。

（6）試験研究機関の拡充

①農業、畜産、林業、水産の各試験場について直営に戻し、拡充すること。

②農畜水産物の輸入拡大にともなう海外からの感染病の侵入・発生について、都の試験研究機関と関係者が連携して防疫体制をつくり、未然防止対策を強化すること。

（7）林業振興、森林の保全対策の強化

①CO_2削減、地球温暖化防止、木質バイオマスなどエネルギー供給等に森林がはたす役割の重要性にふさわしく、林業が産業として成り立つよう、林業の振興と森林保全対策を強化すること。

②森林・林業は多面的役割を確保、維持していく上での専門家「フォレスター」などの育成をすすめるとともに、森林事業者への所得補償を行うこと。森林経営強化にむけた支援を行うこと。

③森林事業者の育成・定着支援の抜本的な拡充・強化を行うこと。

④林道・作業道（路網）整備については、専門家のアドバイスを受けて長期計画をつくり、地元関係者の合意を得て積極的に進めること。作業道（路網）整備への助成を拡充すること。

⑤急峻な山林地域での作業を可能にする低コスト生産機械の開発を、都内の中小企業と森林組合などと連携して進めること。
⑥多摩産材流通の仕組みづくり、公共施設、商店街、民間施設での活用、製品開発を促進するとともに、供給体制を整備すること。林業就業者を確保し、定着できるよう支援の拡充を行うこと。
⑦多摩産材を活用した住宅建設、リフォームなどに助成すること。
⑧治山施設（落石防護施設）の安全総点検と、改修補強を実施すること。
⑨都市近郊林について、山林相続税の納税猶予制度を創設するよう国に要請すること。
⑩中層建築物や大規模建築物も可能にするＣＬＴ工法等の新たな製品・技能の開発・普及に支援をすること。

（８）水産業振興策の強化
①価格保証、所得補償、漁船の燃料の価格安定を基本に、水産業振興策を強化すること。
②水産業振興のため、河川、内湾、島しょの水産資源の調査・研究をすすめ、都市型養殖業の充実、内湾生態系の保全と回復を図ること。
③島しょをはじめとした東京産水産物の流通促進を図ること。他県船などの不法な漁獲の規制を強化すること。
④江戸前アナゴ、奥多摩ヤマメなどの育成を強化すること。
⑤羽田沖の新漁場をいっそう拡充し、航路に支障のない水域に浅場、干潟、漁礁など、魚貝藻草類の生育環境を確保すること。
⑥魚類等の防疫対策を実施すること。
⑦国連海洋法条約にもとづく資源管理体制の確立とともに、水産試験場を拡充すること。小笠原諸島など東京都の２００カイリ海域における資源管理型漁業の振興を図ること。

（９）内水面漁業の振興を図ること
①ヤマメの発眼卵放流、養殖などへの支援を拡充すること。
②河川堰の魚道整備・改良をおこない、アユ釣りの普及に取り組むこと。
③アユ釣り等の普及のための河川敷駐車場・トイレなど環境整備をおこなうこと。
④奥多摩湖・多摩川に繁殖しているブラックバス等の外来魚、および奥多摩湖のアオコ対策をすすめること。
⑤カワウによるアユ等への食害対策を行うこと。

〈10〉　３０人学級実現、どの子も大切にする教育のために

３６　公立学校の学費負担軽減の拡充

（１）公立小中学生の教育費負担軽減
①小中学校の給食費補助制度を創設し、無償化を目指すこと。
②就学援助の準要保護家庭の入学準備金の支給額を引き上げ、入学前に支給できるよう区市町村に補助をす

ること。
③就学援助制度の詳しい支給基準の調査をおこない、拡充できるよう区市町村に財政的支援をすること。生活保護基準の切り下げに連動して援助対象児童生徒が狭められないようにすること。また区市町村が準要保護家庭の基準を引き上げられるようにすること。
④教材や社会科見学のバス代などの私費負担への支援を行うこと。

（2）都立高校生への高校就学支援金制度などの拡充
①高校就学支援金は全世帯を支給対象にし、国公立高校の授業料は不徴収にすること、「学び直しの支援」など制度を細分化せず在学中の高校生は全員対象にすることを国に求めること。都として都立高校の授業料は全員無償にすること。
②奨学給付金制度は、都道府県民税および区市町村民税の所得割が非課税世帯の第１子の給付額を第２子と同額にするとともに、支給時期を早めること。所得制限を引き上げること。資格があるのに受給できない生徒がないよう、手続きのわかりやすい周知、簡略化と申請期間の延長をすすめること。
③都独自の給付型奨学金制度は、給食費なども支給対象にするなど費目を拡大するとともに、所得制限を引き上げること。
④台風１９号被災児童が都立学校に転校する場合、入学考査料および入学金だけでなく、授業料も免除すること。
⑤夜間定時制高校の給食費は無償にすること。

３７　子どもの意見の尊重、３０人学級実現、競争教育の是正

（1）ブラック校則をなくし、一人ひとりを大切にする教育を
①都立高校の校則については、生徒の意見を尊重し、必要な見直しを行うこと。「規範意識の育成（生ｋつ指導統一基準）」による「厳罰化」の生徒指導は見直し、学校現場での教育的な指導を重視すること。
②子どもたちの行動を細かく統一する「〇〇スタンダード」などといわれる指導や、学校生活の過密なスケジュールなどの実態を調査し、ゆとりある学校生活の方向性を示すこと。
③児童・生徒に対する主権者教育を学校教育に位置づけること。都立高校のキャリア教育と「奉仕」を統合した「人間と社会」の実施をやめること。小中学生向けの道徳教材の配布は中止すること。
④東京の１０代の人口妊娠中絶が毎年千人前後あり、妊娠を理由に高校中退する生徒もいるなど深刻さが増しているもと、正確な情報を子どもたちに伝え、学びを保障し、健康を守るために、性教育は子どもたちの実態に即した学校現場の判断を尊重すること。外部講師の活用を希望する学校を支援すること。
⑤多様な性について理解を促進するため、ＳＯＧＩ・ＬＧＢＴについて学ぶ機会を充実すること。
⑥成人年齢引き下げにともない、高校生を消費者被害から守るため、学校での消費者教育を強化すること。
⑦小中学校など学校教育で、精神保健、心の健康に関する学習を行うなど、正しい知識・情報の普及を図ること。

（2）３０人学級・少人数学級の実施、学力向上のとりくみ
①３５人学級を来年度から小学校は３、４年生まで、中学校は２年生まで拡大し、早期に全学年にひろげること。さらに小中学校の３０人学級を計画的に実施すること。
②３５人学級実施にともない学級編制の最低人数を２０人から１８人にあらためること。

③区市町村が、独自に少人数学級を実施する場合は、少人数指導加配教員の弾力的活用による実施を認めること。
④小中高校を通じた基礎学力の定着と向上にむけた小中学校の教員の加配を拡充すること。
⑤小学校の英語、音楽、図工、家庭科、理科などの専科教員の配置と配置基準の拡充をはかること。
⑥区市町村が独自に行なっている学力向上のとりくみやＡＬＴ等の人的配置に財政力による格差が生じないよう、各自治体の課題に応じた柔軟な支援を行うこと。
⑦東京グローバルゲートウェイ施設は、希望するすべての学校が活用できるように料金を引き下げること。

（３）管理統制・競争教育の是正
①少人数指導加配は、算数・数学・英語の「東京方式習熟度別指導ガイドライン」の実施を条件としないこと。学校の判断を尊重し、１学級２展開やティーム・ティーチングなども認めること。
②少人数指導加配は単年度の申請方式をやめて全校配置とし、教育活動の長期的な見通しが立つようにすること。
③「都立高校学力スタンダード」の全校実施およびそれにもとづく悉皆の学力調査は行わないこと。
④小中学校の都独自の悉皆の学力調査と体力テストの実施と公表は廃止すること。国の学力テストの区市町村別の結果の公表は行わないこと。
⑤教育上の効果が明らかではなく、一部のエリートを養成するための小中高一貫校の設置計画は見直すこと。
⑥日本の侵略戦争を美化する日本史教材「江戸から東京へ」や同指導書の作成、配布は中止すること。
⑦都立中高一貫校の教科書採択は、都立高校と同様に、学校ごとに選定したものを採択すること。特別支援学校の教科書採択は、教員の意見を反映させること。
⑧軍事を本業とする自衛隊と連携した防災教育は行わないこと。
⑨教員の階層化と主幹、主任制度、人事考課制度は見直すこと。
⑩教職員が自主的に行う研修や研究会を支援すること。

３８　教職員の多忙化の解消と専門性の尊重

（１）教職員の多忙化の解消と専門性の尊重
①１年単位の変形労働時間制は導入しないこと。
②学校現場における働き方は、１人ひとりの仕事が所定労働時間内で終わるようにすることが基本であることを明確にし、月の残業時間が４５時間以内にする目標を早期に達成すること。
③「１時間の授業に１時間の準備」が勤務時間内に行えるよう、定数および配置基準を改善し、教員を大幅に増やすこと。
④教員の持ち時数を縮減すること。中学校では持ち時数を都立高校と同じ１８時間とすること。複数学年の授業を担当する場合については特に配慮すること。
⑤小学校の上限を２０時間とすること。そのために専科教員等の配置を充実すること。
⑥教員に残業代を支払うように給特法の改正を国に求めること。
⑦学校と教員の負担を減らすためにも都独自の学力テストと体力テストを廃止すること。区市町村と連携し、学校に、標準時数を過度に上回るような年間授業時数の確保や、土曜授業などを求めないこと。
⑧事務処理や私費会計処理、報告文書作成等の業務の大幅な削減、簡略化、ＩＣＴ化をおこなうなど教員の負担を減らし、子どもと向き合う時間を保障すること。都教委が学校に報告を求めている調査の削減は、進捗

状況を定期的に公表すること。
⑨スクールサポートスタッフや副校長を補佐する職員は学校の希望に応じて配置できるように拡充すること。時給を引き上げること。
⑩教職員の勤務実態、在職死などを調査すること。
⑪教員の通勤時間の上限は１２０分を廃止し、９０分に変更すること。
⑫勤務（在校）時間の把握と管理を効率的に行えるよう区市町村を支援すること。

（２）教員の増員と配置の改善
①小学校の英語専科教員を全校に配置すること。
②国の基準を上回る大規模校には副校長を複数配置すること。特別支援学級設置校や教育困難校にも副校長を複数配置し、負担軽減をはかること。
③養護教諭の未配置校をなくすとともに、大規模校（小学校は生徒数８５１人以上、中学高校は８０１人以上）や都立高校の全定併置校、中高一貫校など必要な学校には複数配置すること。
④期限付き任用はやめ、教員定数は年度途中の補充も含め正規採用で配置すること。特に年度当初の教員不足が起きないよう十分な人数を正規採用すること。臨時的任用教員を配置する場合は、特別任用も含め都教委が確保して配置すること。
⑤小学校の１４、１５、１６学級校、中学校の１５、１６、１７学級校の教員配置定数を増やすこと。
⑥副校長の事務補助を全校に配置するなど事務負担を軽減し、副校長が教育者として力を発揮できるようにすること。
⑦産休・育休代替教員は、公立保育所の保育士の産育休代替システム等を参考にし、正規教員をあてること。病気休職の代替教員は、１０月以降の休職でも臨時的任用教員をあてること。
⑧副校長や学校現場の負担を軽減できる効率的な講師、産休・育休代替採用システムを確立すること。教育委員会が採用事務を行うこともふくめ検討すること。
⑨副校長や学校現場の負担軽減のため、都立学校の教職員の出張、休暇、週休日の変更などを電子システムで効率的に行えるようにすること。
⑩養護教諭・栄養教諭や栄養職員・学校司書の病気休暇・休職や勤務軽減には、同一職種による代替制度を確立すること。
⑪都立高校の中途退学対応の少人数展開実施校や帰国生徒、外国人生徒受け入れ校、障害をもつ生徒が在籍する学校、不登校経験者の多い学校などへの教員の加配を実施、充実すること。

（３）学校職員の増員と配置の改善
①（一財）東京学校支援機構に、学校経営支援センターで行なっている都立学校の事務を移行する場合は、センターの職員は各学校に戻すこと。
②小中学校事務を共同実施と事務職員の削減、非常勤化はおこなわないこと。事務職員の欠員はただちに解消するとともに、就学援助加配や大規模加配の対象となる学校には国基準どおり２人配置すること。
③学校事務職員の病気休職、産休・育休などには正規職員による代替制度を確立すること。少なくとも産休・育休代替職員は臨時職員対応ではなく臨時的任用職員とすること。
④都立高校の全定併置３０学級以上校の学校事務職員定数を１名増員し、専門学科の事務の補正も１名増員すること。
⑤高校就学支援金制度にかかわる学校事務の負担を軽減するとともに、都立高校事務職員の定数全体を底上げすること。
⑥実習助手の削減と非常勤化および、学校司書、用務員の削減と民間委託を中止し、正規職員を採用・配置す

ること。

（4）教職員の待遇、健康、福利厚生の改善

①会計年度任用職員制度に移行しても、非常勤講師（時間講師）に有給の産休、病休を保障すること。

②非常勤講師の報酬単価を引き上げ、勤務時間に、給食指導や学級活動など教科以外の時間、授業準備、成績評価、打ち合わせなどの時間も含めること。

③４月２日以降に採用された非常勤講師にも、４月分の通勤手当を確実に支給すること。時間講師の採用手続きを効率化し、給与の遅配をなくすこと。

④学校現場におけるパワーハラスメントの実態を調査し、防止指針、要綱などを定め、パンフレットやガイドブックを作成するとともに管理職研修を実施すること。第三者機関による相談窓口を設置すること。

⑤セクシャルハラスメント、マタニティハラスメントの実態を調査し、対策を講じること。

⑥総合的な健康管理対策を講じるとともに、メンタルヘルスと職場復帰にむけての支援を充実すること。

⑦小中学校教職員の定期検診、婦人科検診の財政支援を行うなど充実を図ること。

⑧育児休暇をとりやすい職場環境を整備するとともに、育児休暇の所得保障、子どもの看護休暇の対象年齢と日数の拡大、介護休暇の期間の延長、所得保障、代替保障などを実施、改善すること。

⑨労働安全衛生法にもとづく労働安全衛生委員会の設置など、健康管理体制の整備、産業医の配置などに努めること。また各学校に男女別の休憩室や更衣室を整備すること。

３９　小中学校の教育条件の充実

（1）学習環境の改善

①体育館へのエアコン設置への補助は、各自治体が設置できるように支援するとともに、各自治体の事情を考慮して実施期間を延長すること。

②特別教室のエアコン設置の補助を延長するとともに、給食室、教育相談室や管理諸室など児童生徒、教職員の使うすべての施設を補助の対象とし、更新やリースによる設置、４００万円以下の工事にも補助すること。

③校舎・体育館の改築・改修、教室増築、バリアフリー化への補助制度を創設すること。

④ブロック塀の安全対策に財政支援を行うこと。非構造部材の耐震化助成の期間を延長すること。

⑤緊急地震速報受信システムと放送設備との連動システムへの補助を行うこと。

⑥帰宅困難生徒および教職員のための備蓄や避難所運営機材などへの支援を行うこと。

⑦トイレの洋式化とだれでもトイレの設置が早急にできるように、支援を充実すること。

⑧太陽光パネルや蓄電池など、災害時に役立つ施設設備の整備への支援を行うこと。

（2）学校図書館の充実

①学校図書館法改正の主旨を受け、都として小中学校の図書室に専任の学校司書の正規配置をすすめること。区市町村の学校司書への人件費補助を行うこと。学校司書が配置されるまでの間、司書教諭の授業時数を軽減し、それにともなう時間講師の配置を行うこと。

②蔵書を充実できるよう財政支援すること。

（3）食育・学校給食の充実

①栄養教諭の任用を拡大し、食育を直接指導するリーダーとして１校１名の配置を計画的にすすめること。

②全国最低水準となっている栄養教諭の配置を抜本的に引き上げること。希望するすべての栄養職員を栄養教諭に移行させるとともに、栄養教諭の受験資格（在籍６年以上、５８歳未満）をなくすなど改善すること。
③認定講習は、教員免許を持たない栄養士にも十分な講習とし、希望者全員が受講できるようにすること。その費用は都で負担すること。
④栄養職員の受験年齢制限（２５歳）を引き上げ、栄養教諭免許や経験を生かせるようにすること。
⑤地産地消、都内食材の積極的な活用ができるよう、情報提供と財政支援を行うこと。
⑥学校給食での食物アレルギー対策のための人員配置、施設の改善をすすめること。
⑦中学校給食を自校方式等に充実するための財政支援を行うこと。

（４）部活動の充実
①教員が付き添わなくても部活動ができるよう、外部指導員体制を大幅に充実すること。
②外部指導員の部活動指導者講習会の参加を促進するとともに、研修内容の充実をはかること。
③中学校の部活動の休養日の設定を促進・徹底し、生徒の多様な経験の充実や教職員の負担軽減をはかること。
④休日の部活動指導の教員特殊勤務手当を増額するとともに、教職員の平日または休日の部活動指導時間に対する手当てを時間単位で支給すること。

４０　都立高校の教育条件の充実

（１）希望するすべての子どもたちの高校進学の保障
①将来の生徒増にあわせて、既設校の学級増でなく学校新増設で定員を増やすこと。学級増をする場合は、教育環境が低下しないよう学校の意向をふまえた対応をすること。
②全日制高校の計画進学率は、実態に合わせて引き下げるのではなく、東京都として進学の保障ができるように、通える、通いたくなる学校づくりに努めること。高校就学計画の策定と具体化にあたっては、生徒や都民のニーズを調査し、通学距離や経済的な条件なども考慮した内容とすること。
③３５人学級を基本とする学級規模の縮小計画を策定・実施すること。定時制は２０人学級とすること。
④都立高校入学者選抜に、採点事務の中立性や信頼性、透明性に疑念のある民間事業者によるスピーキングの英語検査を導入することはやめること。
⑤都立高校生の食生活の実態を調査するとともに、給食（昼食）の実施を検討すること。

（２）学習環境の改善
①台風１５号の被害にあった大島国際海洋高校は、施設設備や教材の復旧ができるよう、十分な予算を計上すること。
②台風１５号、１９号の被害にあった学校の復旧や雨漏りの改修に十分な予算を計上すること。
③特別教室や準備室、会議室など生徒と教職員の使うすべての施設の冷房化を、達成期限を定めて実施すること。非常用電源の設置とあわせて整備をすること。
④生徒が使える校内ＷｉＦｉ環境を整備するとともに、必要な生徒にはタブレット端末等を貸し出せるようにすること。
⑤ＩＣＴ教育に対応した機器の整備と、活用のための研修や外部支援者の導入などを行うこと。
⑥少人数多展開をはじめ多様な教育活動に対応できる施設整備を行うこと。
⑦トイレの洋式化を早急にはかるとともに、全校にだれでもトイレを設置すること。

⑧エレベーターやスロープ設置などのバリアフリー化をすすめること。障害者差別解消条例の理念に則して、バリアフリー設備の必要な生徒が在籍または入学希望している学校は、ただちに対応すること。
⑨保健室に、相談スペースを設置できるだけの十分な面積を確保するとともに、施設設備などの環境充実、緊急時に他の教員と連携がとりやすい位置の改善をはかり、化学物質過敏症対策をおこなうこと。
⑩老朽校舎の改築・補修を促進すること。網戸のない窓には網戸を設置すること。学校から要望のある改修には迅速に対応すること。
⑪天井や照明などの非構造物の耐震化をすすめること。
⑫防災備蓄用品を拡充し、宿泊防災体験活動後早期に補充できる体制を整えること。防災教育の教材を整備し、教員向け防災服の無償貸与を行うこと。
⑬帰宅困難者等の受け入れに必要な備蓄を、学校の立地に応じて拡充すうｒこと。
⑭太陽光発電など再生可能エネルギーの導入目標を引き上げ、設置を拡大するとともにグリーンカーテンや屋上緑化、校庭芝生化を進めること。照明のＬＥＤ化を促進すること。

（３）定時制、通信制高校の振興
①雪谷高校と江北高校の夜間定時制は、来年４月入学生の募集を行うこと。小山台高校と立川高校の夜間定時制は存続させること。
②夜間定時制高校の広報を強化し、入学を希望する生徒全員を受け入れること。
③三部制の教育のあり方を再検討し、二部制または全定併置に再編成すること。
④生徒一人ひとりに手厚い援助を行えるよう定時制生徒の暮らし、仕事、勉学条件などの実態調査を行うこと。
⑤自立支援チーム（ユースソーシャルワーカー、ユースアドバイザー）の人数と学校派遣回数を増やすこと。
⑥給食の親子方式やデリバリー方式はやめ、どの定時制高校の生徒にも質の高い給食を保障できるよう、自校方式に戻すこと。栄養士は正規職員で配置すること。
⑦給食費、教科書代、修学旅行費の補助制度を拡充し生徒全員を対象にすること。給食は無償化すること。都独自の給付型奨学金の支給対象費目に給食費を加えること。
⑧定時制、通信制の生徒の始業時間前の居場所となる専用教室やフリースペース、また部室など部活動のための施設を確保、充実すること。

（４）学校図書館の充実
①学校図書館を活用した学校教育の充実を系統的に推進する計画を策定すること。学校現場や区市町村教育委員会を支援する学校図書館活動支援センターなどを創設すること。
②学校図書館法改正の主旨を受け、学校司書は正規職員を配置すること。全定併置校や昼夜間定時制には２名の配置とし、民間委託はやめること。学校司書の新規採用を行うこと。
③学校司書が専門性を生かし、教員と直接対等に連携し、子どもたちの教育を支援できる体制を構築すること。
④学校図書館の図書購入費を抜本的に増額できるよう、学校運営の予算を増額すること。

（５）学校運営予算の増額
①都立高校の自立経営予算を増額すること。「特色化」と予算の重点支援方式をやめ、どの学校にも必要な予算を配分すること。
②島しょの高校の教員の出張費や島外の生徒の受け入れのための予算を増額すること。
③部活動の用具購入や引率のなどの費用を増額すること。
④部活動の充実のための外部指導体制がとれるよう人材の確保を支援し予算を拡充すること。外部指導員の部活動指導者講習会への参加を促進するとともに、研修内容を充実すること。

⑤運動部および文化部の生徒の関東大会や全国大会の遠征費用（交通費、宿泊費）は実費を全額支給すること。

（６）就職支援・職業教育の充実
①就職希望者への企業説明会や就職ガイダンスなど、就職支援活動を抜本的に強化すること。
②社会保険労務士などとも協力し、労働法や年金制度など労働者の権利を学べるようにすること。
③ブラック企業やブラックバイトから身を守れるよう、労働者の権利を啓発するわかりやすいポスターやパンフレットなどを作成、配布すること。
④ポケット労働法を配布し、働いている高校生の労働相談体制を確立すること。
⑤中小企業の果たしている役割をＰＲし、中小企業への就職を支援すること。

４１　学校の相談体制の拡充と、いじめ、不登校・中途退学、日本語教育への対応と支援の充実

（１）学校での相談・支援体制の充実
①都立高校のスクールカウンセラーの配置を充実し、勤務日数を増やす、男女２人のカウンセラーを配置するなどの運用ができるようにすること。大規模校や相談の多い学校は複数配置すること。
②特別支援学校にスクールカウンセラーを配置すること。
③小中学校のスクールカウンセラーを常勤化すること。
④「スクールカウンセラーに準じるもの」もスクールカウンセラーの公募の対象とすること。
⑤すべての都立高校と特別支援学校がユースソーシャルワーカーを活用できるよう体制を充実すること。ユースソーシャルワーカーは正規職員を配置すること。
⑥スクールソーシャルワーカーの配置日数の拡大など、各自治体の活用の充実と人材確保への支援を行うこと。有資格者による不登校へのアウトリーチ支援事業を支援すること。
⑦小中高等学校の養護教諭の複数配置をすすめること。特に第７次定数改善計画の国基準（小８５１人、中高８０１人以上）を満たしている学校は、ただちに複数配置とすること。
⑧吃音の児童生徒の悩みや配慮の現状を調査すること。

（２）いじめ問題の解決や子どもの権利を重視した学校運営に向けて
①いじめ問題の解決にあたっては、厳罰主義、道徳主義を強調するのではなく、児童生徒の人権を守る立場を明確にして、楽しく学びお互いに尊重し合える学校環境をつくること。子どもたちの自主性を育てる教育のなかで、解決を図ること。
②いじめの重大事態の調査にかかる「いじめ問題調査委員会」の委員の報酬については、活動量にふさわしい報酬を支払うこと。
③弁護士会などの協力を得て、憲法や子どもの権利条約にもとづく人権教育を各学校で行えるよう、都として財政支援すること。
④学校が一方的に校則の変更や制服の導入を決めるのではなく、生徒の意見を尊重し、生徒が主体的に参画できるような仕組みづくりを支援すること。

（３）不登校、中途退学対策の充実
①不登校対応の教員加配を充実し、子どもたちにきめ細かい対応ができるようにすること。
②自立支援チームによる進路未決定のまま中途退学、卒業した生徒などへの相談体制をさらに充実すること。

③フリースクール等の民間施設・団体と情報交換し、必要な支援を行うこと。
④不登校の親の会や、親たちが運営する子どもの居場所に助成を行うなど、親の願いにこたえた取り組みを支援すること。
⑤私立広域通信制も含めた通信制高校や通信制サポート校の実態を調査するとともに、支援を検討すること。
⑥区市町村の教育支援センター（適応指導教室）などでの子どもに寄り添った支援や発達障害についての専門性を向上させること。
⑦あらたな不登校をうまないために、学校現場の課題について、実態調査や検証を行い、子どもたちが通う痛くなるような学校づくりに努めること。

（4）日本語指導が必要な児童・生徒の教育の充実
①日本語指導が必要な児童生徒の教育を総合的に推進する専門部署を、教育庁に設置すること。
②小中学校の日本語学級の学級定員を改善するとともに、原則としてすべての自治体に小中学校に対応する日本語学級を設置すること。学齢超過でも昼間の中学校での受け入れを柔軟に対応すること。
③日本語指導ができる教員・講師・通訳の公募・登録制度をつくり、必要な学校に配置・派遣すること。
④在籍学級の担任教員向けに、外国につながる生徒の受け入れを円滑にする教員研修を実施、充実すること。
⑤国が毎年実施している「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」の東京都の区市町村ごと、高校ごとに、各学年の人数を公表すること。私立学校での児童生徒についても調査を行うこと。調査にもとづき必要な教員の加配を行うこと。
⑥母国で中学校を卒業し、都立高校に進学を希望する外国人の人数を把握すること。
⑦都立高校の在京外国人生徒対象の募集人員と募集校を増やすこと。その際、少なくとも１０校以上、様々な難易度、２３区の南部も含めてどこに住んでいても通学できるよう配置すること。さまざまな入試難易度の学校や、商業科、ビジネス科、農業科などにも設置すること。
⑧在京外国人入試制度を中学校の教員に周知し、適切な進路指導ができるようにすること。都教委のホームページに入試要項の詳細を掲載すること。
⑨在京外国人入試の問題は英語、数学を中心にしたものにする、面接・作文は日本語のみにする、一次（前期）・二次（後期）検査についても英語、数学を中心に科目数を減らすなど関係者の意見も聞いて改善すること。
⑩一般入試のルビや時間延長などの特別措置をと対象者の来日・帰国年限を実態に即して拡大し、特別措置対象者の資格認定は都教育委員会で一括して行うこと。
⑪在京外国人生徒対象枠をもつ都立高校や外国につながる生徒を受け入れている都立高校に、小中学校の日本語学級の教員配置基準と同等の教諭および通訳などを配置すること。

（5）夜間中学の充実
①８校全校に養護教諭を配置すること。日本語学級の教員配置は、学級数×２とすること。
②不登校だった中学卒業生が夜間中学で学びなおせることを広く周知すること。不登校の学齢生徒の夜間中学への転校や通級も必要に応じて認めること。
③夜間中学の生徒が年齢にかかわらず就学援助を受けられるよう、各区市町村に働きかけること。
④日本語学級の在籍年数を１年までに限定せず、個々の生徒の実情や学校の判断を尊重すること。
⑤自主夜間中学や義務教育未修了者の実態を調査し、必要とする区市に夜間中学を設置すること。

４２　小中高等学校における特別支援教育の充実

（1）小中学校の特別支援学級（通級）、特別支援教室の充実

①特別支援教室の実施にあたっては、通級指導学級を維持した上で設置すること。

②特別支援教室の拠点校は、当面２～３校に１校の設置とすること。

③拠点校ごとに児童１０人に１人以上の教員配置を行うこと。個別の学習と同時に小集団活動も重視し、必要に応じて拠点校や他校に通級しての集団形成も保障すること。通常学級内での指導も認めること。

④特別支援教室は年度途中に対象児童が大幅に増加しており、それを見越した教員配置増を行うこと。年度途中での教員増員を行うこと。

⑤不登校になっている発達障害の児童生徒への特別支援教育を行うこと。

⑥発達障害等の専門知識のある教員の育成や研修を充実し、また区市町村の研修への財政支援を行うこと。

⑦小中学校を支援する都立特別支援学校にはセンター的機能のための教員を増員すること。

⑧発達障害、臨床心理士等の専門家および巡回指導等にあたる専門職員の常勤配置をすすめ、財政支援を行うこと。

⑨特別支援教室に必要な施設設備の整備、教材の確保への財政支援を充実すること。

（2）小中学校の特別支援学級（固定）の充実

①大規模な特別支援学級（固定）を早急に解消するため、区市町村と協力し設置校を増やすとともに、児童・生徒の増加に見合った学級増設を行い、必要な児童・生徒がすぐに入れるようにすること。

②小学校の大規模学級の教育条件を改善するために、４学級以上は学級数＋２人の教員配置とすること。小学校３学級以上、中学校４学級以上の学級には、療育と専門教育を保証するため時間講師を６時間以上配置すること。

③中学校では特別支援免許所持者の配置とともに、教科のバランスのとれた配置を行うこと。

④年度途中に児童・生徒数が増えた場合、学級増と教員の配置を行うこと。

⑤発達障害に対応した固定の特別支援学級を増設するとともに、教員定数を拡充すること。

⑥弱視学級や中学校難聴学級など、設置数の少ない通級指導学級については、児童生徒の必要性に合った通級ができるよう、全都的な視野にたって柔軟に対応すること。

（3）区市町村のインクルーシブ教育への支援の強化

①各学校で合理的配慮を十分行えるよう、人的、財政的支援を行うこと。

②特別支援学校と同様に、専任の特別支援教育コーディネーターを小中学校に加配で配置すること。配置するまでの間は、特別支援教育コーディネーターにあてられる教員の持ち時数を軽減し、講師を配置すること。

③特別支援学級・通常学級に在籍する特別な支援が必要な子どものための支援員、介助員、看護師の配置に財政支援をすること。医療的ケア児を含めた通学保障を充実すること。

④中学校卒業後の進路について、知的障害特別支援学校の普通科に加え、就業技術科、職能開発科や、定時制・通信制高校、また高等専修学校など選択肢が増えていることを踏まえ、適切な進路指導を実施できるように支援すること。

⑤発達障害児等の児童生徒に対して、保育園・幼稚園等から早期かつ継続した指導・支援の充実をはかる「インクルーシブ教育システム推進事業」を進める専門職員を、区市町村の要請に応じて

（4）都立学校等における特別支援教育の充実

①コミュニケーション・アシスト講座の周知と充実をはかるとともに、都立以外の高校に在籍する生徒も受け入れること。

②各学校で合理的配慮が十分できるよう、必要な人的、財政的措置を行うこと。

③高校入試での合理的配慮の内容と申請手続きについて、生徒、保護者、学校に周知すること。

④心理等の専門家による支援、相談体制を充実すること。

⑤支援を必要とする生徒の多い学校に、特別支援教育を担当する教員を専任で配置すること。

⑥都立高校に発達障害に対応した、特別支援学級（固定・通級）の設置を拡大すること。

⑦医療的ケアや介助が必要な都立高校生の通学を保障すること。

〈11〉 私学教育の振興と支援の強化

４３　私立学校の学費負担軽減の拡充

（1）私立高校生への高校就学支援金制度の拡充

①高校就学支援金は全世帯を支給対象にし、増額することと、「学び直しの支援」など制度を細分化せず在学中の高校生は全員対象にすることを国に求めること。

②奨学給付金制度は、都道府県民税および区市町村民税の所得割が非課税世帯の第１子の給付額を第２子と同額にするとともに、支給時期を早めること。所得制限を引き上げること。

③資格があるのに受給できない生徒のないよう、手続きのわかりやすい周知、簡略化をいっそうすすめ、事務費への支援を行うこと。

（2）都独自の私立学校の学費負担軽減の拡充

①都独自の私立高校生への学費負担軽減制度（学費無償化）は、年収９１０万円未満世帯まで拡大すること。授業料に加え施設費なども対象とし、公私格差をなくす立場で幅広い階層の負担軽減が進むよう支援すること。

②低所得家庭への入学金補助制度を創設すること。

③各私立学校で実施する授業料減免制度は、実施校を増やし対象児童・生徒も拡大できるよう、補助率を上げること。

④東日本大震災・熊本地震の被災児童生徒受け入れ校への授業料減免などの補助制度を継続すること。

⑤私立小中学生の授業料等の補助は恒久的な制度とするとともに、所得制限を緩和し金額を増額すること。資産要件などは設けないこと。

⑥私立および国立小中学生も就学援助の対象とするよう、区市町村を支援すること。

⑦育英資金の貸し付け単価を増額し、併給禁止の緩和、第２保証人制度の廃止など制度の拡充を行うこと。制度の周知を強めること。

（３）幼稚園の教育費負担の軽減
①私立幼稚園の入園料補助制度を新設すること。
②幼児教育無償化の上限額を都内私立幼稚園の年間納付額に見合う水準に引き上げるよう、国に求めること。
③幼稚園類似施設や外国人学校の幼稚部なども幼児教育無償化の対象とするよう国に働きかけること。
④都独自の事業で適用となる幼児教育無償化施設は、従来の幼稚園類似施設だけでない幼児教育施設や外国人学校の幼稚部なども対象とすること。

４４　私学助成の充実と公私間格差の解消

（１）私学助成の充実と公私間格差の解消
①私立学校教育の充実ならびに公私格差解消のため、私立学校経常費補助を拡充強化すること。
②私立高等学校都内生就学促進補助の単価および補助額を堅持すること。
③私立小学校経常費補助の教職員割補助単価を増額するなどし、少なくとも全国平均水準以上の補助となるようにすること。
④私立幼稚園経常費補助の教職員給与の算定基礎を引き上げ、少なくとも保育士と同等の処遇改善となるようにすること。
⑤私立特別支援学校等経常費補助の補助単価を大幅に増額すること。また、経常費補助の使途制限を特別支援学校の特性に合わせて緩和すること。
⑥発達障害をふくめ障害児が１名以上在籍している小、中、高等学校、専修学校に補助を行うこと。
⑦３０人学級など、少人数学級のための特別補助を実施すること。
⑧私立学校の情報公開を推進すること。

（２）施設設備等への補助
①障害者差別解消条例の理念を実現する立場から、私立学校の施設のバリアフリー化に補助を行うこと。
②私立学校の体育館のエアコン設置への財政支援を行うこと。リースによる設置も補助対象とするとともに、電気代や点検・補修費などのランニングコストについても補助を行うこと。
③私立学校の体育館のエアコン設置の状況や、避難所や補完避難所の指定の状況を調査すること。
④私立学校のブロック塀の安全対策への補助は全額補助とし、学校の財政力にかかわらず早急に実施できるようにすること。
⑤私立学校・幼稚園の耐震診断・補強・改築への補助率を引き上げ早期に終了させること。非構造部材の耐震化への補助を充実すること。
⑥私立学校の老朽校舎の改築、改修および施設整備に関する融資を増額し、対象の拡大を行うこと。特に私立特別支援学校については改築、改修、賃借料について特別支援学校の特性を考慮した支援をおこなうこと。
⑦私立学校教育振興資金融資利子補給の拡充を図ること。
⑧防災備蓄物資の更新に対応した購入費補助を行うとともに、対象物資を拡大し、防災機能の強化や保護者との緊急連絡等のために必要な物資が購入できるよう、柔軟な制度とすること。防災備蓄倉庫の設置などへの補助を行うこと。
⑨緊急地震速報受信システムと校内放送設備との連動化工事等への補助制度を新設すること。
⑩太陽光発電など自然エネルギー導入への支援を拡充すること。私立学校施設の緑化や省エネ設備やエアコンの長寿命化のためのフロンガス対策などへの補助を拡充すること。

⑪児童の安全を守る機器の配備に関する補助を拡充すること。
⑫私立小学校の大型アスレチック遊具など教育的遊具の新設、改築への補助制度を創設すること。

（３）教育水準の維持向上
①私立学校に労働契約法の無期転換ルールの趣旨を徹底し、法律の趣旨に反する雇い止めを行わないよう改めて徹底すること。私立学校教職員の雇用形態の実態調査を行い、正規雇用促進の誘導措置をとること。
②教職員の多忙化を緩和・解消するための教員増員への支援を行うこと。産育休代替教員確保への支援を行うこと。
③教職員の研修、研究事業の充実のための助成を拡充すること。ＩＣＴ研修や小規模な研修などニーズに合わせた研修を支援すること。
④ＩＣＴ環境整備のための補助は補助率を上げること。外国語教育の充実のための生徒および教職員の海外派遣制度は小学校教員も対象とすること。環境教育の推進のための助成などを拡充すること。
⑤区市町村のホームページから私立特別支援学校の存在を知ることができるよう、支援すること。
⑥私立小学校内の学童保育や放課後活動に財政支援を行うこと。

（４）私立幼稚園等の振興
①私立幼稚園教育振興事業費補助は３分の１助成に増額すること。教職員給与の算定基準を引き上げること。
②少人数学級にしている園への特別補助を実施すること。
③３歳児や障害児のための補助を拡充し、発達段階に応じたきめ細かい教育をできるようにすること。
④ティーム保育、満３歳児保育、未就園児にたいする子育て支援への支援を拡充すること。
⑤幼稚園の預かり保育推進補助を拡充すること。
⑥幼稚園の遊具などの整備への補助を充実すること。
⑦幼児教育無償化で保育の質に影響が生じないよう、認定こども園に対する補助を充実すること。

（５）私立専修学校の振興
①中学生、高校生の進学先、留学生の受け入れ、社会人の学び直し機関としての専修学校が果たしている役割を重視し、関係者との意見交換や支援策の検討を行うこと。
②私立専修学校（専門課程）への経常費補助（教育振興費補助）を行うこと。
③私立専修学校の職業実践専門課程推進補助を増額すること。
④私立専修学校教育振興費補助（高等課程対象）の補助対象経費を私立高校と同様の扱いとし、増額すること。
⑤私立専修学校特別支援教育事業費補助を増額し、支給対象を拡大すること。
⑥生活困窮世帯の専門学校生への授業料減免補助制度を専修学校の負担のない形で創設するとともに、被災生徒等授業料減免補助を継続すること。
⑦私立専修学校教育環境整備費補助において、「専修学校評価促進」を拡充し補助対象を拡大するとともに、「教育整備・研究用図書」を増額し、パソコンや図書をはじめとする教育に必要な設備を充実できるようにすること。
⑧防災や安全対策にかかわる補助は、他の学校種と同等のものにすること。耐震化補助を継続するとともに、借用建築物も対象とすること。

（６）朝鮮学校に対する運営費補助
①朝鮮学校に対する私立外国人学校教育運営費補助を再開すること。

〈12〉 特別支援教育を充実し、すべての子どもたちに教育の保障を

４５　特別支援学校の教育条件の充実

（１）特別支援学校の教育条件の充実

①重度・重複学級を大幅に増設し、重複障害の子どもは全員在籍することを前提とした編成にすること。

②特別支援学校を大幅に新増設し、すべての障害種の学校について学級数分の普通教室を確保するとともに、特別教室の転用を解消し、運動施設などもふくめた教育環境の整備を行うこと。

③これまで減らした教員配当基準を回復し、教員を増配置すること。少なくとも国の標準より少ない教員定数を改善し、国の標準以上に配置すること。

④複数の障害種の併置されている学校では、２校分の人的配置、予算配置、施設設備の整備を行うこと。大規模併置校の養護教諭や栄養職員、事務職員などの配置を充実させること。保健室や職員室、特別教室、図書室などは共用せず、障害種ごとに確保すること。

（２）教育水準の向上

①小学部の教員配置基準を改善すること。

②進路指導、生徒指導、教育相談担当の教員を増配置すること。

③特別支援教育コーディネーターは、センター的機能をもつすべての学校に専任で配置すること。

④現在週３回の訪問学級は、希望する児童・生徒には週４～５日の訪問ができるようにすること。

⑤理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、音楽療法士、視能訓練士など専門職を配置すること。配置に伴う教員や機能訓練士の削減をしないこと。自立活動担当教職員がこれらの資格を取得できるよう、研修条件を整えること。

⑥スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを配置し、活用できる体制を整えること。

⑦学校介護職員の勤務日数を児童生徒の登校日数以上の日数とし、長期間継続して働ける賃金を保障するため、常勤職員とするか独自の勤務形態をつくること。障害児のケアのできる職員を採用すること。

⑧すべての特別支援学校に図書室を設置し、蔵書を充実させること。

⑨知的障害特別支援学校高等部の就業技術科の学級編制基準は、１クラス８名の標準法の基準に改善すること。

⑩すべての学校にＷｉＦｉなどのインターネット環境を整備すること。

⑪障害の特性や学習形態に応じたＩＣＴ機器の活用促進と外部専門家の配置、常に最新の機器への更新を図るなど、情報教育の充実を図ること。タブレット機器は児童・生徒全員分を備えるとともに、小中学部でもＩＣＴ機器購入経費を就学奨励費の対象とすること。障害特性に応じた補助器具も導入すること。

⑫デジタル教科書は保護者負担とはしないこと。国に無償化を求めること。

⑬児童生徒の状況に応じた早期からの性教育を保障すること。

（３）スクールバスの増車など通学の保障と安全

①通学時間の短縮や車いすでの通学保障のため、スクールバスの増車や小型車両の導入を図ること。すべての障害種の学校で１時間以上のコースをなくすこと。必要な児童生徒が全員乗れるよう配車すること。バス停

は自宅からの距離が遠くならないように配慮すること。
②医療的ケアの必要とする児童生徒の通学を保障するために、スクールバスに乗車する看護師の確保を確実に行うとともに研修にとりくむこと。人工呼吸器をつけている児童生徒のスクールバスの利用を開始すること。
③高等部のスクールバスは、生徒、保護者の状況に応じ、必要とするすべての生徒が利用できるように充実すること。
④バス内での安全確保と同性介助のため、障害を理解し専門的対応のできる添乗員を、男性と女性の複数配置すること。
⑤八王子盲学校の児童・生徒が通学に利用する西八王子駅のホームドアは、ホーム拡張工事と同時に設置するよう、ＪＲ東日本等に働きかけること。

（４）施設設備の改善
①全校を対象に、特別教室、体育館などの冷房化を確実に行うこと。
②学校施設の雨漏り対策や危険箇所の修繕を早急に行い、老朽化した施設設備の改修、更新、改築を行うこと。
③段差解消や通路幅の確保、スロープの設置などが不十分な部分については改善し、災害避難経路を確保すること。
④トイレの洋式化を確実にすすめるとともに、全校にだれでもトイレ、洗浄機付き便座、温水シャワーを設けること。
⑤八王子盲学校の改築計画を作成すること。計画が遅れている矢口特別支援学校の改築を早急に進めるとともに、体育館や校庭などの代替施設の確保を拡充すること。土壌汚染対策は近隣や子どもたちの安全を優先して進めること。
⑥重度障害児でも宿泊できる生活訓練施設を、都内近郊に建設すること。
⑦プールを計画的に温水プールにするとともに、高校生には浅すぎるプールなどは小中学部が移転した学校から早急に改善すること。視覚障害のある生徒の網膜保護のための遮光設備を設置すること。
⑧全校を防災拠点として施設、設備を整備し、区市町村との連携を強めること。

（５）適正な就学の保障と就学前教育の充実
①障害の早期発見と０歳からの教育を充実させるため、視覚障害、聴覚障害特別支援学校の乳幼児期の教育を制度化し、専任の教員を配置、充実すること。
②視覚障害児や聴覚障害児の学校や教育の情報を得られる、リーフレット等を作成、配布すること。
③盲学校、ろう学校の幼稚部の学級編制基準（１学級７名）を５名に改善すること。
④特別支援学校の病弱教育部門の存在を周知するとともに、転入学手続きを迅速かつ丁寧に行うこと。
⑤病弱教育部門および病院入院児の就学前教育を、制度化すること。
⑥子どもの障害、発達に応じて適正な就学をすすめるために、各学校に教育相談室を設置すること。

（６）医療的ケアを必要とする児童・生徒への支援の強化
①看護師は常勤（正規雇用）を基本とし、学校規模や必要とする児童・生徒数にあわせて増配置すること。非常勤看護師の時給を増額すること。
②盲学校、ろう学校、知的障害特別支援学校の医療的ケアと看護師配置を充実すること。
③人工呼吸器を使用していても保護者が付き添わなくてもよい体制を整備すること。
④看護師ができるケアを医学の進歩などに合ったものにするため、医療的ケアの実施要綱を見直すこと。都教委が行う研修や指導医による実技研修などを充実すること。
⑤都立看護学校での特別支援学校等での医療的ケアについての教育を充実させること。

⑥校外宿泊行事等への引率教員定数基準を改善するとともに、医療ケアの対応ができる医療関係者の同行を実現し、保護者が付き添わなくてもいいようにすること。
⑦寄宿舎にも緊急時に備えた医療・看護体制を確立すること。

（7）寄宿舎の充実
①入舎希望者が、必要な泊数入舎できるよう、都独自に指導員の配置基準を作成すること。そのために各校の状況をよくききとり、寄宿舎指導員と看護師を増員すること。とりわけ八王子盲学校の寄宿舎は異なる障害への対応や土日の開舎に見合う指導員を増配置すること。
②通学、帰省にかかる費用は児童生徒・保護者（介助者）ともに全額を支給すること。島しょからの生徒の始業式前日からの宿泊を認めるとともに、収入にかかわらず、児童生徒と保護者の交通費、宿泊費、食費を全額支給すること。
③障害種別の寄宿舎を東京都の各エリア（東部、中部、西部）すべてに配置するとともに、希望する学校や新設校に寄宿舎を設置すること。
④寄宿舎の教育的理由や家庭事情による入舎を認めるとともに、通学困難の範囲を、通学時間９０分から６０分に短縮し、家族による身支度やバス停までの介助が難しい場合など幅広く認め、より多くの必要としている子どもが入舎できるようにすること。
⑤光明特別支援学校の肢体不自由部門の児童生徒の入所は島しょ生に限定しないこと。通学困難な生徒が必要な泊数で入所できるようにすること。
⑥寄宿舎が設置されていない学校のホームページにも寄宿舎の案内を載せるなど、どの学区の児童生徒でも、寄宿舎へ入舎する必要がある場合は転校して入舎できることを周知すること。
⑦すべての寄宿舎において、施設設備の更新や改善、エアコンの取り替え、網戸の設置・交換、畳替え、インターネット環境の整備などを図ること。葛飾盲学校寄宿舎は、大規模改修を行うこと。

（8）学校給食の充実
①異なる障害種の大規模併置校や肢体不自由特別支援学校、寄宿舎のある学校には、アレルギー対応食および形態別食等の安全のため、正規の栄養士の複数配置を行うこと。
②民間委託された学校給食を直営に戻すことをふくめ、給食の安全と充実のため、栄養士、調理員の定期的な研修、施設整備の改修、業者の質を高める指導を行うこと。
③知的障害など肢体不自由以外の特別支援学校でも、必要に応じて形態食を提供できるよう体制を整えること。

（9）学校運営費の充実、保護者負担の軽減
①就学奨励費の都独自分を充実すること。私費負担を軽減すること。
②特別支援学校の修学旅行、校外学習、オリンピック・パラリンピック観戦などにともなうボランティアや保護者の付き添い等の費用やチケット代については、全額公費負担とすること。
③同行援護・移動支援制度や日常生活用具の給付について、通学や学習に利用できるよう充実するとともに、居住地により受けられる助成に差が生じないように区市町村に働きかけること。

４６　放課後、進路、卒後対策の充実

（１）放課後活動の充実

①小中学校で実施されている放課後子どもプラン等への障害児の受け入れを促進するため、人員配置などへの補助や人材の育成を行うこと。

②特別支援学校内で、部活動を充実するとともに、放課後活動や放課後子どもプラン事業を実施すること。

③病弱児も対象とした社会教育を、身近な地域で充実すること。

（２）進路、卒後対策の充実

①個々のニーズに合った進路選択と移行支援が十分できるよう、進路指導担当教諭は国基準どおりに配置し支援体制の充実をはかること。

②知的障害特別支援学校に職業教育の専攻科を設置するなど、高校卒業後の教育を充実すること。

③視覚障害の生徒が卒業後も学べる、あんま、鍼、灸の卒後研修センターを設置すること。

④専修学校や大学等の高等教育に進学を希望する生徒への支援を強めること。

⑤週５日の通所先の確保、短期入所受け入れ施設の充実などのため、財政支援を強化すること。

⑥社会人の余暇活動を支援制度に位置付け、放課後等デイサービスと同等のサービスを提供できるようにすること。

⑦長期就労継続と職場の合理的配慮等の条件整備のため、関係各局と連携して卒業生の追跡調査をおこない必要な支援を検討すること。

⑧ジョブコーチ制度に視覚障害者の長期的な歩行訓練を取り入れるなど、障害にあった支援を拡充すること。

⑨肢体不自由者の障害の特性に応じた新たな基準で入学できる職業能力開発校やコースを設置すること。

⑩障害者雇用について企業への理解・啓発を強化するなど、都庁全体での障害者就労対策を推進すること。介助者制度の導入など、障害があっても安心して働けるよう職場環境の整備を働きかけること。

⑪東京都や都教育委員会をはじめとする公的機関での雇用を拡大すること。知的、精神障害者の特性が生かせる選考と職種を設け、正規雇用すること。通勤などに介助者が必要な障害者も応募できることを周知し、介助者が同行する場合の財政等の支援を行うこと。

⑫教育庁サポートオフィスの障害者雇用を拡大するとともに、視覚障害者も対象とすること。チャレンジ雇用は身体障害者も対象とし、経験を積めるようにすること。フレックスタイムや短時間勤務など柔軟な勤務形態とすること。

⑬都教育委員会の障害者の法定雇用率を達成すること。

〈13〉若者・学生への総合的な支援、社会教育を強化する

４７　子ども・若者・学生への支援の充実

（1）青少年行政に対する基本姿勢の転換

①青少年の健全な育成を支援するという青少年行政の本来のあり方に立ち戻り、青少年施策を専管する組織を設置し、総合的・抜本的な青少年施策の拡充・強化を進めること。

②青少年施策を治安対策と切り離すこと。

（2）「子供・若者計画」の策定施策・事業の拡充

①「子供・若者計画」の「子供たちが健やかに育ち、全ての人が希望をもって活躍できる社会の実現を目指」すとの計画策定の趣旨に基づき、子ども・若者の意見を聞きとる機会をつくり、その声が生きる施策へと拡充すること。子ども・若者自身が主体となって進める施策を確立し、予算の裏付けを持って進めること。

②「東京都子供・若者支援協議会」は、不登校やひきこもりなどの経験者や当事者の参加やヒアリングをおこなうこと。

③計画の進行管理を行い、到達状況を毎年度明らかにすること。

④区市町村における「子ども・若者計画」の具体化と支援協議会が確立されるよう積極的に支援すること。

（3）若者・学生への支援の充実

①東京都出身の大学生、専門学校生等への返済不要の給付制奨学金制度を創設すること。

②若者への家賃助成制度を実施すること。

③借り上げ都営住宅制度を活用した「若者むけ都営住宅」など、低家賃の公的な「若者むけ住宅」を整備・提供すること。

④若者・学生の力を活用した団地再生、商店街振興、まちづくりなどの取り組みを進めること。

⑤学生をふくめた若者の悩み相談事業「若ナビα」を普及するとともに、多摩地域にも設置すること。直接、気軽に立ち寄れる相談窓口やスペース（居場所）を設置すること。相談への対応を各行政機関と連携して行うこと。

⑥「ユースソーシャルワーカー」など、若者支援の専門人材の育成を進めること。

（4）　青少年の居場所づくりの推進

①「東京都青少年センター」を新設し、青少年の健全育成と交流の場をつくること。

②中学生・高校生むけ児童館の整備をはじめとする中高生の居場所づくりを進め、ＮＰＯ法人などの自主的活動を支援すること。

③フットサル、バスケット、卓球など、青年の要望の強い身近なスポーツの要求に応えるとともに、スポーツクライミングやスケートボード、BMXなど新しいスポーツについても利用者の声を聞き、施設の整備を進めること。

④東京スポーツ文化館ＢｕｍＢ、高尾の森わくわくビレッジは、青少年施設としての機能を拡充し、料金の負

担軽減をはかること。青少年施設をさらに増やすこと。

４８　東京都立大学などの教育・研究条件の充実

（1）教育・研究を支える基盤的経費の十分な保障と条件整備

①公立大学法人首都大学東京（東京都立大学）が設置・運営する、東京都立大学、産業技術大学院大学、東京都立産業技術高等専門学校などへの運営費交付金は減額せず、学生増などに見合うよう増額すること。

②教員が教育・研究に打ち込める環境を確立するために、大学・学校による学部体制や人事制度の改善・運用の自主性など大学の自治を保障すること。

③基礎研究費の割合を増やし、研究費の増額を図ること。

④多額の予算を投入している、高度国際金融人材育成は見直すこと。

⑤教員の研究時間を確保するために事務アルバイトを雇うなど、東京都立大学が研究室事務負担軽減措置をとれるよう支援すること。

⑥図書館業務の委託をやめ、直営に戻すこと。そのための司書職員を確保すること。

⑦職員等のための保育園の整備を各キャンパスにも広げること。保育料の負担軽減を行うこと。

⑧障害のある学生の積極的な受け入れや、多様性に配慮した施設整備ができるよう予算を十分に確保すること。

⑨南大沢キャンパスと日野キャンパス間のバスの混雑については、現場の実態をつかみ、学生から要望を聞き、必要な支援を行うこと。

⑩大講堂の設置や、施設のひび割れ、雨漏りなどの修繕など、都として大学と協議、適切な支援を行うこと。

（2）学生・生徒に対する支援

①入学金や授業料等を国際人権規約の立場で引き下げること。

②減免制度や奨学金制度等の新設または拡充を進めることができるよう、さらに都の財政支援を強化すること。

③学生・院生の留学や海外研修への支援を拡充すること。

４９　社会教育・生涯学習の充実

（1）都立図書館の充実

①老朽化している中央図書館の雨漏り対策等の改修改築を直ちに進めること。

②公立・民間を問わず、台風被害を受けた図書館の蔵書の復元に協力すること。

③資料購入費の大幅増額と書庫の増設を行い、資料収集を充実すること。１タイトル２点購入に戻すこと。

④司書の新規採用を大幅に増やし、レファレンスを来館、非来館でも使いやすく充実させること。レファレンスの活用方法をわかりやすく周知すること。

⑤区市町村立図書館を通じての協力貸出しについては、個人への貸し出しも行うこと。協力車の運行回数を増やし、区市町村立図書館との連携と支援をいっそう強化すること。

⑥都立図書館長は専任で配置すること。

⑦都立図書館の業務委託を見直すこと。

⑧視覚障害者サービスの充実のために、対面朗読やＤＡＩＳＹ図書・点字図書の作成を行うこと。視覚障害

者サービスを周知するための利用者懇談会やサービスを知る会を実施すること。多摩図書館に視覚障害者（点字使用者）の職員を配置すること。
⑨多摩図書館の子ども図書コーナーをさらに充実させること。

（２）教養講座の拡充
①障害者の教養講座を継続・充実するとともに、講師選定など、参加者が主体的に参画できる教養講座に拡充すること。
②「晴眼者とともに学ぶ視覚障害者教養講座」は、毎月１回開催（年１２回）に戻すこと。
③各界の講師を招けるよう、講師料などの予算を増額すること。

（３）文化財等の保護
①文化財（建造物）や文化財を保管する博物館等の防火対策ガイドラインを作成、周知し、火災から文化財を守るための支援を行うこと。
②史跡、文化財、文化遺産の管理、保護予算及び、文化財や歴史・自然環境などの記録映画製作予算を大幅に増額し、郷土芸能や伝統工芸に対する助成金を増額するとともに、後継者育成にも適用すること。
③文化財として保存すべき建造物について、開発等により廃止、解体されないように対策を講じること。葛西臨海水族園を文化財として保護すること。
④埋蔵文化財保全のために保護費を増額すること。
⑤文化財の保護と活用の均衡をはかり、文化財保護より開発行為を優先したり、観光資源などに活用できる文化財のみを重視したりしないよう、十分に留意すること。

〈14〉人権施策を拡充する

５０　人権を守る施策の推進

（１）人権施策の推進
①人権施策の推進にあたっては、憲法の人権保障の理念を明確にし、都の「人権条例」に基づき、貧困対策や女性差別、性的指向・性自認を理由とする差別をなくす取り組みなどを強化すること。人種、宗教、政治、性別、その他の理由にもとづく国や個人に対する差別をなくす人権施策を推進すること。「人権条例」に基づく、多様な性の理解と推進にかかわる基本計画は都民参加で施策を推進すること。
②WHOが性同一性障害を「精神障害」の分類から除外したことを受け、「性別不合」としたことなど、この間の人権の認識の変化・発展を踏まえ、「東京都人権施策推進指針」の全面改定を行うこと。
③インターネット、ＳＮＳ等による人権侵害への対策を強化すること。
④同和行政を完全に終結させるとともに人権相談を拡充させること。都が発行している「採用と人権」などの各種冊子の「同和をはじめとする」との記述は削除すること。同和問題専門相談事業は廃止すること。
⑤「人権条例」を理解し生かしていくために、全職員の研修を実施すること。

⑥犯罪被害者等への支援を抜本的に強化・拡充すること。

（2）セクシュアルマイノリティへの差別解消や支援の推進

①セクシュアルマイノリティに対する正しい知識の普及、差別や人権侵害が起こらないようにする施策を推進すること。

②性別不合に関する医療を実施できる医療機関の整備を進めること。

③東京２０２０大会中に開設が予定されているセクシャルマイノリティ（ＬＧＢＴ）とスポーツに関する情報発信や交流にとりくむ「プライドハウス東京」に、場所の提供や後援などの支援をすること。

④教育現場で児童・生徒に対しセクシュアルマイノリティの理解促進を図るよう、学びの場を設けるよう支援すること。教員への研修を拡充すること。

⑤就職や雇用でセクシュアルマイノリティ当事者が不当に差別されることのないよう啓発事業を拡充すること。

⑥都として、同性、セクシュアルマイノリティの「パートナーシップ制度」を実現すること。

⑦都職員が「同性婚」をした場合でも、異性の婚姻関係と同等の手当や福利厚生を受けられるようにすること。互助会でも同等の対応をすること。

（3）ヘイトスピーチ、ヘイトクライムの根絶を

①特定の国籍の外国人を排斥するヘイトスピーチやヘイトクライムを許さない都の立場を明確にし、強力に発信し、啓発に努めること。

（4）性暴力被害者への支援

①「性被害者回復支援センター」を設立すること。

②性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援事業を支援員の体制強化をはじめとして拡充すること。

③性暴力被害者に対し、被害直後から精神的な面等も含む総合的な支援を行う仕組みを確立し、そのための医療・福祉関係者等への研修を行うこと。

（5）ハンセン病元患者への支援の充実

①国立療養所多磨全生園について、ハンセン病の歴史を後世に伝承し、その豊かな緑と史跡の全てを将来にわたって保全するという園の将来構想を実現するよう、国に働きかけること。また、多磨全生園の歴史を踏まえた「人権の森構想」の実現化、ハンセン病の知識、人権擁護についての理解の促進に向け、都としても積極的に取り組むこと。

②ハンセン病元患者の人権回復、社会復帰に対する支援を強化すること。

５１　ジェンダー平等・男女平等参画の抜本的強化

（1）男女平等参画の促進

①国連女性差別撤廃条約にもとづく実効ある男女平等施策を具体化すること。同条約の選択議定書の批准を国に求めること。国連女子差別撤廃委員会などの勧告や世界的な指標、「男女平等参画に関する世論調査」、都民の意見を踏まえながら、数値目標を明確にすること。

②選択的夫婦別姓制度の法制化を国に求めること。

③夫婦同姓や女性のみの再婚禁止期間、男女別の婚姻最低年齢、婚外子への相続差別など、国際的にも繰り返し改善勧告が出されている制度や仕組みについて、学習や意見交換を支援すること。
④情報誌の発行、講座やシンポジウムの開催など、男女平等参画の普及啓発事業を拡大・強化すること。
⑤学校におけるジェンダー平等・男女平等教育を推進すること。

（2）ウイメンズプラザ等の拡充
①東京におけるジェンダー平等にかかわる課題を掘り起こし、研究や啓発、対策をすすめること。
②女性起業家や自営業にたずさわる女性の実態調査を行うこと。
③女性団体の自主活動や自主研究への支援を拡充すること。
④ウイメンズプラザの相談担当職員（婦人相談員）の処遇を改善すること。
⑤悩みや不安を抱える女性のため、仕事や子育ての経験を持つ助言者「東京メンター」に気軽に相談できる場をネット上に開設すること。

（3）若年女性への支援
①若年シングル女性の困難について、実態調査や研究、支援を行うこと。
②居場所を失った若年女性に対する支援を、民間団体と連携して強化すること。
③婦人保護施設において、若年女性など年代ごとの特性にも配慮した対策を推進すること。
④ジェンダー平等の視点から、ＡＶ出演強要やＪＫビジネス被害の実態調査や啓発をすすめること。

（4）労働の分野における男女平等の推進
①「就活セクハラ」や女性のみを対象とした職場の規則の実態を調査し、解消に向けた啓発を行うこと。
②事業主に対する男女雇用機会均等法の通知徹底、指導のいっそうの強化や賃金格差の是正にとりくむこと。
③女性の割合が高い、非正規労働者の均等待遇と労働条件の改善、正規化をすすめること。「間接差別」の是正、妊娠出産への不利益的取り扱いの是正、仕事と育児や介護を両立できる働き方の見直しなどについて、意識変革と法令の周知のため、事業主などに積極的に働きかけ、指導を強化すること。
④自治体の職場の非正規雇用の正規化と労働条件の改善を行い「官製ワーキングプア」をなくすこと。
⑤女性も男性も育児休業制度を利用できるように、中小企業への代替要員確保のための支援を充実すること。子育ては男女共同の責任であることを企業に啓発し、男性の家事参加をうながすこと。
⑥自営業の女性（家族従事者）の労働が正当に評価されるよう支援すること。所得税法５６条の廃止を国に求めること。

（5）政策・方針決定への参画などの推進
①都の審議会、行政委員会、防災会議などへの女性の参加機会を増やし、女性の登用割合の目標値を達成すること。自治会や町会などへの女性の参画について啓発を行うこと。
②東京都および都の外郭団体などで働く女性の幹部・管理職への登用機会を増やすこと。
③民間事業者に管理職登用などの格差是正の目標設定、ポジティブアクションの実施などを、積極的に働きかけること。

（6）性暴力・ドメスティックバイオレンス（ＤＶ）対策の拡充
①誰でも相談しやすい環境整備のため、ＳＮＳや三者間多言語サービスを活用したＤＶ相談を行うこと。
②配偶者暴力相談支援センターの体制を強化し、コーディネート機能、専門相談、外国人の相談および支援体制の充実を図ること。東京都女性相談センターの土日対応については、緊急時の電話相談だけでなく窓口相

談を実施すること。
③区市町村の配偶者暴力相談支援センター機能整備にかかわる広域連携を支援すること。
④ＤＶ被害者の同行支援事業を拡充すること。
⑤ＤＶ対応の一時保護所を大幅に増設するとともに、職員配置を増やすこと。民間シェルターに対し運営費補助などの支援を拡充すること。
⑥ＤＶ被害者の都営住宅への優先入居の周知を図るとともに、ＤＶや買春による被害者の生活再建と経済的自立を支援するための生活資金貸付制度を創設すること。
⑦ＤＶ被害者とその児童の一時保護後の生活再建に対する支援（ピアカウンセリング、自助グループホーム活動、就労準備講座など）を実施する民間団体への支援を行うこと。
⑧男女ともに加害者更正をはかるための調査研究と対策の強化をはかること。
⑨暴力を許さない社会的合意形成のための意識啓発を充実すること。
⑩子ども・若者を性暴力の被害者にも加害者にもしないために、相談体制の充実、学校での性教育と幅広い啓発活動を強化すること。

５２　多文化共生社会の推進

（1）多文化共生社会の推進
①在住外国人を支援する ＮＰＯ法人などの団体が行う事業への助成を拡充すること。
②外国人の相談を適切な機関につなぐ多言語対応の案内窓口の設置や、行政窓口での三者間通訳用タブレットなどを活用した多言語対応などの体制を充実すること。
③「やさしい日本語」の普及・活用のため、外国人が日常生活で訪れる区市町村や学校、店舗などの実態調査を行い、活用事例集を作成・情報提供すること。
④小中学校での日本語教育やボランティア日本語教室の実態調査を本格的に行うこと。

〈15〉消費者行政、卸売市場を充実する

５３　消費者行政の充実

（1）消費生活基本計画の充実
①成年年齢引き下げにともない、高校生、若者の消費者被害の拡大防止の対策を強化すること。ＳＮＳの活用など若者の目につきやすい啓発を充実するとともに、学校の意向を尊重しながら中学、高校、大学などと連携して消費者教育の充実をはかること。
②持続可能な社会の形成に向けたにとりくみを区市町村と連携して強化すること。
③ＳＮＳや動画なども活用し、エシカル消費の普及啓発をすすめること。
④食品ロスに対する消費者への意識啓発を行うこと。生活文化局、環境局、産業労働局、福祉保健局など関連

部署と連携し、事業者の食品ロス削減の現状を調査し研修会を行うなど総合的に推進すること。

（2）消費者センターの充実・強化

①東京都消費生活総合センターを消費者行政と消費者運動の拠点として位置づけ、情報の収集と提供、調査、研究、学習、交流などの機能をいっそう充実させること。

②障害特性に合わせた教材を作成し、消費者被害から守る手立てを構築、強化すること。

③外国人向けの消費者トラブル解決のための情報提供や相談を充実すること。

④消費生活相談員の専門性を正当に評価し、思い切った待遇改善を行うとともに、希望があれば正規雇用にすること。消費生活相談員の研修を充実すること。

⑤東京都消費生活総合センターの来所・電話相談は日曜日も開設すること。平日の相談時間を延長し、相談員を増員すること。

（3）区市町村との連携・支援

①地方消費者行政強化交付金の増額と１０分の１０補助を国に要請すること。

②東京都消費生活総合センターのセンターオブセンターのとしての機能を強化し、区市町村の消費者行政を支援すること。

③多摩消費生活センターは、多摩地域の市町村と連携を密にし、消費者、消費者団体と協力しながら機能発揮と活性化を推進すること。西多摩地域などの広域連携を支援すること。

④都と区市町村の消費者行政担当者および相談員の研修と人材育成、情報交流を充実すること。

⑤１人勤務体制の消費生活相談員の研修機会の充実および、消費者行政担当職員の研修カリキュラムを充実すること。

（4）事業者指導・被害救済の強化

①東京都消費生活条例にもとづく悪質な事業者への対応を強化すること。

②各区市町村における高齢者見守りネットワークの構築や、消費生活部門と福祉部門をはじめ幅広い関係者との連携強化を図るため、都として支援機能を担うこと。必要な体制を強化すること。

③消費者被害救済委員会の機能強化に対応した事務局体制を拡充すること。

④集団的消費者被害回復訴訟制度の周知と啓発をはかること。

⑤特定適格消費者団体への情報提供を強化し、訴訟費用を支援すること。

（5）消費者啓発と消費者団体への支援強化

①「東京都消費者月間」を全庁的に位置づけ、予算を大幅に拡充すること。区市町村が実施している消費者啓発の行事を支援すること。

②消費者啓発に関する消費者団体との共同事業を継続すること。

③消費者団体が自主的に行う情報提供、啓発事業、調査研究活動に対する支援を行うなど、消費者団体の活動支援と育成を強化すること。

（6）消費者教育および情報提供の充実

①消費者教育と学校間の連携を構築する「消費者教育コーディネーターを」消費生活センターに配置すること。各自治体でも配置できるよう支援すること。

②東京都消費生活基本計画による消費者教育を関係機関・多様な団体との連携を強化し、区市町村の支援に取り組むこと。特に小学校での消費者教育に取り組むこと。

③町会や地域包括支援センター、子育て支援センター、学校や大学生協、企業などライフステージに合わせたさまざまな機関、事業者や市民団体などの協力を得て、情報が届くように工夫すること。
④消費生活問題に関心のない層に対しソーシャルメディア広告を活用した情報発信を実施すること。
⑤電子媒体以外も重視し、わかりやすく迅速な情報提供を推進すること。

（７）食品の安全性の確保
①ゲノム食品について、国に表示義務を求めるとともに、都条例の必要な改正や都民の理解促進、リスクコミュニケーションをはかること。
②遺伝子組み換え食品の表示義務対処食品を拡大するとともに、消費者が正しい知識を持てるような取り組みを強化すること。
③食物アレルギーについての食品表示の徹底や適正化を進めること。「東京都アレルギー情報ｎａｖｉ」の広報周知をすすめ、アレルギー物質混入防止にむけた事業者等への技術指導を強化すること。
④機能性表示食品も含めた健康食品の機能性表示、安全性、有効性、販売方法等の監視および情報提供、啓発を進めること。
⑤すべての加工食品を対象とした原料原産地表示に関する食品表示にむけ、条例を改正すること。特に国産か外国産かをはっきり表示する東京ルールをもうけること。外食・中食産業事業者へ原材料の原産地表示の徹底を要請すること。
⑥食中毒、輸入食品をはじめとした食品の安全性の調査・研究を系統的に行い、監視強化、検査の充実、事業者への監督指導を強化すること。都民・事業者への情報発信・普及啓発の充実を図ること。

（８）公衆浴場の確保と充実のために
①浴場活性化委員会でも議論されてきた公衆浴場の公共の役割を評価し、経営の継続と安定化をはかるため、改築、改修など浴場更新を支援すること。現在おこなっている利子補給の本人負担利率を１％から大幅に引き下げること。
②公衆浴場活性化支援実証事業を継続拡充し、公衆浴場の事業継承対策を強化すること。
③公衆浴場地域交流拠点事業を拡充し、個々の公衆浴場の魅力向上を支援すること。
④公衆浴場組合の実施するさまざまな創意工夫を凝らした利用促進ＰＲ事業への補助を拡大すること。
⑤公衆浴場・銭湯を江戸・東京の庶民文化と位置づけて保存、継承するとともに、観光施策やスポーツイベント等とも連携した支援を行うこと。
⑥銭湯の減少により居住自治体以外の銭湯を利用している都民が、敬老入浴などのサービスを受けられるよう、広域自治体として区市町村と協力して手だてをとること。
⑦生活保護世帯入浴券助成の枚数を拡充すること。対象を低所得世帯にも拡大すること。
⑧公衆浴場の普及と親子のふれあい促進のため「都民無料入浴の日」をつくり、補助を行うこと。その他、「無料入浴デー」「半額入浴デー」などの取り組みを支援すること。
⑨公衆浴場耐震化促進支援事業および健康増進型公衆浴場改築支援事業を拡充すること。
⑩燃料の都市ガスへの転換のための補助、既存ガス設備などの更新、コジェネレーション設備の設置、太陽光発電の導入、照明のＬＥＤ化などへの補助を拡充すること。

５４　卸売市場の充実を

（1）　卸売市場の充実

①公設中央卸売市場が都の直営であることを守ること。せり取引原則の廃止など規制緩和路線を改めるとともに、大型量販店による先取り、転送をなくして、公平で公正な取引を維持促進すること。

②市場の活性化を理由にした統廃合は行わないこと。良質の生鮮食品が卸売市場から地域商店にまわるようなしくみに改善すること。地域商店に使いやすい施設整備を進めること。

③仲卸業者など中小零細業者の経営支援を行い、市場機能の維持・拡大を図ること。

④卸売市場内の民間の施設、地方卸売市場について、耐震補強の促進を図るための援助を強めること。

⑤生産者・青果業者などと連携して、有機農産物コーナーを拡充するなど、有機農産物の取り扱いを強化すること。

⑥各市場が、島しょ地域の農林水産物などを特産物として扱われるよう支援を拡充すること。

⑦荷が量販店と小売店等に公正・公平にまわるようにすること。

⑧市場の廃棄物、駐車場など、関係業者が公平・公正な負担になるように改善すること。

⑨豊洲市場用地の地下水の汚染状況調査を抜本的に拡充すること。盛土の再汚染状況について調査すること。

⑩豊洲市場の地下水管理システムの機能について、徹底した点検、検証をおこなうこと。黒い粉塵の重金属調査、ターレのタイヤの改善を行うとともに、市場業者の健康診断を実施すること。

⑪旧築地市場の跡地利用については、市場や場外市場の関係者や都民の意見を聞く場を設け、市場機能も含めた跡地利用の検討を行うこと。

⑫民間委託された警備業務は、各市場が実態に応じ契約変更できるようにすること。

⑬各市場の老朽化、効率化の対策を抜本的に拡充すること。

⑭地方卸売市場が継続できるよう支援を拡充すること。

⑮市場祭りの開催、生鮮食品の見分け方などの料理教室など都民に開かれた市場づくりを拡充すること。

〈16〉スポーツ・文化の振興を強化する

５５　都民スポーツの本格的な振興

（1）「だれもが、いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツを楽しめる環境・条件の整備

①東京２０２０オリンピック・パラリンピック競技大会を機に、スポーツする権利を位置づけたスポーツ振興条例を制定し、だれもがスポーツを楽しめる条件や環境を整備すること。

②都民や自主的なスポーツ団体によるスポーツ活動、クラブの育成、大会開催などへの支援を強化すること。

③区市町村や団体が開催するスポーツ大会やスポーツ教室などへの助成を拡充すること。

④競技スポーツの振興のために、競技スポーツを体験する独自の企画、アスリートによる直接指導のスポーツ

教室の具体化によって、競技スポーツに親しむ機会を増やすこと。
⑤ストリートスポーツをスポーツに位置づけ、場所の確保、施設の整備、イベントなどの普及活動への支援などを行うこと。

（２）スポーツ施設の整備
①都民が広域的に利用できる都立スポーツ施設を増設し、全国最低水準の人口当たりの公共スポーツ施設数を改善すること。
②武蔵野の森総合スポーツプラザに備えるスポーツ用具とその保管倉庫は、都民スポーツに十分な量を確保すること。メインアリーナの照明を競技に支障をきたさないように改善すること。
③武蔵野の森スポーツプラザのプールには、大会時にタイムの自動計測ができるよう、プリンティングタイマーを設置すること。
④辰巳国際水泳場はプールを存続し、都民や水泳サークルが利用できるようにすること。当面、アイスリンクと共同利用できるように工夫すること。
⑤有明アリーナのメインアリーナの床は、木製（スポーツ仕様）に改善し、アマチュアスポーツ団体が時期を限定されることなく無償で木製床を使用できるようにすること。
⑥有明アリーナはコンセッション方式での運営を見直し、都民のスポーツ施設として都民利用を優先すること。
⑦海の森水上競技場、カヌースラローム施設は、都直営で運営すること。
⑧都立スポーツ施設の利用時間を延長するとともに、利用料金の負担減など利用条件の改善を図ること。アマチュアスポーツ団体の行う競技大会などへの減免措置を継続すること。
⑨地域ごとのスポーツ施設・設備の整備を促進するために、区市町村のスポーツ施設整備への補助制度について、補助限度額を引き上げ、老朽化への対応やスポーツ用具を保管する倉庫整備なども補助対象とすることなど、拡充をはかること。
⑩公立スポーツ施設のトイレやシャワー、倉庫などの設備の量や利用時間の区分、利用料金などについて、実態と利用者のニーズ調査をおこなうこと。自治体間の情報交換等をつうじて改善をはかること。
⑪駒沢オリンピック公園にプールを整備すること。

（３）障害者スポーツの本格的な振興
①どんな障害でも楽しめるスポーツの普及、啓発、場の確保、人材の育成などの支援を、東京２０２０大会後も継続して強化すること。
②障害者団体が東京で開催する競技大会やスポーツ事業への財政支援を実施、拡充すること。
③２０２５年デフリンピック日本招致に協力し、東京都が開催地候補となることを検討すること。
④障害者スポーツセンターの利用を、難病を証明する書類（医療受給者証など）の提示で可能とすること。
⑤多摩障害者スポーツセンターを、災害時の二次避難所にすること。
⑥都立特別支援学校を地域の障害者スポーツの拠点とする都立学校活用促進事業の実施校を拡大するとともに、体育館の床の補強や、プールの温水化、用具や備品の整備をおこない、人的支援を強化すること。
⑦クラブチームなどの障害者スポーツ団体が、施設利用時に毎回スポーツ用具等を持ち込まなくてもすむよう、都立施設に用具置き場を確保すること。区市町村施設に用具置き場を確保するための支援を行うこと。
⑧障害者スポーツセンター以外の都立スポーツ施設でも、アクセシビリティを改善し、指導員を配置するなど積極的に障害者のスポーツ環境を整えること。
⑨障害者が身近な地域でスポーツに親しめるよう、区市町村の施設整備やバリアフリー化への補助制度を拡充するとともに、区市町村の指導員の養成や専門的人材の配置、新しい競技種目の開発などを推進すること。

５６　芸術文化の振興

（1）芸術文化の振興

①芸術文化の振興にあたっては、憲法２１条の表現の自由を守り尊重すること。

②東京２０２０オリンピック・パラリンピック大会に向けたFESTIVALＴｏｋｙｏ　Ｔｏｋｙｏ　ＦＥＳＴＹＩＶＡＬおよび五輪後の芸術文化の発展を見据え、芸術文化活動の広報や多言語化、障害者対応などへの支援をおこなうとともに、幅広い分野の芸術家や団体、都民が参加できるようにすること。事業の透明性を確保すること。

③小中学生および高校生が、本格的なオーケストラや演劇、舞踊等にふれる機会をもてるよう、体験型も含めた芸術文化鑑賞教室等の事業を実施・拡充すること。学校での芸術鑑賞の機会を増やす支援を行うこと。

④芸術文化関係者の多様な創作活動を支援するとともに、すべての都民が芸術・文化を楽しみ創作できるようにする立場から、文化行政のあり方を都民参加で検討すること。

⑤民間のホールや劇場に固定資産税の減免などの支援を行うとともに、公立も含めた改修などで発表の場が不足しないよう対策を講じること。

⑥音楽、演劇、美術などの創作活動に必要な設備があり、都民団体など低料金で利用できる公共施設を増やすこと。

⑦区市町村のさまざまな会場で、デジタル作品の上映やプロジェクター利用などができるよう、設備の充実への支援を行うこと。

⑧障害者が文化芸術活動を行う機会を支援すること。

⑨都民芸術フェステバルやフレッシュ名曲コンサートなどへの助成を拡充すること。シルバーエイジ芸術鑑賞補助事業を復活し、低所得の勤労者への鑑賞費補助事業を実施すること。

⑩都内のオーケストラや劇団、舞踊団体等に対し、運営費助成や、練習・活動拠点などの提供をはじめとした支援を行うこと。

⑪東京オーケストラ事業協同組合加盟４団体に運営費補助を行うこと。

⑫東京都交響楽団の運営費補助を増額すること。楽員、職員の処遇を改善すること。

⑬芸術文化を活用した被災地支援を継続すること。

（2）都立文化施設の充実

①美術館の常設展の高校生および１８歳未満の観覧料は無料とすること。高校生をのぞく１８歳以上２６歳未満は半額とすること。春休み期間の特別展の高校生以下（１８歳未満）の観覧料を無料とするとともに、他の期間や１８歳以上の若者の観覧料についても低廉にすること。

②高齢者向けの割引料金を拡大できるよう支援すること。

③子どもや若者が芸術文化に親しむ企画や教育普及活動を充実すること。

④都民団体の会場使用については低料金とするなど文化活動を支援すること。安全を名目とした個人情報の収集は、プライバシー侵害や利用者への圧力とならないよう十分に配慮すること。

⑤東京都美術館の公募展は、利用団体や来館者との意見交換に努め、申請書類の簡略化や講堂の夜間利用、案内方法やベンチなどの休憩場所の充実、負担の少ないごみ処理をはじめとする利便性向上に努めること。

⑥都立文化施設の指定管理者の指定は、事業の公共性と専門性、継続性、人材育成を重視する観点からおこな

うこと。
⑦学芸員など都立文化施設を支える職員は、基本的に正規雇用とし、雇用の安定と育成、増員をはかること。
⑧写真美術館、現代美術館、江戸東京博物館、たてもの園の収蔵予算を増額するとともに、収蔵品の選定の経過や調査内容等の報告書は公開すること。
⑨多摩地域に文化施設を建設すること。

〈17〉気候変動対策を強化し、再生可能エネルギーへの転換を進める

５７　気候変動、地球温暖化対策の推進

（１）地球温暖化対策の強化
①ゼロエミッション東京で定めた、２０５０年に Co2 排出実質ゼロのため実効的な施策を進めること。気候非常事態を宣言すること。
②大規模事業所対象の温室効果ガス排出量取引制度における削減目標を引き上げること。ホームページで 24 時間いつでも見られるようにするなど各事業所の排出削減状況の公表改善をはかること。
③石炭火力発電所の新規建設を中止させ、再生可能エネルギーの抜本的拡大のための対策をするよう国に求めること。また、電気事業者を温室効果ガス排出削減義務づけの対象にすること。
④自動車のCO_2排出量削減のみならず、海外航路をふくめた飛行機・船舶の二酸化炭素排出規制を進めるよう国に求めること。
⑤都民、中小企業・商店などに対する電気自動車などエコカー（低公害低燃費車）の購入費助成を拡充するとともに、エコバイクの購入費助成を実施すること。電気自動車の充電施設・設備整備への支援を強化すること。
⑥水素ステーション設置や水素エネルギー普及にあたっては、都民合意、要望を尊重すること。

（２）ヒートアイランド対策の強化
①地表熱の吸収に効果がある芝生の植栽を促進し、「駐車場緑化」を事業化すること。学校、共同住宅、福祉施設、オフィスビルの公開空地・屋上・壁面の緑化を支援すること。
②都心部における公園と緑、河川など「クールスポット」の保全・拡大を進めること。河川の暗きょを復元し、水辺環境の回復と拡大、河川上の風の道確保を推進すること。
③路面の温度上昇を抑制する遮熱性舗装、保水性舗装などの取り組みを強化すること。区市町村が行う透水性舗装を支援すること。
④臨海部、都心部等の巨大ビル建設とヒートアイランドの関連について、都立大学や環境科学研究所と連携して研究を進め、必要な抑制策をとること。都内の風の道を調査し、風の道を確保するため、風の道には巨大ビルを建設しないなどの措置をとること。

（３）環境対策の強化

①区市町村が実施する環境政策に対する包括補助を拡充すること。
②複数の開発計画や人的影響などをふくめた「総合環境アセスメント制度」を実施すること。
③環境アセス対象を超高層建築物の対象を高さ１００㍍以上、面積１０㌶以上に戻すこと。また、計画段階アセスの対象規模を１０㌶以上にすること。
④環境アセスの対象規模については条例化するとともに、事業段階アセスの手続きは、2000 年の旧条例に準ずること。評価項目に二酸化炭素排出量を加えること。
⑤事業計画区間を短めに細分化した道路計画路線については、事業の一体性から、全体の環境アセスメントの対象にすること。

５８　再生可能エネルギー、原発ゼロへの転換の促進

（1）「原発ゼロ」への取り組み
①原発再稼働の中止を政府に強く要請すること。柏崎刈羽原発、東海第二原発の再稼働は認めないこと。

（2）　省エネルギー対策を強化する
①「東京都環境基本計画」で定めたエネルギーの消費量を２０３０年までに３８％削減するという目標を確実に達成するため、意欲的な施策を進めること。
②中小規模事業所の省エネ促進のため、普及・啓発を強化し、高効率機器の導入に対する支援を復活させること。中小テナントビルの省エネ促進事業を、使いやすく再開すること。
③家庭における省エネルギー対策の推進のため、既存住宅への高断熱窓導入の促進をはじめ、省エネリフォームへの支援を拡充すること。
④コンビニなどの２４時間営業・深夜営業の自粛、自動販売機の抑制など、小売業の電力削減の促進対策を都として講じること。

（3）再生可能エネルギーの抜本的拡大
①「東京都環境基本計画」の再生可能エネルギーによる電力利用割合を２０２４年までに２０％程度、２０３０年までに３０％程度に拡大するという目標を達成させるために、再生可能エネルギーの導入を急速かつ強力に推進すること。
②都庁舎版ＲＥ１００を都庁舎だけでなく全都有施設に拡大し、全都有施設で再生可能エネルギーの自家発電装置の設置を進めること。
③区市町村の施設への再生可能エネルギー設置促進助成を進めること。区市町村が実施する再生可能エネルギー導入対策への支援を拡充すること。
④大口需要者にたいし再生エネルギーの自家発電装置の設置、再生可能エネルギーの積極的購入を求めること。再生可能エネルギーの利用拡大をすすめる中小規模事業所への支援を拡充すること。
⑤電力自由化にともない、料金設定、電源構成等の情報を電気事業者に提出させ、公開するなど、都民が温暖化防止に有効な電気事業者の選択ができるよう情報提供を強化すること。
⑥再生エネルギーを新しい産業の柱として位置づけて、企業の技術開発や製品化・市場化などへの支援を行うこと。

（4）再生可能エネルギーの普及

①小型風力発電の普及を支援し、市場化の阻害要因となっている問題について、関係者と協議を進めて早急に改善すること。
②都立産業技術研究所とも連係して、小型風力発電用のインバーター開発・普及に取り組むこと。
③東京都の広大な海域を利用した洋上風力発電、波力発電の導入や、島しょの地熱発電を促進すること。その際は島しょの経済・漁業振興と一体で進めること。
④安定した出力がえられる中・小水力発電の導入を促進すること。河川、区市管理の用水路、多摩地域の農業用水路のほか、上下水道、工業用水、火力発電所の冷却水などの利用を進めること。
⑤蓄電池、燃料電池の利用、燃料化技術の開発などを進めること。

５９　緑の保全・拡大、自然との共生の推進

（1）緑や自然の破壊の規制、保護と回復の促進
①東京の貴重な緑を守るため、毎年度、緑地の調査を行い、計画的な保全と拡大を進めること。そのためにも緑地率を適正に把握できるよう、「みどり率」の定義を改め、公園の中の緑地以外の部分、水面は除外すること。みどり率の引き上げ目標をもって取り組むこと。
②市街地での特別緑地保全地区の拡大、里山保全の指定を促進し、公有化を進めること。区市町村による買い取りを支援するため、特別緑地保全地区指定促進補助金を復活すること。
③崖線以外の１ヘクタール未満の地域でも保全地域に指定するよう、面積要件の緩和と指定を推進すること。多摩川沿いの崖線樹林について、都による指定の拡大と公有化を図ること。
④東京グリーンシップアクションを拡充し、ＮＰＯや民間企業等と連携した緑の保全を強化すること。
⑤自然保護に携わっているＮＰＯや区市町村への支援を拡充すること。
⑥自然破壊や災害助長が心配される計画への規制を強化すること。稲城市の南山の保安林解除にともなって、緑の保全や盛土の安全のため、都として監視を強めること。
⑦山間部の谷戸への建設残土埋め立ては、生態系を壊し、土砂崩れの危険があることから抑制すること。埋め立て業者の資格審査を厳格にし、監督・管理のしくみを設けること。
⑧多摩森林の植林、間伐、広葉樹への植え替えなど、植生の回復と森林再生を促進すること。
⑨相続などで売却、開発され失われつつある屋敷林、雑木林を保全すること。
⑩専門性が高い学芸員を配置し、東京の動物、植物、鉱物の特色について、調査研究、資料収集、啓発、学習の拠点となる都立の自然史博物館を創設すること。

（2）都立公園・霊園の整備
①都市計画公園の整備目標を大幅に引き上げて、整備を促進すること。都立公園を増やし、面積を拡大するとともに、区市町村による公園整備への支援を強化すること。
②都立公園の整備・管理への営利企業の参入は必要最小限にとどめ、参入にあたっては、都民の自由な利用が制限されたり、地域の店舗に悪影響が及ぼされることのないよう、地元自治体、住民や公園を利用している団体、商工関係団体などの意見が反映されるようにすること。
③都立公園、霊園の整備にあたっては、計画地内の既存の戦争遺跡や歴史的な建造物などをむやみに除却せず、専門家や地域と取り扱いを協議し、重要と判断するものについては保全をはかること。
④都立公園、霊園の樹木のむやみな伐採を防ぐため、基準を設けること。
⑤自然公園法に基づく特別地域などの指定を促進するとともに、自然公園内の開発行為の規制を強化するこ

と。植生に合った整備をすること。
⑥都立霊園に樹木葬の墓地を増やすとともに、多様なニーズにこたえ、安価な墓地の提供を進めること。霊園、葬儀所施設使用料を引き下げること。
⑦火葬場の不足実態にあった整備を進めること。老朽化した瑞江葬儀所を葬儀ができる火葬場に建て替えること。
⑧まちづくりや動物愛護行政もふまえて、ペット火葬場・ペット霊園の設置や規制のあり方について、検討を行うこと。
⑨都立動物園の整備を推進し、動物とふれあう機会を拡大するとともに、種の保存、繁殖促進などの機能を拡充すること。都立の動物園や水族園の入園料を引き上げないこと。
⑩歴史的にも貴重であり、アトラクションとしても欠かせない上野公園のモノレールは維持・存続すること。
⑪葛西臨海水族園の建て替えにあたっては、都民の要望を配慮し、その建築的価値に鑑み、専門家の意見を重視すること。

（3）希少動植物、生態系の保護対策及び害獣・害虫対策の強化
①東京版レッドリストに指定されている希少種を保護種として保全区域を定め、区域内での開発を規制するとともに、保全区域の公有化を促進すること
②保全地域等の希少種、外来生物等の生息生育状況の調査を行うこと。
③都内中小河川、干潟等の水生生物・魚類等の実態、および自然公園、都立公園における動物の実数を把握する調査を行い、生物多様性を配慮し、保護対策を強化すること。
④森林被害の拡大を防ぐため、シカ、イノシシなどの対策を強化すること。
⑤伊豆大島のキョンの駆除のために対策を拡充すること。大島町へのさらなる財政支援と、中長期的に島内に銃猟捕獲従事者の育成・確保を図ること。

（4）世界自然遺産・小笠原諸島の自然保護対策の強化
①世界自然遺産に登録された小笠原諸島の自然保護を、強力に進めること。外来種対策を強化すること。

（5）温泉掘削の規制強化
①都内での温泉掘削は総量規制の立場から抜本的に見直し、営利を目的とした掘削・利用は許可しないこと。

６０　大気汚染などの公害対策、アスベスト対策の強化

（1）大気汚染対策の強化
①都の大気汚染健康障害者医療費無料化制度は新規認定を再開し、全額助成で復活すること。国、自動車メーカー、および首都高速道路株式会社に対し、制度再開に必要な財源を追加拠出するよう、強力に働きかけること。
②国に対し、大気汚染公害患者に対する医療費救済制度を創設するとともに、道路沿道など汚染の激しい地域は現行の公害健康被害補償法なみの補償制度を創設するよう、強く働きかけること。
③一般大気環境測定局、自動車排出ガス測定局を増設すること。また、設置場所は実態を正確に表す場所になるよう総点検し、設置すること。上馬自動車排ガス測定所は一刻も早く再開すること。測定所が休止することのないよう対策を講じること。

④国や近県と連携し、ＰＭ２．５対策に取り組むこと。国にＰＭ２．５の環境基準値の強化を求めるとともに、都として独自の強化した基準をつくり、規制すること。体内に容易に進入し、様々な健康被害をもたらすナノ粒子の測定と規制強化を行うこと。
⑤大規模事業所へ低公害車の導入促進を求めること。都心部への基準不適合車の流入、大型車の走行規制など総量規制による汚染対策をすすめること。生活道路への大型車両の進入規制など講じること。
⑥ロードプライシング、パークアンドライドなど、自動車利用からのシフトを促進する施策の検討・強化を進めること。
⑦歩道、植樹帯、環境施設帯、防音施設、低騒音舗装など、道路構造の改善を強化すること。
⑧高速道路、幹線道路沿道の住民の生活・健康などの総合調査は、対象・項目を大幅に拡大して再開し、継続的にモニタリングすること。
⑨窒素酸化物（ＮＯｘ）の調査は大気汚染の検証に重要であることから、NO_2測定運動への補助を復活すること。
⑩窒素酸化物、自動車排ガス、黄砂など光化学スモッグの発生防止対策を確立すること。光化学スモッグ発生時の自動車乗り入れ規制などの対策を実施すること。
⑪中小企業を支援してＶＯＣの排出を抑え、光化学オキシダントの発生メカニズムの解明を進め、環境基準達成にむけて対策を講じること。

（２）土壌・地下水汚染対策の強化
①調査メッシュの強化、地歴の遡及期限の延長など、汚染の見過ごしをなくすための措置を強化すること。また、小規模事業所が行う報告、処理対策への援助を行うこと。対策費用に対する融資制度を創設すること。
②ダイオキシンや六価クロムなどの有害物質で汚染された土壌については、情報公開を行うとともに、恒久化処理による無害化、臭気対策を進めること。
③土壌汚染物質除去等に対する技術的支援の強化、および情報の共有化を図ること。

（３）河川汚染防止対策の強化
①区市町村が実施する、河川・水路の浄化対策に対する財政支援を拡充すること。
②東京湾および臨海部の水質浄化を促進し、富栄養化防止対策を強化すること。
③隅田川など都内中小河川の広域監視体制を復活し、自然と緑を生かし、湧水の保全などに努め、親水性を高めるとともに、水質改善を進めること。
④奥多摩湖などの水質浄化を進めること。
⑤利根川上流域の自治体と協力し、川上からの水質浄化を進めること。

（４）騒音、振動、低周波音への対策の強化
①WHOの騒音についてのガイドラインなど、国際的到達点を研究調査し、環境規制行政に生かすこと。
②航空機騒音の実態を調査し、測定所の増設を図ること。また、環境基準をこえている地域のすみやかな防音対策を実施するとともに、都として航空機騒音による健康調査を行うこと。
③高速道路および鉄道の騒音、振動、低周波音による住民の健康被害を防止する対策を強化すること。高速道路床全体の振動を抑える制振装置を設置し、低周波音の健康への影響について調査・研究を進めるとともに、環境アセスメントでの影響調査に反映させるなど、対策を強化すること。とくに高架下の福祉施設などの利用者について、健康影響調査を行い、対策を講じること。
④既設・在来線を含めた鉄道騒音、振動にかかわる環境基準を都として独自に設定し、事業者に実態と被害の調査を行わせるとともに、ノージョイント化など必要な改善対策を講じさせること。

（５）電磁波対策、「光害」対策の推進

①WHOの勧告をふまえて電磁波に関する環境基準を早急に設定し、予防的考え方に基づいて磁界の強さについての安全指針をつくるとともに、予防のための磁界測定などの対策をとるよう、政府に求めること。

②電磁波の健康への影響に関する研究・調査を進めること。

③公共施設、商業施設、大規模建築物、道路等における屋外照明や広告物などによる、「光害（ひかりがい）」の防止対策を推進すること。過度な照明やサーチライト等の使用を規制するガイドラインをつくること。

（６）アスベスト対策の強化

①国に対し、民間建築物のアスベスト使用調査の補助を打ち切らないよう求めること。都内のアスベスト使用状況を都として調査し、把握すること。

②アスベストを製造、販売、使用、廃棄した企業の追跡調査を行うとともに、曝露者救済、アスベスト追跡調査など業界、企業に社会的責任を果たさせるよう国に求めること。

③環境省が行っている「石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査」に東京都も協力し、対象地域になるようにすること。

④環境曝露、家族曝露、補償制度のない自営業者など被災者に対する補償制度を確立するよう国に求めること。都としても支援を行うこと。建設従業者への検診補助、がん対策事業を新設すること。

⑤解体工事にともなう吹きつけアスベストの飛散防止対策を強化すること。解体工事での届け出を徹底させること。

⑥非飛散性（成型板）アスベストは、解体工事、保管・処理・処分のルートづくりと、中小企業のための保管施設の確保など、都の支援を強めること。

⑦中皮腫などアスベスト被害による疾患の診断・治療の専門医の育成、および医療体制の充実を進めること。アスベスト被害者の健康調査について都として助成制度を設けること。

⑧再生砕石製造業ではスレート等の搬入防止を推進し、施設での大気測定を周知徹底すること。

（７）化学物質等の対策の強化

①化学物質過敏症、環境ホルモンの悪影響、健康被害など現状把握および人体や生態系への影響等の調査研究を推進すること。ダイオキシン、ＰＣＢの総合対策を強化すること。

②工場跡地、清掃工場周辺の大気、水質、土壌の調査および母子等の健康調査を実施し、有害物質の汚染実態を把握するとともに、区市町村に情報提供すること。区市町村が実施するダイオキシン類調査等に対する財政支援を行うこと。

③フロン等の排出削減対策を拡充すること。

④可燃性が高く、しかも水による消火が適さない化学物質を扱っている事業所、工場、研究所の許可施設、届け出施設については、施設ごとに危険物の扱い方法、消防用装備・施設、消火体制等の一斉点検を行うこと。火災についての効果的、十分な消火器、消火剤、体制を確保すること。また、化学機動中隊の拡充を図ること。

（８）環境科学研究所の拡充

①環境科学研究所を都直営に戻すとともに、調査研究体制を拡充し、研究者の育成を強化すること。非正規の研究者・職員を、希望に応じて正規雇用化すること。

６１　廃プラスチック、廃棄物対策の強化

（1）廃プラスチック対策

①廃プラスチック対策は、削減を最優先とし、削減に向けた明確な目標を設定すること。熱回収は最終手段とし、マテリアルリサイクルを進めていくこと。区市町村と連携を深め、プラスチックの分別回収を進めること。使用の抑制や回収のため、プラスチック削減のため必要な啓発を行うこと。

②河川、港湾など都の水域でプラスチックの流出量調査を、年間を通じて行い、水面清掃を強化すること。都内で滞留している廃プラスチックの実態を調査し、回収業者への支援を行うこと。

③再生プラスチック、バイオプラスチックを製造する業者を支援すること。

（2）リサイクル・再資源化の推進

①家電リサイクルにおいて小売業者の遵守すべき基準の設定、回収・リサイクル料金の見直しを進めること。小規模小売店、消費者の負担軽減を進めること。

②区市町村と連携し、事業系ごみの多種分別収集を促進するとともに、福祉施設等の負担を軽減すること。中小・零細業者へのリサイクル・再資源化のための負担軽減を強化すること。

③コンポスト化の取り組みを拡大するために、都立施設への設備の設置、区市町村が実施する助成制度への財政支援を行うこと。商店街や大規模店舗などへの設備の設置を進めること。

④事業系食品残渣のバイオエネルギー化、堆肥化など資源化を実施すること。食品ロス、食品廃棄物対策を推進すること。

⑤スマートフォン、ゲーム機等の小型家電製品の回収を強化し、資源化を徹底すること。

（3）廃棄物の発生抑制、減量対策等の強化

①製造段階での発生抑制など、生産者の責任を明確にした減量対策を促進すること。

②東京都廃棄物処理計画にもとづき、区市町村が各年度の家庭ごみの削減目標を達成できるよう十分な支援を行うこと。

③企業による廃棄物の減量・リサイクルを推進するために、東京都が訪問、調査、指導の徹底など積極的な役割を果たすこと。

④建設残土の抑制と適切な管理、リサイクルの推進を行い、一定規模の建設残土の搬出についての届け出、一定規模の埋め立てについての許可、埋め立て状況の報告などを義務づける条例を策定すること。建設残土・廃棄物の発生源となる不要不急の大型開発を見直すこと。

（4）産業廃棄物の処理の推進

①９都県市で連携した産業廃棄物対策を強化すること。都としても「産廃Gメン」の拡充、不法投棄、野焼きの監視と規制の体制を強化すること。

②建設廃棄物（建設廃材、建設泥土）の減量を促進するとともに、リサイクル施設整備や仕組みづくりを促進すること。

③一定規模以上の開発計画については、条例で定められた廃棄物処理施設確保の事前協議制度をさらに強化すること。

（5）大規模処分場の見直し

①建設残土、河川、港湾のしゅんせつ土のリサイクルを徹底し、新海面処分場の減容と延命化を進めること。

（６）災害廃棄物対策の強化

①災害が起きた際の廃棄物処理について、区市町村の計画策定を支援すること。また、広域的な処理体制などを検討、整備するための技術的財政的支援を行うこと。

〈18〉住宅・地域交通など生活基盤の整備を進める

６２　「居住の権利」を保障する住宅施策への転換

（１）都営住宅の新規建設再開、家賃補助制度の実施で、都民に安価で人間らしい居住の保障を

①都民の居住水準、居住費負担、住環境等の基準を都として定め、実現を図ること。公共住宅の新規建設や低家賃の借り上げ住宅の提供、良質な民間住宅の供給の誘導などを推進するため、住宅政策本部を住宅局へと格上げするとともに、各地域の住宅建設事務所の抜本的な増員・強化を行うこと。

②都営住宅の新規建設を再開し、大量建設を進めること。建て替え時に戸数を増やすこと。

③借り上げ都営住宅制度を実施し、借り上げによる都営住宅整備を進めること。とくにＵＲ住宅や公社一般賃貸住宅の活用について、関係機関とともに検討すること。

④住宅に困窮している低所得者、若者、子育て世帯、高齢者、障害者等に対して、都として直接補助する家賃助成を実施すること。国の家賃補助制度は、補助を 10 年で打ち切る、借主ではなく大家に補助するなど使い勝手が悪いため、期限を切らない、借主に直接補助するなどスキームの抜本的改善を国に求めること。

⑤低所得者、高齢者、障害者についてそれぞれ住宅確保要配慮者の専用住宅の目標を都として定め、登録を積極的に推進すること。

⑥「ＴＯＫＹＯチャレンジネット」の住宅支援の対象と規模を思い切って広げるなど、離職者・失業者、ホームレスへの低家賃住宅の確保と提供を行うこと。

⑦所得に応じた適切な家賃で、一定の居住水準が確保された「アフォーダブル住宅」の提供にむけた施策を実施すること。最低居住面積水準未満の住宅を 2025 年度末までに解消するという目標を達成するため、実効性のある具体策を実施すること。

⑧五輪のレガシーとして、選手村については、都営住宅やアフォーダブル住宅、特養ホームや低家賃のサービス付き高齢者住宅などを一定数以上、提供すること。

⑨都民の住宅事情を明らかにするため「東京都住宅白書」を発行すること。

（２）居住支援協議会の拡充・強化

①都の居住支援協議会にＮＰＯなどの居住支援団体を加えたり、低所得者・高齢者・子育て世代など分野ごとの部会を設置して個別分野の支援策の抜本強化をはかるなど、住宅確保要配慮者への支援を強化すること。

②都の支援を強化し、早期に全区市町村に居住支援協議会を設立すること。

（3）空き家対策・ 空き家活用の推進

①民間空き家の改修や老朽空き家の除却を支援する空き家利活用等区市町村支援事業について、都の補助割合や補助上限額を引き上げるなど、さらに使い勝手のよい制度にするよう拡充すること。

②老朽空き家除却後の固定資産税の軽減を行うこと。

（4）団地再生の推進

①都と自治体、まちづくりと福祉・医療の専門家、住民団体等による、「団地再生協議会」を設置すること。

②壊して建て替える方法だけでなく、既存の建物を生かして、環境への配慮、住民によるコミュニティの継続を大事にした団地再生を重視して進めること。

（5）住宅をめぐる貧困ビジネスのへの規制強化を

①「重層長屋」、脱法ハウス、追い出し屋など住宅をめぐる貧困ビジネスについて、実態を調査し、適切な規制を図ること。

②土地所有者が建てたアパートなどを一括借り上げし、入居者に貸し出す「サブリース」契約において、土地所有者に一方的に家賃値下げを求め、拒否すれば契約解除すると脅迫するような悪質な行為が問題になっていることから、実態を調査し、適切な措置をとること。

（6）都営住宅の入居資格、整備基準等の改善

①都営住宅の入居収入基準を、元の月収 20 万円に戻すこと。また、裁量階層の収入基準を月収 25 万 9000 円に引き上げ、新婚家庭にも拡大すること。

②「使用承継」の基準を元に戻し、一親等までの承継を認めること。少なくとも収入が著しく低額な同居者については追い出さず、承継を認めるよう検討すること。また、現在の使用承継の例外許可条件のなかの「病弱者」の認定について、都立病院や都公社病院だけでなく、かかりつけ医の診断書も認めること。

③建て替え予定のため空室になっている住戸を学生や若者単身者向けとして活用するなど、都営住宅への若い世代の入居と自治会活動への参加を進める施策に取り組むこと。

④家賃の全額免除制度を復活すること。特別免除制度は元に戻し、新たに原爆被爆者を減免対象に加えること。

⑤都営住宅の単身高齢化を進める原因の大きな一つになっている型別供給制度を見直すこと。単身世帯の退去後に若い世帯が入居できるようにするためにも、建て替えにおける面積や間取りを見直すこと。

⑥都営住宅入居者の居住水準の向上のためにも、都内賃貸住宅居住者の居住水準の引き上げのためにも、都営住宅の面積基準は「誘導居住面積水準」まで引き上げること。単身者の住戸は、介護者や訪問した家族が寝泊まりできる、介護ベッドや車いすを使っても快適に生活できることなどを一つの基準として設計すること。

（7）都営住宅の管理・運営の改善

①都営住宅管理は、公共性を重視する立場を堅持し、営利企業を指定管理者には指定しないこと。

②建て替え計画は、少なくとも２年前に住民に説明し、計画の一方的なおしつけはしないこと。移転には十分な時間を保障するとともに、引っ越し費用を引き上げ、事前に支給すること。また、不要な家財道具を住棟の解体といっしょに処分することを認めること。

③長期の空き室を放置せず、すみやかに公募にかけ、募集戸数を増やすこと。事業用の空き室についても、建て替え計画を精査し、過大な空き室をもたないこと。

④期限付き入居制度は廃止すること。若年世帯入居枠を都内全地域に拡大すること。毎月募集枠は交通不便地域に限定しないこと。

⑤減免申請手続きが困難な高齢者等には、自動的に減免が受けられるようにすること。収入調査にあたって同

意書の提出を強制しないこと。

⑥都営住宅の建て替え、大規模団地再生計画、住宅改善などは、住民の意向を十分尊重して進めること。エレベーターの基数を減らすなど従前居住水準を低下させるようなことは行わないこと。建て替え後も住み続けられるよう、家賃軽減措置を拡充すること。団地の長寿命化を進めること。

⑦孤独死予防対策や認知症高齢者への支援、高齢者の見守り支援を強化すること。巡回管理人を増員してきめ細やかな相談に応じられるようにするとともに、高齢化率の高い都営住宅にＬＳＡ（生活援助員）を配置すること。

⑧本人設置の給湯器・風呂釜・浴槽については、公費負担による取り換え・更新を早期に実現すること。畳取替えの公費負担など修繕負担区分を見直し、居住者負担を軽減すること。少なくとも、ＵＲ住宅や公社一般賃貸住宅と同様に畳やふすまの取り替え、壁の塗り替えなどを公費負担で行うようにすること。計画修繕の完全実施、階段手すりへの点字表記の設置などのバリアフリー化、窓枠アルミサッシ化などを進めること。

⑨すべての都営住宅にエレベーター設置を早期に完了させること。予算を大幅に引き上げるとともに、建築関係法規などとの関係で、エレベーター設置に困難をきたしている階段室型住棟で、設置を促進するために、建築法規や技法について研究を進めること。

⑩自治会の負担軽減のためにも、共益費の代理徴収や団地内の草刈り等の代行について費用の軽減をはかること。省エネ、共益費負担軽減、電灯の交換作業の軽減に役立つ共用部分の電灯のＬＥＤ化を早期に完了させること。自治会の意見を聞く場をもうけ、出された意見を施策に生かすこと。

⑪居住者から批判の多いコールセンター方式はやめ、人員も拡充して従来の窓口センターでの受け付けに戻すこと。また、夜間緊急対応体制を強化すること。

⑫外国人居住者に対して居住のルールを、都や都住宅供給公社が責任もって伝えること。

（８）住宅供給公社住宅の増設・拡充

①住宅供給公社の定款にふさわしく、勤労世帯の生活の安定や社会福祉の増進に寄与する住宅整備を進めること。少子高齢社会に対応する地域優良賃貸住宅、サービス付き高齢者住宅についても整備を進めること。

②一般賃貸住宅の家賃の設定は、「近傍同種」でなく「応能負担」を基本とした制度に改めること。継続家賃が、同水準の住戸の募集家賃を上回る状態が生まれた場合は、速やかに是正し、家賃負担を軽減すること。居住者代表も参加する「賃貸住宅管理問題調査会」を早急に開催すること。

③低所得者、母子、障害者、高齢者への家賃減免を拡充するとともに、失業・疾病など収入激減者への家賃減免制度を確立すること。都による住宅供給公社への財政支援を行い、都営住宅入居基準を満たす低所得者に対して新たな家賃減額制度を創設すること。

④再整備・建て替えにあたっては、計画を早期に提示し、居住者の合意を前提とすること。建て替えによって高額となった家賃のもとでも従前居住者が住み続けられるよう、ＵＲの建て替え住宅に対して国が補助しているように、都補助金を復活させて家賃の減額制度を抜本的に拡充すること。高齢者むけ施設や保育園の整備を進めること。建て替え時に55歳以下だった家族でも、世帯主の死亡後も家賃減額措置が継続されるよう検討すること。

⑤期限付き入居については廃止を含めて検討すること。

⑥既存公社住宅のバリアフリー化、窓枠やドアのアルミサッシ化、駐車・駐輪場、集会所等の増設など、住環境整備へを進めるため、営繕工事促進のための都補助金を復活させること。階段室型住棟へのエレベーター設置を進めること。浴室や洗面所、トイレなどのカビ防止塗装工事を実施すること。

⑦畳表やふすま、障子の取り換えについても大家である都住宅供給公社の負担とするなど居住中の修繕の負担区分をさらに見直し、居住者の負担軽減をはかること。

⑧公社住宅の耐震改修・補強工事を促進すること。

⑨自治会と連携した高齢者見守りサポート制度やIOTを利用した高齢者見守りサービスなどを導入すること。

（９）区市町村への支援の拡充

①区市町村の住宅施策への財政的・技術的支援を拡充・強化すること。区市町村による公営住宅・公立住宅・サービス付き高齢者住宅整備への支援を強化し、用地費助成を実施するとともに都有地の提供を促進すること。

②区市町村移管された都営住宅にエレベーターを設置する区市町村に対し、財政支援を行うこと。

（１０）分譲マンション対策の拡充

①マンション条例の運用にあたっては、都の立ち入り調査権の乱用防止に努め、また、管理組合代表等も参加する協議会を設置するなどして居住者の要望や意見を積極的に生かせるよう努めること。

②都として「マンション白書」を定期発行すること。

③分譲マンションの大規模改修・改築や建て替え、耐震診断・補強、劣化診断、バリアフリー化、省エネ化、アスベストの除去等に対する助成をはじめとした財政的・技術的支援を拡充強化すること。エレベーターのない中層マンションへのエレベーター設置など今日的に求められる水準へのマンションの改修を強力に支援すること。

④建築基準法で一定規模以上のマンションに義務づけられている建物や設備の定期報告制度に基づく「定期診断」に対して、公的補助を行うこと。

⑤貯水槽の検査・清掃に助成するとともに、マンションの水道直結給水化への支援を拡充すること。

⑥マンションの変電機を電力会社の負担で小型化し、電力会社が無償使用している変電室を他の目的に活用可能にするよう、事業者に求めること。変電機・変電室の浸水対策について支援すること。危険な白ガス管の交換はガス会社が責任を持って早急に行うよう、事業者に求めること。

⑦ゴミ置き場用の土地、管理室、集会場、機械室、管理組合法人の保有する固定資産については、その公共性にふさわしく、固定資産税を減免すること。

⑧マンションの防災対策が前進するよう都として区市町村やマンション管理団体等と連携し、マンションの防災組織や防災計画、備蓄確保、防災訓練の定期化など、ガイドラインも活用して、具体的に支援すること。

⑨マンション管理組合の育成支援を進めること。区市町村が、マンション管理組合を自治会・町会と同等に扱うよう働きかけること。

⑩管理組合が、東京都防災・建築まちづくりセンターが実施しているマンション管理アドバイザー、建替・改修アドバイザーの派遣事業を利用する場合、その費用を助成すること。また、管理組合がアドバイザーを選ぶことも可能にすること。

⑪区市町村の相談体制整備等への支援を強化すること。都と区市町村、専門家の三者が連携してマンションを訪問し、聞きとりを行い、相談に乗るマンション啓発隊の取組みを、耐震補強の分野で継続・拡充するとともに、マンション管理の分野でも行うこと。

（１１）民間賃貸住宅居住者への支援の拡充

①所得税等の「家賃控除」を創設し、家賃減税を実施するよう、国に求めること。

②外国人、独身者、障害者、高齢者、ひとり親世帯、性的マイノリティなどへの居住差別をなくし、だれもが安心して賃貸住宅を借りられるよう、公的な保証制度を確立すること。高齢者住宅財団の「家賃債務保証制度」や東京都防災・建築まちづくりセンターが行っている「あんしん居住制度」加入者への保証料助成などによる入居者支援を行うこと。

③あんしん賃貸支援事業にもとづいて、自治体が斡旋する家賃保証会社については、賃借人に著しく不利益で不当な条件が付されたり、強引な取り立てが行われたりすることが無いよう調査し、悪質な業者については

指導を強化するなど、不法行為の取り締り対策を講じること。
④賃貸住宅紛争防止条例の周知徹底と賃貸住宅トラブル防止ガイドラインの普及を図ること。民法や国の賃貸住宅標準契約書の改正をふまえ、契約期間中の賃借人による修繕の規定、物件の一部滅失等による賃料減免など重要なルール改定などについて都のガイドラインに記述を加え、内容を拡充すること。

（１２）戸建て住宅への支援の拡充
①住宅リフォーム助成を都として実施すること。また、住宅リフォーム助成を実施する区市町村への財政支援を実施すること。
②住宅リフォームと、耐震化、創エネ・省エネが同時に促進される支援を行うこと。
③耐震化、不燃化を行った住宅への固定資産税、都市計画税の減免制度を継続・拡充すること。多摩地域の住宅でも固定資産税・都市計画税が減免されるよう、都として市町村への支援を行うこと。

６３　「移動権」「交通権」を保障する交通政策、交通バリアフリーの推進

（1）総合的な地域交通政策の推進
①すべての都民の「交通権」「移動権」を保障する総合的な地域交通政策を確立し、推進すること。
②都として「地域交通基本計画」をつくり、計画的に地域交通整備を進めること。区市町村による「地域交通計画」の策定、および地域交通整備の取り組みに対し、財政的・人的支援を行うこと。
③駅やバス停からの距離だけでなく、高低差を考慮するなど、高齢者や都民の生活実態をふまえて、香つ不便地域に対する移動支援対策を進めること。
④渋滞解消を進めるとともに、既存の道路ネットワークを有効に活用するため、公共交通への乗り換え促進、都心部への乗り入れ規制などの交通需要マネジメント（ＴＤＭ）、最新のインターネット技術を活用して効率的な信号制御などを行うことで渋滞解消等を図る高度道路交通システム（ＩＴＳ）の導入を促進すること。

（2）バス、鉄道など公共交通の整備
①路線バス運転手の深刻な人員不足の打開のため、運転手採用の改善や労働条件の改善に努めること。資格の取得・技能の育成を独自に行うなど、運転手育成に努めること。
②バス路線の維持・拡大にむけた支援を強化すること。
③バス専用レーンやバス優先信号帯の設置などの整備を促進すること。
④ノンステップバス・フルフラットバスなど、乗り降りしやすいバスの導入を民間もふくめて促進すること。
⑤ドア・ツー・ドアのタクシーを、少子高齢社会に対応する公共交通のひとつとして位置づけて、高齢者、子育て世帯、障害者等のタクシー利用を、支援すること。だれにも乗り降りしやすいタクシーの整備を促進し、回転式シートの普及を図ること。
⑥区部周辺部の環状方向、多摩南北方向、八王子・町田、多摩西部地域への公共交通の整備を進めること。都営大江戸線や多摩都市モノレールの延伸について具体化を進めること。その際、乗降客の増加を理由とした地域開発を強要しないこと。鉄道の敷設に伴う道路整備や駅舎・駅周辺の整備については、住民参加で理解と納得を得ながら進めること。
⑦地元区などに巨額の整備費負担を課すにもかかわらず、東急多摩川線の全駅を通過するだけで、沿線住民の利便性は向上しない新空港線（蒲蒲線）については計画を中止すること。

（3）コミュニティバスへの支援の拡充

①都としてコミュニティバスへの支援を抜本的に拡充すること。試運行開始日から３年までという運行費補助の年限を撤廃し、現行の「地域福祉推進区市町村包括補助事業」とは切り離して個別補助事業を立ち上げることもふくめ、初期経費だけでなく運行維持を支援する制度に拡充すること。少なくとも運行費補助の年限を、段階的に延長すること。

②車両購入費補助について、「１路線当たり１回かぎり」「単年度での補助対象路線は１路線」「既存路線の車両増に対する補助は行わない」などの要件を緩和すること。

③運行費、車両購入費、調査・検討費の補助基本額、および補助率を引き上げること。バス停の施設整備費も補助対象にすること。

④既存バス停や鉄道駅から半径２００㍍以遠の地域を走行すること等の「交通空白地域」の要件を緩和し、２３区のコミュニティバスも、補助を受けることができるようにすること。

⑤都バスによるコミュニティバス事業を推進し、拡大すること。

⑥コミュニティバスへのシルバーパスの適用が促進されるよう、運賃補償額算定方法の見直しを行うなど、都の支援を拡充すること。

（4）自転車の活用促進と安全走行の環境改善

①自転車レーン、自転車専用道の整備を促進し、大幅に延長すること。歩道、自転車レーン、車道の３つの道路分離と併設を促進し、自転車ナビレーンの路面表示を拡充すること。自転車推奨ルートのネットワークを系統的に拡大すること。

②都として、区市町村が実施する自転車シェアリングを積極的に支援すること。

③区市町村や民間事業者による駐輪場等の整備を促進するため、財政支援や、都有地の無償・低額での貸し出しなどの支援を行うこと。

④自転車通勤を推奨する中小企業の駐輪場・更衣室などの環境整備に対し、財政支援を行うこと。

⑤自転車利用者がルール・マナーを学び、身につけるための普及・啓発活動を学校、事業所、自転車販売業者などと連携して安全利用対策を進め、自転車による事故防止対策を強化すること。

（5）駅・ホームの改善、鉄道の安全対策の推進

①都内すべての駅への、可動式ホーム柵（ホームドア）設置を進めること。障害者が多く利用する駅や要望が強い駅には優先的に設置すること。

②内方線付き・ＪＩＳ規格対応の点字ブロックや、音声・音響・光等により列車の接近を知らせる装置などの整備、ホーム上の安全を確保する人の配置をはじめ、ホームからの転落防止対策を、鉄道事業者と共同して推進すること。

③鉄道会社とともに、視覚障害者団体等とホーム上の柱など駅構内の危険箇所について全面的な調査を行い、適切な安全対策を施すこと。

④階段やエスカレーター、エレベーターの位置や改札の箇所、改札口からホームやトイレへの動線などがわかるよう、音声案内の設置や点字によるパンフレット作成などを行うこと。

⑤鉄道の駅、車両の移動・情報をはじめとしたバリアフリー化を支援し、必要なすべての場所へのエレベーター、エスカレーター設置を推進し、要望のある所は複数ルートの設置を行うこと。

⑥「開かずの踏切」の解消にむけた対策を強力に推進すること。踏切の安全対策を強化すること。

⑦鉄道の高架化、複々線化、地下化への支援を強化し、地元負担の軽減を図ること。高架や地下などの方式の選択にあたっては、騒音や景観などの環境面や立ち退き件数、地元要望の有無などについて詳細に調査し、その内容を公表し、住民合意を尊重すること。駅前再開発などのおしつけを行わないこと。また、高架下の

利用については、地元の商業関係者、住民などとの丁寧な協議を行い、理解や合意のもと進めること。

（６）都営交通の充実

①都営交通の料金の引き下げを進めること。児童・生徒の通学定期の割引を拡大すること。

②都民の貴重な足である都バス運行路線の廃止、運行本数の削減をしないこと。交通不便地域などの都バス路線開設の要望に、積極的にこたえること。

③都バスの民間委託はしないこと。運転手は都職員を正規採用とするとともに、増員すること。

④都バス停留所での接近表示、上屋・ベンチの整備を促進し、都民サービスの向上に努めること。

⑤都営地下鉄の駅務の民間委託を中止するとともに、駅員の増員を行うこと。また、保線業務などについても直営を基本とすること。

⑥都営浅草線全駅へのホームドア設置を確実に進めること。

⑦駅、車両の移動や情報提供のバリアフリー化、乗換駅や利用者の多い出入り口等へのエレベーター、エスカレーター設置を促進すること。

⑧視覚障害者もエスカレーターを利用できるよう、誘導ブロックの敷設、音声案内など整備を拡充すること。

⑨清潔で使いやすいトイレへの改修を進めるとともに、だれでもトイレには大型ベッドの設置を促進すること。

⑩都営地下鉄の車両を増やすとともに、快適な車両の導入をすすめること。日暮里・舎人ライナーは沿線の人口推計も考慮して、中長期的に車両を増やすなど必要な設備投資を進めること。

⑪利用者の利便性向上にむけ、都営地下鉄と東京メトロのサービスの共通化・一体化を進めること。都営地下鉄の初乗り料金をメトロなみに引き下げること。

⑫駅、車両、バス停留所の照明のＬＥＤ化、地上駅、バス営業所等への太陽光発電の導入を促進すること。

⑬交通局の水力発電は直営を継続し、増強を図ること。

（７）交通安全対策等の推進

①信号機の設置を促進するとともに、音響式信号機、非常用電源装置の設置を進めること。歩車分離式信号を増設し、交差点での事故防止対策を強化すること。

②高齢運転者の事故を防止するため、道路上の危険個所の点検し、交差点改良や間違いにくい標識、道路構造など交通環境の改善に努めること。

③免許更新時の高齢者講習等、高齢運転者の増加に相応した講習場所及び人員の増配置を行うこと。また、保健師の配置を増やし、作業療法士も配置すること。

④地域福祉、在宅医療・看護・介護を推進するため、在宅医療、訪問看護、助産師、ヘルパー派遣、地域福祉団体等による配食サービスなどの車両に対し、「駐車禁止等除外標章」の適用を拡大すること。

⑤身体障害者に対する「駐車禁止等除外標章」の適用対象を、さらに拡大すること。

⑥駐車違反の取り締まりは、障害者・高齢者や、スクールバス等については配慮すること。

６４　防犯対策の推進

（１）都民の安全・安心を確保するための警察官の現場体制の強化

①都民の安全・安心を確保するため、地域の必要性や要望を考慮して計画的に交番を設置し、警察官の常駐化を進めること。

②警視庁の予算や人員配置を、警備・公安中心から、刑事・防犯中心に切り替え、地域の安全・安心を守る交番

やパトロールなど現場体制を抜本的に強化すること。

（2）青少年・子ども・女性を守る取り組みの強化

①ネット犯罪から青少年を守るため、インターネット利用の十分な知識を得る啓発活動を強化すること。

②犯罪につながるようなインターネット上の書き込みに対し、被害者を生まない見地から対策を強化すること。

③若い女性に対するＡＶ出演の強要や性的暴行、ＪＫビジネスなどの防止のため、被害者の保護、犯罪の実態調査などの体制を強化すること。

④青少年が犯罪に巻きこまれる危険のある繁華街などでの生活安全指導の強化など、都として対策を強化すること。

⑤犯罪から子どもたちを守るため、学校の防犯対策や登下校時の安全対策については、学校・地域・行政との連携で促進すること。

⑥都立学校への警備職員の配置など、学校の安全に万全を期すこと。区市町村立学校での警備員配置や、学童保育や放課後対策の子どもの付き添い・見送りなどの防犯対策に支援を行うこと。

（3）ギャンブルの社会的弊害の防止、麻薬・覚せい剤や危険ドラッグ対策の強化

①違法カジノなどの取り締まりを強めるとともに、ギャンブル依存症などギャンブルの社会的弊害について、調査・研究をおこなうこと。

②麻薬・覚せい剤、危険ドラッグに対する指導・取り締まり、正確な知識の普及啓発などの総合対策を抜本的に強化すること。

６５　上下水道事業の充実

（1）東京都は上下水道事業の直営を堅持すること

①人の命や暮らしに直結するライフラインを継続・維持するため、上下水道事業はコンセッション方式などの民営化をせず、直営を堅持すること。

②政策連携団体への業務委託拡大は行わないこと。政策連携団体社員の処遇改善ができるようにすること。

③政策連携団体（TSS と PUC）の統合は拙速に進めないこと。自主事業の拡大で、水ビジネスにするような事業展開は行わないこと。

（2）上水道の充実

①福祉施設の水道料金減免の対象を、訪問看護ヘルパーステーションや事務所機能併設などの介護施設や医療機関などにもひろげることをはじめ、水道料金の減免を拡充すること。

②現在ある上水道の減免制度を大口利用者だけでなく中小零細企業者へも拡大し、業種の拡充も行うこと。

③八ツ場ダムについては、地元住民の生活再建への責任をはたすよう国に求めること。

④過大な水需要計画と、それを前提にした「東京水道施設再構築基本構想」を抜本的に見直し、水道料金は値下げすること。

⑤水道管、水道施設、浄水場などの老朽化対策と耐震化・浸水対策を、抜本的に促進すること。

⑥小中学校への水飲栓直結給水化のフォローアップ事業は自治体の求めに応じて継続支援とすること。現在、未施行の都立特別支援学校、都立学校にも実施すること。マンションや公営住宅での直結給水の普及を推進すること。

⑦技能継承ができるよう人材確保・育成を系統的に進め、都民サービスの低下をまねく業務の民間委託は見直すこと。水道局職員の過重労働を是正し、残業時間を抜本的に減らすこと。少なくとも条例定数に定められた職員数を確保すること。
⑧台風、大雪などの悪天候の場合には、水道メーターの検針業務は不可とし、検針員の安全を確保するよう、業務委託会社への指導を徹底すること。

（3）工業用水道のあり方
①工業用水道事業の廃止による企業及び個人の利用者への負担を極力抑えるとともに、今後長期にわたり、利用者の事業経営や暮らし維持のための支援に努めること

（4）　小河内ダムの災害時においての活用
①小河内ダムからの余水吐放流について、大雨などの災害時に、治水目的としてより有効に活用すること、そのための検証を行うこと。

（5）上下水道施設でのエコ化、自然エネルギーの活用
①上下水道施設で、省電力化・省エネ化をすすめるとともに、太陽光発電、小水力発電、バイオマス発電、小型風力発電、下水熱などの自然エネルギーの活用を促進すること。
②施設内で発生する汚泥の再資源化を進めること。

（6）水道局の談合問題
①民間企業との癒着や情報漏えいを一掃するため、民間依存の業務委託について抜本的に見直し、また都の発注先企業への幹部職員の天下りはやめる方向で検討すること。

（7）下水道の充実
①福祉施設の下水道料金減免の対象を、デイサービス併設の介護施設などにもひろげることをはじめ、下水道料金の減免を拡充すること。
②現在ある下水道の減免制度を大口利用者だけでなく中小零細企業者へも拡大すること。
③下水管、下水施設などの老朽化対策と耐震化を促進し、災害用マンホールを増やすこと。
④豪雨時のマンホール溢水対策のため、飛散防止ふたや空気弁内蔵のGVL型ふたへの更新をすすめること。(GLV＝グレーチング・ロックバルブのこと)
⑤下水道貯留槽や、雨水桝、グレーチング蓋を増設し、豪雨時の浸水被害を防止すること、また荒川下流域東部５区の５０ミリ降雨対策を７５ミリに引き上げること。
⑥合流式下水道の改善を急ぐこと。
⑦分流式地域の雨水管の整備を急ぐこと。
⑧都および下水道利用者の負担を増加させることなく、下水道事業を継続的かつ計画的に遂行するために、現行の国庫補助を堅持するよう国に求めること。
⑨流域下水道事業建設負担金の都の負担率を引き上げること。
⑩単独公共下水道事業に関する助成制度の充実をはかること。
⑪老朽化した小規模管きょの再構築のため、補助交付対象にするよう国に求めること。
⑫下水道局職員の過重労働を是正し、残業時間を抜本的に減らすとともに技能継承のため、少なくとも条例定数に定められた職員数を確保すること。

〈19〉都民が主人公の都市づくり・行財政運営に転換する

６６　東京一極集中の是正、持続可能な都市づくりへの転換

（1）　持続可能な都市づくり、「成長管理」型の都市計画への転換

①巨大道路や超高層ビル優先の都市づくりを改め、都市としての成長をコントロールする「成長管理」型の都市計画、都市づくりへの転換を進める立場から、「都市づくりのグランドデザイン」は抜本的に見直すこと。

②都市計画・開発計画は、人口減少や超高齢社会が到来しつつある現状にあわせて、抜本的に見直すこと。

③人口・産業・環境・財政などの総合的な都市アセスメントを実施し、環境との調和を図り、財政負担を抑制する、持続可能な都市づくりに転換すること。

④自動車依存・自動車優先の都市づくりから、自動車の総量を減らす政策に転換すること。

⑤都市計画・開発計画への都民参加と情報公開を促進すること。

（2）くらしやすく、人にやさしいまちづくりの推進

①徒歩圏で日常生活が完結する、「コンパクトなまちづくり」の整備を推進すること。「集約型まちづくり」を口実にした拠点開発はしないこと。

②まちの景観を守る対策を強化し、景観をこわす超高層ビルをはじめとした大型建造物の建設を抑制する対策を講じること。景観保護の規制は緩和しないこと。

③東京都選定歴史的建造物および景観上重要な歴史的建造物指定の制度を拡充し、財政措置を行うこと。

（3）　生活道路の整備促進、巨大道路をはじめとした道路計画の見直し

①外かく環状道路の本線工事を中止し、「その２」の道路計画は中止・白紙化すること。東名高速道路以南の計画化はしないこと。気泡シールド工法による酸欠空気の発生に伴い、いったん工事をストップし、住民もふくめた検証を行うこと。

②莫大な費用がかかり、大型車両の通行の確保策とそれに伴う追加工事の費用なども不明瞭のまま見切り発車をしようとしている首都高日本橋区間の地下化についてはいったん立ち止まり、撤去も含め首都高環状線の在り方の検討を都民参加で行うこと。

③「木密不燃化１０年プロジェクト」にもとづく、住民合意のない「特定整備路線」事業は中止すること。

④都市計画道路の第４次事業化計画の優先整備路線については、地域住民や商店街などに多大な影響をおよぼす路線を中心に、地元住民の参加で大幅に見直すこと。優先整備路線からもれた路線だけでなく、事業認可された路線、優先整備路線も含めすべての都市計画道路について改めて検証し、検証項目には、都民の意見を反映させ、都市計画道路のもたらすデメリットについても項目とし、デメリットが大きかったり、実現性が薄かったりする場合、周囲に都市計画道路も含めた代替道路がある場合などは、中止をふくめた抜本的な見直しをすること。

⑤「第３次すいすいプラン」や、排気ガスが滞留する交差点の改良を進めること。改良整備にあたっては、関係住民の合意を前提にすること。

⑥生活道路の整備を促進すること。自動車優先ではなく、歩行者の安全・安心に配慮した「歩行者にやさしい

みち・まちづくり」を推進すること。
⑦道路の安全性向上のため、道路の補修を大幅に拡充すること。
⑧多摩地域をはじめとした、都道の歩道整備を促進すること。市町村道の整備のため、市町村土木補助を拡充すること。

（4） 都心上空を飛行する羽田空港の機能強化の中止
①都心上空を超低空で飛ぶ飛行ルートを新設する羽田空港の機能強化は、耐え難い騒音、落下物事故、墜落事故などの危険が避けられないことから中止すること。国際線航路の需要に応える方策としては、成田国際空港との分担による枠確保や地方空港の活用などについて、国とともに検討すること。

（5）国家戦略特区、国際金融センター構想の中止
①多国籍企業をよびこむため、新たな巨大開発を推進し、減税などいたれりつくせりの便宜を図る国家戦略特区計画への追随・協力は中止すること。開発事業者への税の軽減、再開発事業の規制緩和、再開発事業組合に対する税制上の支援などは実施しないこと。
②国家戦略特区に関する都市計画審議会等の手続きを、形骸化しないこと。
③外国の金融資本をよびこみ、都民の金融資産をリスクにさらす国際金融センター構想は、中止すること。また、金融センター構想に連動する官民インフラファンドは、都民にメリットが薄いものやリスクが大きいものであり、根本から見直すこと。

（6）巨大ビル優先の「都市再生」事業の見直し
①「都市再生緊急整備地域」の指定を解除し、都民参加で土地利用計画を再検討すること。「都市再生特別地区」制度は廃止すること。
②「都市再生」のための「先行まちづくりプロジェクト」、センターコア内の「地区計画原則化」「特例容積率制度」など大企業・ゼネコンによる大規模開発を支援する誘導策や規制緩和を中止すること。
③超高層マンションの建設を見直し、抑制すること。居住する子ども、妊婦、高齢者等の健康・心理・生活、巨大地震や浸水等の防災対策、建て替え・更新の課題などの調査を行うこと。

６７　過大な港湾整備、臨海開発の見直し、海岸保全施設の整備促進

（1）過大な港湾整備の見直し・耐震改修などの促進
①「国際競争力強化」の名による国際コンテナ戦略港湾建設は、Ｙ３バースなど過大な投資となるものであり中止すること。港湾整備計画は、コンテナ貨物の東京港集中化から近隣諸国の港湾、京浜３港をはじめ国内の各港との連携、活用などへ転換すること。
②港湾の管理運営は自治体管理を原則にすること。
③大企業に対し、大型バースの占用使用料、港湾環境整備負担金、入港料、大型船舶への係船料などの適正な負担を求めること。
④ふ頭、ガントリークレーンなど施設の老朽化などの点検をおこない、更新、耐震改修を早急にすすめ、安全性を確保すること。
⑤ふ頭周辺の交通渋滞の早期解決を図るため、荷主、船社、運送会社など港湾関係者とともに、巨大ふ頭整備以外の方法で抜本的対策を図ること。トラック待機場に女性に配慮したトイレを増やし、衛生管理を徹底す

ること。
⑥船舶から排出される大気汚染物質であるＣＯ２、ＮＯx、ＳＯx、ＰＭ２．５などを削減するため東京港における環境対策を大幅に拡充すること。
⑦湾岸地域における災害時対応マニュアルを作成し、訓練を実施すること。
⑧内部護岸などの耐震化対策を急ぐこと。海岸保全施設の維持、管理は都の直営で行うこと。
⑨ヒアリなど生態系に害を及ぼす特定外来種の対策を強化すること。

（２）中小港湾業者の振興、港湾関係労働者の福祉厚生の充実
①都民生活の充実や中小企業の振興につながる東京港の物流機能の拡充を図ること。
②港湾振興策として、中小港運業の振興、港湾労働者の雇用の創出とともに厚生施設を充実すること。
③中小港湾業者に対し、収益還元方式にもとづき埋立地貸付使用料の減額、水際加算金の軽減、長期・低利の融資を行うとともに、貸付地の権利金の分割納入を認めること。
④２４時間フル稼働に対応する「東京港港湾労働会館」の建設をはじめ、港湾関係労働者のための住宅や宿泊所、休憩所や医療施設など福利厚生施設の整備を促進すること。
⑤東京２０２０大会期間中の交通渋滞対策は港湾労働者の通勤や仕事に支障のないよう努めること。

（３）臨海地域開発の見直し
①カジノ誘致検討を中止すること。
②大型クルーズ客船ターミナルの２バース編成はやめること。
③臨海副都心地域は、未利用地の活用については、ＩＲなどや大企業による大規模開発ではなく、海辺の自然を生かし、都民合意で新たな活用策をつくること。
④大企業を対象にしたＭＩＣＥ推進事業への補助を見直すこと。

（４）調布飛行場の見直し
①自家用機の離着陸および停留は中止すること。また、自家用機の分散移転をすすめること。
②調布飛行場の移設を本格的に検討すること。

６８　都民施策優先の行財政運営への転換

（１）不要不急の大型開発や税金の無駄づかいの見直し、公金の適正管理
①人口減少や超高齢社会が到来しつつあるもとで、右肩上がりの経済成長を前提にした巨大公共事業を抑制し、維持・更新、老朽化・耐震化対策、福祉施設等の整備に、思い切って重点を移すこと。公共事業の計画段階から決定、実施の各段階にわたる住民参加の制度を整備すること。
②福祉・暮らし・教育・防災などにかかわる生活密着型公共事業を拡大し、都民生活の質の充実とともに、中小業者の仕事確保、雇用拡大につながるようにすること。
③都債の新規発行を抑制し、借金返済の負担を軽減すること。リスクが高い外貨建て都債の発行はやめること。
④都が負担する必要のない国直轄事業負担金などの支出をやめること。
⑤海外出張をはじめ、知事および都幹部の出張は、条例に基づいた支出とすること。
⑥不況に苦しむ都民に痛みを強いる、公共料金や利用料・使用料の値上げはしないこと。

（２）都民施策拡充のための歳入確保の推進

①法人事業税の超過不均一課税を１．２倍の制限税率限度額まで引き上げることをはじめ、都としてできうる大企業課税を行い、大企業に応分の負担を求めること。

②ＮＴＴ、東京電力等の道路占用料を引き上げること。

③在日米軍に対する自動車税の減額や個人住民税などの非課税措置をやめること。

④償却資産にかかわる固定資産税の申告期限、賦課期日、資産の区分を見直すこと。

（３）税財政制度について、国に対し以下の事項を要望すること

①消費税を５％に戻すこと。都民の日常生活に欠かせない食料品や低所得者への消費税は非課税にすること。

②大企業に対する法人税減税を中止し、大企業優遇税制を抜本的に見直すこと。

③膨大な昼間人口にともなう行政需要等に見合う地方交付税などの財政措置を、東京都に対して実施すること。また、地方自治体への税源移譲を進めること。

④小規模な事業者の支援のため、償却資産にかかわる固定資産税の申告期限、賦課期日、資産区分を見直すこと。

（４）都立施設の拡充、「構造改革」路線からの転換

①都立病院など都民のための都立施設の廃止・民間移譲や独法化、ＰＦＩ制度、指定管理者制度の導入はやめ、必要な施設の新築、増設、改築等を進めること。

②都の「主要施設の 10 カ年維持更新計画」は、都民施策にかかわる福祉、教育などの施設の維持更新を最優先にする見直しを行うこと。大型施設は長寿命化を進めるなど維持更新にかかる経費を大幅に軽減すること。

③土地信託の契約延長はやめ、貴重な都有地は都民のために使うこと。

（５）　入札契約制度の改善、公契約条例の制定

①都として公契約条例を制定し、労働基準と労働関係法の遵守、労働者の賃金・待遇、請負契約の適正化、事業者の育成等を進めること。

②入札契約にあたって、若者の雇用・育成や、女性の登用などを評価基準にくわえること。総合評価制度の運用にあたっては、企業規模や受注実績だけではなく、防災、環境、地球温暖化防止、雇用確保、法令順守、消防、交通安全、地域社会への貢献などを重視し、総合的に評価すること。中小企業について公平公正な審査を行うこと。

③契約・発注にあたって、中小業者の範囲を資本金１億円以下、従業員１００人以下として、配慮すること。入札参加企業に対する保険加入の義務づけにあたり、大企業についてはただちに加入を義務づけること。中小企業についてはさらに啓発・情報提供を行うとともに、保険加入の実態・労働者の賃金実態などの労働環境調査を行うこと。

④発注者の責務を明確にするための具体化を進めること。入札不調対策として、積算の適正化とスライド条項適用の拡充を図ること。

⑤中小業者、下請け業者に痛みをおしつける低入札をなくす対策を講じること。

⑥談合による不公正な入札・契約を一掃するため、指名停止期間の大幅延長、談合業者の排除など防止対策を抜本的に強化すること。

⑦大規模工事案件などについては、落札者に地元中小企業とのＪＶを義務づけるなどＪＶのあり方について再検討すること。

⑧都が発注する軽易な修繕工事など小規模工事の受注機会を積極的に提供する、小規模工事等契約希望者登録制度を実施すること。

（6）都民サービス充実にむけた職員体制・組織の強化

①総定数抑制・公務員削減の方針をやめ、福祉、医療、教育、消防をはじめ、都民サービス拡充のために必要な正規職員を増やすこと。専門職や技術職の仕事の専門性が継承できるよう、計画的に採用・育成すること。

②都税事務所の総合窓口と郵送受付センターの民間委託は中止し、直営に戻すこと。

③都職員の長時間労働をなくし、残業時間を減らすこと。残業代の不払い、サービス残業を根絶すること。

④管理職ポストの見直しを行い、縮小すること。知事、副知事、局長級の退職金制度の見直しをすること。

⑤都の非正規職員の給与、社会保険加入などの待遇を抜本的に改善し、正規職員への採用を進めること。臨時職員の給与を引き上げること。希望する非常勤職員について雇用を継続すること。非常勤職、臨時職の正規化への転換を進めること。

⑥巨大組織化した都市整備局、福祉保健局のあり方を見直すこと。住宅局を復活させ、総合防災局や青少年の専管組織を創設すること。

⑦地域力向上にむけ地域コミュニティづくりを支援する、コミュニティ行政の組織を設置すること。

⑧総務局人権部の同和担当の２人の課長体制を改め、幅広い人権問題に対応できる体制に見直すこと。

（7）特別区財政基盤の強化

①都区財政調整について、特別区の要望にこたえた需要算定を行うこと。

（8）都民要求の実現めざす大学と東京都の連携の推進

①東京に集積している大学の専門的知見、教育・研究機能、若い学生の力などを、福祉、医療、教育、防災、まちづくり、産業振興をはじめ都政のあらゆる分野で全面的に活かすため、都内大学と東京都の連携促進に取り組むこと。大学と都の連携促進にむけた基本方針と計画をつくること。

（9）都民参加、情報公開、民主的行政の推進

①パブリックコメント制度を実効性あるものにし、実施対象の拡大、期間の延長、よせられたコメントの公開の拡大など、拡充・改善を進めること。

②事業の計画・実施過程において住民参加による「協議機関」を設けるなど、都民意見、都民合意形成のシステムをつくること。

③行政の監視、不正の摘発など権限を持った「行政監視員（オンブズマン）制度」を新設すること。

④都のすべての行政委員会、懇談会などの選任にあたっては、公募委員を加えるなど都民参加を徹底し、原則公開をつらぬくこと。

⑤都の付属機関・都監理団体および報告団体、開発型第三セクターなどの情報公開を進めるとともに、外郭団体の組織と運営は透明性を高めるとともに、公益性・効率性の立場から抜本的に見直すこと。評議員会の会議の公開を進めること。

⑥都民の知る権利を保障するため、情報公開は原則開示とし非開示は最小限にとどめること。開示請求があってから短期間の開示に努め、開示までの期間は１４日以内を厳格に適用し、むやみな延長は行わないこと。現在の非開示や延長の実績を検証し、対応策を検討すること。ＩＣＴを活用した情報公開をすすめること。

〈20〉平和・非核の東京への取り組みを進める

６９　米軍基地の強化反対、撤去の推進

（1）米軍横田基地へのオスプレイ配備計画、基地機能強化に反対を

①ＣＶ２２オスプレイの横田基地配備の撤回を日米両政府に強く求めること。

②オスプレイの首都圏での飛行訓練の中止を要求すること。機関銃の銃口を住宅地に向けて飛行することをやめさせること。国にオスプレイの飛行調査を再開するよう求めるとともに、都としても関係自治体との連携で周辺住民の聞き取りもふくむ、オスプレイの飛行高度、飛行範囲や訓練頻度、騒音などの訓練実態及び住民影響の調査を独自でおこない、公表すること。

③オスプレイの重大事故の調査報告書を全面公開・提供させるとともに、原因究明と安全対策が行われるまで、オスプレイの飛行を中止するよう求めること。

④横田基地及び周辺の超法規的な低空飛行、パラシュート降下訓練、物資投下訓練、深夜早朝の訓練等をやめるよう求めること。

⑤横田周辺でのＦ35 等の機体整備・エンジンの修理・テストを中止するよう政府に求めること。

⑥「平時」から先制攻撃戦争まであらゆる事態で自衛隊を米軍の指揮下に事実上組み込む日米常設の「同盟調整メカニズム」で中核的な役割をはたす「軍軍間の調整所」を横田基地に置かないこと。

（2）基地の危険と騒音から、都民の生命・生活・環境を守る

①全国知事会が全会一致で決定した、日米地位協定の抜本的見直しなどを求める「米軍基地負担に関する提言」を実現するため、都として行動計画を策定し、知事を先頭に実行すること。

②横田基地周辺の土地利用制限を定めた「クリアゾーン」「ＡＰＺゾーン」の区域を米軍に明らかにさせるとともに、当該区域内の住宅、医療・福祉・教育施設、集会施設、公共施設、商業地区等の配置の実態を国とともに把握すること。

③自衛隊立川駐屯地のヘリコプター等が、防衛施設局と立川市との協定に定められた高度、ルート、時間帯などを遵守するようにさせること。市街地上空でホバリングなどの訓練を実施させないこと。

④米軍機事故や、米兵およびその家族等による交通事故、犯罪などの根絶にむけ実効ある対策を求めること。

⑤住宅の防音工事対象となっている工事を早期に完了し、区域指定告示以降の新築住宅すべてを助成対象とすること。また対象区域を拡大すること。

⑥都内米軍基地における有毒性物質、燃料や油もれの全汚染事故の報告・公表、有毒性物質の使用中止と事故の再発防止、都の立ち入り調査を求めること。

（3）米軍基地の全面返還・基地跡地の利用計画を

①横田基地はもちろん、赤坂プレスセンター、多摩サービス補助施設など、都内７カ所の米軍基地すべてについて、整理・縮小・返還を、強力に進めること。

②横田基地の固定化につながる「軍民共用化」の推進は中止するとともに、横田基地の管制空域を全面的に返還させること。

③米軍の管制下におかれ日本の空の安全を脅かしている横田空域の返還を国に強く求めること。
④基地跡地の平和利用計画を住民参加でつくること。そのため米軍基地関連自治体、学識経験者、住民代表等をふくむ協議機関を設置すること。都として住民要求調査に取り組むこと。
⑤米軍に不法占拠されている都立青山公園敷地は、即時返還を求めること。
⑥都の防災訓練に米軍参加の要請をしないこと。

（4）集団的自衛権行使反対の取り組み
①安保法制の廃止、集団的自衛権行使の閣議決定撤回を政府に強く求めること。
②安保法制にもとづく自衛隊の海外派遣を行わないよう政府に求めること。

７０　平和と核廃絶・被爆者援護の推進

（1）「平和の祭典」であるオリンピック・パラリンピック開催の年にふさわしい非核・平和の取り組みを
①五輪大会期間中に、東京空襲資料展や原爆展、平和展を開催するなど、都として、平和について知り考える場を提供すること。第２次世界大戦や東京空襲、被爆の悲惨な体験と、戦争の惨禍を２度と繰り返さない決意を世界に発信し、次代に引き継ぐこと。
②五輪アーチェリー会場（夢の島公園）にある第五福竜丸展示館は、五輪期間中も会館すること。また選手や観客が観覧できるよう積極的に広報すること。
③「都民平和アピール」を五輪会場周辺に掲示するとともに、東京都のホームページに掲載すること。
④「平和祈念館・都立の戦争資料館」の設置にむけた検討を開始すること。
⑤都として非核平和都市を宣言し、核兵器廃絶を積極的にすすめること
⑥東京都の平和事業を総合的に推進する部署を設置するとともに、平和関係を担当する部署の連携を強化すること。東京空襲や都内被爆者の体験記や資料の収集、証言ビデオの作成・活用をすすめること。
⑦「東京都平和の日」記念行事企画検討委員会の学識経験者や都民委員を増やし、同企画を「都民平和アピール」の趣旨にもとづき充実させること。体験者や遺族のお話を増やす、若い人の平和への決意の発表、平和への理解を深めるシンポジウムなどを実施すること。
⑧「東京都平和の日」記念式典をより広い会場で開催するとともに、インターネット中継、パブリックビューイングなどを実施、充実し多くの都民が視聴できるようにすること。
⑨「３月１０日は東京都平和の日」の垂れ幕を、都庁や都立施設、都内の区市町村の施設に掲示すること。
「東京都平和の日」記念行事報告書の発行部数を増やし、区市町村立図書館などに配布すること。
⑩「平和祈念館」建設にむけて収集した東京空襲体験者３３０人の証言ビデオや都民が提供した５０００点の空襲資料の整理、研究に着手するとともに、平和祈念館建設前でも広く一般公開し、民間団体の平和展などで活用できるようにすること。
⑪証言ビデオや、「東京都平和の日」記念行事での東京空襲被災者代表の方の体験談などを学校に提供し、教育のなかで活用できるようにすること。
⑫東京空襲犠牲者名簿搭載への呼びかけを強化するとともに、名簿は原則公開にすること。
⑬都立図書館で東京空襲に関する戦争体験記や記録などの資料を収集し、平和コーナーの設置やホームページの「江戸東京資料案内」の目立つ場所に東京空襲を加えるなど、すぐに探せて閲覧できるようにすること。
⑭江戸東京博物館の東京空襲の展示コーナーを充実すること。
⑮硫黄島の遺骨収集を促進すること。小笠原村に硫黄島連絡所・宿泊所の建設をすすめるなど、旧島民・遺族・

遺骨収集団などの硫黄島への往来を積極的に支援すること。

（２）被爆者援護の充実

①高齢被爆者を対象にした相談事業の水準が保たれるよう、被爆者健康指導事業委託費を実態に見合って増額すること。

②甲状腺機能に関する検査の追加をはじめ、被爆者健康診断を拡充すること。

③被爆者がん検診を拡充し、乳がん検診、子宮がん検診を受けられる医療機関を各区市１ケ所以上に増やすこと。また、胃内視鏡検査を実施する指定病院を胃レントゲン検査を行う医療機関と同程度まで増やすこと。腹部超音波検査を対象に加えること。

④被爆二世の健康診断、がん検診について、被爆者健康診断と同様の実施時期、実施内容とすること。胃がんの内視鏡検診を早急に追加すること。

⑤被爆２世の医療費助成は発症日に遡って支給の対象とすること。

⑥医療機関でのポスター掲示や都の広報、インターネット等で被爆二世の諸制度の普及啓発に努めること。

⑦被爆２世の一般検診、がん検診の検査結果と医療費助成の障害別・年代別の実施状況について、プライバシーに配慮した形で公表すること。

⑧東京都の平和事業の窓口を一本化し、都内被爆者などの被爆体験記や被爆資料を都として収集し、都庁、都立図書館・文化施設、小中学校、大学等で保存・展示するなど有効活用すること。都として被爆証言ＤＶＤを作成し、保存、貸し出しを行うこと。

⑨被爆者の介護保険の要支援者に対する介護予防・日常生活支援総合事業の自己負担を都として無料化すること。

〈21〉多摩格差の解消、島しょ振興を都政の重要課題に位置づけて推進する

７１　多摩格差解消の取り組みを抜本的に強化し、市町村の財政基盤を強化する

（１）多摩地域における「格差」を明確にし、解消のための支援を強化する

①多摩振興・多摩格差解消を都政の柱にすえ、新たな財政的枠組みを創設するなど、財政支援を強化すること。

②総合的財政補完である市町村総合交付金を大幅に増額・拡充すること。配分にあたっては市町村の自主性、特殊性を尊重すること。

③区市町村振興基金を増額し、貸付利子の減免、低利貸付の対象拡大、借換え制度の条件緩和を図ること。また、繰越制度等実情に見合った措置を講じること。特別利率の適用対象に新たに「公共施設再配置事業」を加えること。

④市町村国民健康保険の健全化と保険料（税）の引き下げのため、財政支援を抜本的に拡充すること。

（２）　震災・豪雨・土砂災害などの防災対策を拡充する

①遅れている建築物の耐震化を促進すること。都の木造住宅耐震化助成を拡充し、多摩地域でも活用できるよう充実すること。
②震災時における飲料水を確保するため、水道管の耐震化継手化を早急に推進すること。応急給水層未整備の自治体を早急になくすとともに、半径２キロメートルの基準を見直すこと。
③土砂災害警戒区域の避難経路、要配慮者施設等の記載、ハザードマップを作成するとともに抜本的な対策を具体化すること。土砂災害警戒区域に含まれた避難所や２４時間滞在型施設の整備等に関する財政的支援の拡充を早期に進めること。
④多摩地域の丘陵地の造成対策、および急傾斜地など崩壊危険箇所、がけ地の対策については、緑を保全しつつ防止対策を技術支援、財政支援を行うこと。
⑤都が管理する中小河川の水害防止のための予算を抜本的に拡充し、しゅんせつや樹木伐採の計画的実施、雨水浸透施設の整備、雨水浸透ますの補助金の拡充、堤防整備など、都市型水害対策を抜本的に強化すること。
⑥消防署の一市一署体制配備の確立と支所・出張所の増設を推進し、建設用地を都費により取得すること。
⑦災害拠点病院の増設・機能強化をはじめ、多摩地域の災害時医療体制の強化を進めること。
⑧長期断水等を想定し、多摩地域の給水人口に対応した給水車の配備等をさらに拡充し安全な飲料水の供給について対策を進めること。
⑨消防団や自主防災組織が使用する備品や施設等に対し、各自治体の要望に即した財政措置などの支援を拡充すること。

（３）救急医療の充実など、多摩地域の保健・医療体制の強化を進める
①救急搬送時間の短縮にむけ、救急隊の増隊及び機動的運用を実施すること。地域に対応した高規格救急車の導入をはじめ、救急体制の充実を図ること。多摩西部地域等で搬送距離が長い地域には、特別の対策を実施すること。
②多摩地域へのＮＩＣＵ増設を強力に推進し、人口あたりのＮＩＣＵ病床数の区部との格差解消を重要課題として位置づけて進めること。病院不足地域に都立・公立の小児病院を整備するなど、多摩地域の小児医療、周産期医療、障害児医療を拡充すること。
③小児科医師が対応可能な二次救急医療体制のいっそうの拡充を図ること。
④公立病院運営事業補助制度、および施設整備事業に対する補助制度を拡充すること。
⑤市町村が実施するがん健診事業に対する財政支援を拡充すること。また、乳がん・子宮頸がん検診については、市町村によっては検診可能な医療機関がかぎられているため、都内の検診機関いずれでも受診可能とするなど改善すること。がん診療連携拠点病院等を増設すること。
⑥医療保健政策区市町村包括補助は、補助基準額および総上限ポイント数の引き上げなど拡充すること。市町村の地域保健体制整備に対する財政措置を拡充すること。
⑦都の保健所を増設・拡充すること。市移管された保健所への継続的な支援を行うこと。
⑧多摩地域に回復期リハビリテーション病棟を併設した、リハビリテーション病院を整備すること。
⑨東京医師アカデミーや地域医療支援ドクター制度をさらに充実させ、多摩地域における公立病院の医師確保への支援を充実すること。
⑩検案医の確保及び配備体制等の充実を図るために、政令改正を国に求めるとともに、人的配置、財政支援等の措置を進めること。

（４）　子育てしやすい多摩地域へ、子育て支援を拡充する
①保育園の増設にむけ、都有地貸付料、保証金の減額について、減額率９０％の措置が、多摩地域のどこでも適用されるように要件を緩和するなど、さらに改善・拡充すること。

②学童クラブ事業運営費の補助基準額が、市町村における学童クラブ事業費の実態に見合った額になるよう、都加算を行うこと。特に夏休み期間は補助要件の緩和を行うこと。
③児童相談所の職員の増員と機能の拡充を図ること。地理的な条件も考慮に入れ、児童相談所を増設すること。
④子ども家庭支援センター事業への補助制度を拡充すること。
⑤乳幼児医療費助成、義務教育就学児医療費助成の所得制限を撤廃し、補助率を引き上げること。義務教育就学児医療費の負担をなくすこと。
⑥私立幼稚園児保護者負担軽減事業は実態を踏まえ、補助制度を見直し、新たな市助成負担が生じないようにすること。私立幼稚園入園費補助を行うこと。

（5）高齢者福祉を拡充し、多摩地域で急速に進む高齢化への対策を抜本的に強化する
①シルバーパスの適用を、多摩都市モノレール、都県境をこえる隣接県バス路線にもひろげること。シルバーパスについて、3000 円、5000 円パスをつくるなど、負担軽減をはかること。
②認知症疾患医療センターを多摩地域に増設し、認知症コーディネーターを配置する市町村への財政支援を拡充すること。
③高齢社会対策、地域福祉の区市町村包括補助については、補助基準額の増額、補助率引き上げなど拡充すること。
④介護に携る職員を対象とした研修は区部と多摩できめ細かく行うよう拡充すること。
⑤高齢者の買い物支援対策を抜本的に強化すること。
⑥高齢者の生きがい就労への支援を行うこと。福祉施設や医療機関等と連携して「福祉農園」の取り組みをさらに拡充すること。

（6） 障害者（児）が住みよい多摩地域へ、障害者施策を拡充する
①発達障害者支援センター、盲ろう者支援の拠点、聴覚障害者情報提供施設、難病相談・支援センターを多摩地域に設置すること。
②コミュニケーション支援、移動支援、日中一時支援など、市町村が実施する地域生活支援事業に対する財政措置を拡充すること。
③都立心身障害者福祉センター、口腔保健センター、福祉機器総合センター等を多摩地域に整備すること。
④民間バスや多摩都市モノレールで障害者無料パスが使えるようにすること。

（7） 教育・文化・スポーツの充実した多摩地域に
①多摩地域の中学校で全員に自校方式給食を実施できるよう、都の支援を行うこと。
②小中学校のエアコン設置の補助対象を児童・生徒や教職員が使うすべての部屋にひろげ、生徒数増加自治体に対し教室増補助拡大を行うこと。老朽化した空調機更新も補助対象とすること。補助率を引き上げ、時限措置の撤廃等を行うこと。国の補助対象とならない工事費４００万円以下の工事について、都独自の補助を実施すること。リースによる設置も補助すること。
③非構造部材の耐震対策に対応するため、補助制度を拡充すること。支援期間について延長すること。
④学校図書館に専任司書を配置すること。配置されるまでの間、司書教諭の授業時間を軽減し、それにともなう時間講師の配置への支援を行うこと。学校図書館図書の標準冊数整備に必要な経費について都として支援を行うこと。
⑤多摩教育センターの教育相談事業を拡充すること。
⑥特別支援教室に対し、巡回指導等担当教員の配置を小集団指導も行えるようにすること。特別支援教室の設置に対する補助を実施すること。

⑦特別支援教育推進のための専門家、教職員の配置と人件費補助および施設整備の補助を行うこと。多摩地域に都立特別支援学校を新設すること。
⑧就学相談、機能回復訓練、教職員の研修などの機能を備えた心身障害児教育センターを多摩地域に整備すること。
⑨都立の社会教育施設(美術館、自然史博物館、文化会館など)を多摩地域に整備すること。
⑩文化・スポーツに親しむ環境整備、文化・スポーツ振興に取り組む市町村への財政支援を強化すること。

（8）若者・学生の力を思い切って生かして多摩振興を進める
①若者・学生の力を活用した団地再生、商店街振興、まちづくりなどの取り組みを進めること。
②多摩都市モノレール利用学生の通学費の負担軽減のため、学割運賃（学生むけ運賃割引）の割引率拡充を実施できるよう支援すること。
③若者への家賃助成制度を実施すること。借り上げ都営住宅制度を活用した「若者むけ都営住宅」など、低家賃の公的な若者むけ住宅の整備・確保を進めること。
④都内の大学に通う学生への、返済不要の給付制奨学金制度を創設すること。

（9） みんなが生きいき働ける多摩地域へ、雇用就業対策を拡充する
①多摩地域の職業能力開発センターを拡充すること。
②しごとセンター多摩からの市町村への就職アドバイザー派遣等により、市町村としごとセンター多摩の連携強化を支援すること。
③新規学卒者の支援をはじめ、市町村が実施する雇用就業支援事業に対する、きめ細かい財政支援を実施すること。

（１０）中小企業・商店街への支援を強化し元気な多摩地域へ
①多摩地域の新たな商工業振興プランを策定し、支援を強化すること。
②多摩地域の中小企業の集積を守り、発展させる対策を強化すること。多摩テクノプラザの運営費予算を増額し、機能を拡充するとともに、多摩地域に複数のブランチを設置すること。
③多摩地域における産学公連携の取り組みへの支援を強化すること。文系学部による産学公連携の取り組みがひろがるよう、支援すること。
④都の創業支援融資枠を拡大し、市町村が独自に実施する創業支援事業を拡充すること。
⑤多摩地域の地場産業振興を進め、「多摩ブランド」を立ち上げるとともに、「地域ブランド」への支援を強化すること。
⑥多摩の産業交流拠点は、多摩地域の企業支援機関や市町村等の意見を積極的に取り入れること。
⑦商店街支援事業は、事業費を一時的に全額商店街が立て替えなければならないため、利用困難な商店街が多く、また法人化されていない商店街においては代表者個人が一時借り入れをしなければならない場合もあるため、補助事業実施については市町村が代理施行し、都へ補助申請を行う手法も可能となるようにすること。
⑧多摩地域のゆたかな緑と水の自然環境、農業・林業・内水面漁業などを生かした観光振興への支援を強化すること。多摩地域の観光の拠点となる東京観光情報センター多摩を拡充すること。

（１１）多摩地域の農業・林業を東京の重要産業として位置づけて支援を拡充する
①多摩産材の活用を促進するため、安定した供給体制を確立し、公共施設や個人住宅への需要を拡大するための仕組みを整備・拡充すること。産出コスト削減を、都内中小企業、関係業者と連携して進めること。剪定枝、間伐材を利用したリサイクル資源推進事業への財政支援を拡充すること。

②林道・作業道（路網）整備については、専門家のアドバイスを受けて長期計画をつくり、地元関係者の合意を得て積極的に進めること。作業道（路網）整備への助成を拡充すること。林業従事者育成をさらに進めること。
③老朽化にともなう電気柵の張り替え費用など、獣害対策を拡充すること。
④農林業関係の試験場は直営に戻し、研究所機能および各施設の拡充を進めること。
⑤都市農業活性化事業は、小規模でも活用できるようにすること。

（１２）多摩地域のゆたかな緑と自然を守る
①多摩地域に残されている谷戸・湧水・雑木林などが一体となり、多様な生物が生息できる自然環境の保全対策を強化すること。
②里山など保全地域指定をすすめ、多摩地域に残された緑地を保全すること。特別緑地保全地区指定を拡大し、指定補助金の一市町一地区という制限を撤廃し、恒久的な制度として財源措置を講ずること。
③開発の対象にされている都立自然公園を緑地保全地区に指定し、公有化を進めること。
④緑地保全基金を設置し、多摩地域の緑地を保全すること。
⑤オオタカを希少種として再指定するよう、国に求めること。トウキョウサンショウウオ、オオムラサキなど絶滅が危惧される希少動物を保護し、生息地域を守ること。
⑥奥多摩湖の水質保全対策を強化すること。
⑦残堀川、野川、空堀川、黒目川等、都が管理する一級河川の清流の復活や水量の確保等を推進すること。
⑧アユが遡上できるように多摩川上流の魚道と堰を改良するとともに、ヤマメの発眼卵の埋設放流について漁協への支援を拡充すること。

（１３）市民と力を合わせて、多摩地域を創エネ・省エネ・環境先進地域に
①再生可能エネルギー、省エネルギー、公共施設の屋上緑化などを進める市町村や事業者、ＮＰＯに対する財政支援を実施・拡充すること。
②木質ペレットなどのバイオマスエネルギー利用の仕組みづくりを、林業・農業振興と連携させて進めること。
③市町村の公共施設や民間住宅のアスベスト除去への必要な財政措置を講じること。

（１４）　多摩地域の消費者への支援を強化する
①消費者被害救済と消費生活相談事業の充実を図るため、市町村に対する財政支援を拡充強化すること。
②東京都多摩消費者センターの窓口再開など相談体制を拡充するとともに、検査機器を備えるなど検査体制の充実を図ること。

（１５）日常生活の移動が便利な多摩地域へ、地域交通・公共交通の整備を進める
①市町村による「地域交通整備計画」の策定、および交通不便地域などの地域交通整備の取り組みに対し、財政的・人的支援を行うこと。
②バス路線の維持・拡大にむけた支援を強化すること。バス専用レーンやバス優先信号帯の設置などの整備を促進すること。多摩地域の都バス路線を増やすこと。
③市町村が実施しているコミュニティバス等への支援を抜本的に拡充すること。コミュニティバスへのシルバーパスの適用が促進されるよう、都として対策を講ずること。
④ドア・ツー・ドアのタクシーを、少子高齢社会に対応する公共交通のひとつとして位置づけて、高齢者、子育て世帯、障害者等のタクシー利用を支援すること。
⑤多摩地域の歩道整備を大幅に促進することや歩車分離信号機増設など、交通安全対策を強化すること。

⑥歩道、自転車道、車道の３つへの分離と併設を進めること。
⑦多摩地域の都道の無電柱化を推進するとともに、市町村道の無電柱化への支援策を創設すること。

（１６）市民参加で多摩地域のまちづくりを進める
①住民の立ち退きや環境悪化をまねく幹線道路計画を見直すこと。第３次交差点すいすいプランについて着実に進め、具体的な事業計画を出すこと。多摩地域の鉄道駅のホームドア設置を急ぐこと。
②多摩ニュータウンをはじめとした「団地再生」を、市民参加で進めること。ＵＲ、公社住宅、都営住宅等の団地を「地域包括ケアのモデル地域」として再生させる、「福祉型団地再生」を進めること。
③「集約型まちづくり」を口実にした拠点開発はしないこと。多摩地域における超高層ビル・マンションの建設を抑制する対策を講じること。
④流域下水道処理事業にともなう市町村の財政負担を減らすこと。流域下水道への編入が位置づけられた八王子市、立川市、三鷹市への、技術的支援、財政的支援を行い、あわせて単独処理区への補助を拡充すること。

７２　島しょ振興へ強力な支援を

（1）島しょ振興計画の実施にともなう財政支援
①「東京都離島振興計画」の実現に必要な財政支援策を強化すること。
②市町村総合交付金については、島しょの特殊性にもとづき配分を増額すること。
③簡易水道整備補助の補助率の引き上げ、補助枠を拡大すること。
④浄水場整備に「膜濾過方式」を採用すると多額の整備費と維持費が発生するため、将来的に財政的に厳しい伊豆諸島の簡易水道を都営にする検討を行うこと。
⑤観光産業振興を含む「地域力創造推進計画」に対する、都の補助制度の拡充、低利の融資制度を創設すること。特産品の開発・研究に対し、援助を拡充すること。
⑥島しょ住民の島外診療にともなう旅費負担の軽減化を図るため、必要な財源支援策を講じること。
⑦高校のない小離島では、島外の高校に進学するしかなく、そのための生活費は大きな負担になっている。小離島で実施されている奨学金制度の返済額を給付制度とするよう財政支援策を講じること。

（2）地震・津波・噴火、風水害をはじめとした防災対策の充実
①南海トラフ地震による津波のシミュレーション、土砂災害のハザードマップの作成などを急ぎ、避難施設の整備などハード、ソフト両面での対策を抜本的に強化し、支援を強めること。
②東海地震防災対策強化地域および東南海・南海地震防災対策推進地域の指定にともなう防災対策に対する財政支援を行うこと。
③大規模風水害に備え、自治体タイムライン作成や避難所の確保など、都として支援を強化すること。
④防災行政無線施設、備蓄倉庫および飲料貯水槽など防災対策の強化をはじめ、島しょ地域の安全・安心にかかわる財政支援を強化すること。
⑤すべての島に地震計、震度計をきめ細かく配置するなど、地震・津波の予知・観測体制を抜本的に強化すること。また、津波情報伝達の自動化を図ること。
⑥防災行政無線の維持管理、および個別受信機設置への都独自の補助を確立するなど、大規模災害時の島しょ地域における情報通信手段の確保対策を強化すること。
⑦群発地震をはじめ、島しょ地域の地震の研究を進め、対策を協議する機関を設置すること。

⑧機器の充実や専門の人員の配置などを図り、火山活動の常時監視体制を構築すること。
⑨人家のある危険な場所の堆積工のかさ上げなど土砂災害対策の強化とともに、島しょ地域に集中豪雨防災対策用レーダー雨量計を設置すること。

（３）生活環境整備の促進
①島しょ地域におけるバスの生活路線運行費補助を創設すること。公営バス事業の赤字解消のために財政補助等の支援を行うこと。
②ダンボール、古紙、家電リサイクル、廃タイヤ等の島外搬出にともなう海上運賃に対する都独自の補助制度を確立すること。
③島しょの高速ブロードバンドの設置について、残された未設置地域に早急に設置すること。
④島しょ地域の管理型最終処分場の整備事業等については、自然環境への影響の防止対策を強化するとともに、財政援助を行うこと。水道水源の安全性を確認する水質水紋地質基礎調査を行うこと。
⑤救急ヘリコプターの運行基準について、「生命に緊急を要しない」と診断されている場合であっても、著しい苦痛や倦怠感を訴えている時は、要請できるよう運行基準を緩和し、町村長及び医師に周知すること。
⑥利島村の愛らんどシャトルのチャーター便についても、島民割引制度の適用を図ること。
⑦プラスチックごみや流木など海岸漂着物の撤去・処理については財政的支援を含めた必要な支援を行うこと。

（４）港湾・空港・道路などの整備促進
①島しょ貨物運賃補助について、野菜・果物に加え、一般食品、特産品、石油・ガソリン等の生活物資も補助対象品目を拡大すること。また、全国の離島の中でも割高なガソリン価格については、実効ある値下げ対策を行うこと。島しょでの電気自動車の普及のための補助・支援を行うこと。
②式根島野伏港の船客待合室の早期建て替えと障害者・高齢者バリアフリーを実施すること。
③ジェットフォイルの安定就航のために、港内外の整備を行うこと。
④本土および島間定期航路の充実・整備を図るとともに、都独自に助成を行うこと。また、航路の欠損額への補助についての国の全国一律単価方式については、人件費、離島の距離を考慮するなど見直しを求めること。
⑤都として、島しょ海路・空路を「都道」として位置づけ、船賃・航空運賃の値下げ、格差解消に向けた実効ある支援策を具体化すること。特に八丈島・羽田間の全日空路線の現行 3 便体制については、運賃の低廉化と便数確保のために取り組んでいる八丈町に全面的な支援を行うこと。
⑥利島村の防波堤岸壁の建設を促進すること。利島村の西側新桟橋の復旧を進めること。
⑦新島村の若郷漁港、海岸保全事業のなかで、台風等により集落に海水雨が降ったり、大波が陸地に押し寄せて、家屋まで浸水するケースも出ており、対策をとること。また、港内の静穏域を確保すること。
⑧新島村若郷漁港の船客待合所の建設を急ぐこと。仮設トイレの設置を早急に行うこと。
⑨八丈島の都道２１５号線の整備再開を図ること。
⑩式根島野伏港、また新島港の湾内の出入口付近の波浪防止対策の早期整備、野伏港内の静穏域を確保すること。
⑪御蔵島港、青ヶ島港の就航率向上のため、整備を促進すること。
⑫三宅島の三池港の船客待合所のさらなる整備を行うこと。

（５）介護・医療体制の確保と福祉の充実
①公立医療機関の運営費、整備費への財政支援を拡充すること。
②八丈町立病院は公立病院として存続できるよう、都としても支援を行うこと。
③医師給与費補助の引き上げと看護師等医療職員の給与費への補助を行うこと。

④医師・看護師・保健師の確保を強化するとともに、救急医療事業に対する補助制度を拡充すること。
⑤各種検診、健康診査を充実・強化すること。島しょ地域における巡回保健指導・相談を充実させること。
⑥町村が行っている島外へ入院、通院する場合の交通費補助を充実できるよう、財政支援を行うこと。
⑦予防接種費への補助を拡充するとともに、予防接種医師の派遣を充実すること。
⑧専門医による巡回診療を充実させ、引きつづき実施すること。
⑨救急ヘリコプター用の医師の緊急同乗派遣体制を確立すること。
⑩都立広尾病院は、都立直営を堅持して拡充し、病院の宿泊施設を増設するとともに、利用しやすくすること。建て替え期間中も支障がないよう万全の対策をとること。多摩総合医療センターを利用する患者や家族のための宿泊施設を確保すること。
⑪島外で長期入院している寝たきり患者がたらいまわしにならないよう、受け入れ施設のない島の現状を踏まえた対策を講じること。受け入れ施設の斡旋についても努力すること。
⑫人工透析治療について、すでに導入している町村医療機関への専門医の派遣、新たな導入に向けた町村への支援、導入できない村で島外治療を受けている患者への生活支援などの具体化を図ること。高齢化している透析患者の送迎への補助を行うこと。
⑬島しょ貨物運賃補助制度の対象品目に介護レンタルのベッドを加えること。
⑭物価が都内とくらべても高い状況をふまえ、生活保護費を少なくとも都内並みに増額できるよう措置を行うこと。
⑮特別養護老人ホームやショートステイなどの高齢者介護福祉施設の設置を促進すること。介護人材の確保を都としても支援すること。
⑯高校卒業までの医療費無料化を実施できるよう、島しょの町村に対し財政支援を行うこと。
⑰利島にし尿処理場を建設するための支援を行うこと。
⑱心身障害者障害判定医の島しょ地区派遣及び巡回相談の年１回実施を確立すること。

（６）教育条件の整備・充実
①小規模中学校でも１教科１担任制を完全に確立すること。
②寄宿舎の専任舎監や養護教諭、学校司書をはじめとする高校への教職員の増配置を図ること。
③少人数授業のための教室不足の解消や改修が必要な施設・設備の改善を図ること。
④高校のない島における高校進学への奨学金など修学支援を強化すること。部活動の遠征に対する助成を拡充・強化し、都内遠征にあたって、低料金で利用できる宿泊施設を確保すること。
⑤島しょの実情に即した特別支援学級の設置を認めるとともに、特別支援学級の教員配置の充実を図ること。特別支援教育のためのサポート教員や、施設整備への補助を行うこと。
⑥特別支援学校分教室を設置し、重い障害のある児童生徒への特別支援教育の充実を図ること。
⑦八王子特別支援学校等に就学している障害児の帰省の交通費や宿泊費の負担が重く、小中学部生だけでなく高等部生にも支給支援すること。
⑧島で働く教職員が長期的に安心して教育に専念できるよう、給与や手当の支給等での待遇を改善し、都内勤務者より年収が少なくなる「逆転現象」を解消すること。旅費や移転料を実態に即した合理的なものに改善すること。教員免許の更新にかかる交通費・宿泊費などの負担をなくすこと。

（７）農林業振興対策の充実
①島しょ地域の特産物の販路をひろげ、農業振興のため、都の広報やテレビでの紹介を強化すること。都施設での活用・販売などを促進すること。
②試験・研究機関をいっそう充実させるとともに、花き振興のための「花の品種改良増殖研究施設」を設置し

援助すること。
③花きなどの生産・運搬に必要なビニール・パイプ、段ボールなどの船舶貨物運賃に対し補助すること。
④山村・離島振興施設整備事業（ストロングハウス等）を、さらに推進すること。
⑤農業用機械器具、およびネットハウス施設整備に対し助成を行うこと。
⑥農・漁業などの近代化資金は、金利を引き下げるとともに、低金利資金への借り換えを容易にすること。
⑦森林および椿林等の害虫駆除の助成措置をとること。トビモンオオエダシャク、カシノナガキクイムシ、マイマイガ等の防除対策を実施すること。また、野生の猿、鹿、キョン、ヤギ、リス、キジ、野ねずみなどの獣害による被害対策を強化すること。
⑧災害用の備蓄木炭を増やすとともに、木炭の新規用途を開拓し、林業の振興を図るようにすること。とくに備長炭の需要増に対応するために、ウバメガシの植林をして樹種転換をはかり、原木確保の助成を行うこと。
⑨利島村のモノラックの敷設整備に引き続き助成を行うこと。

（８）水産業振興対策の充実
①小笠原諸島など東京都の２００カイリ海域における資源管理型漁業の振興を図ること。そのための資源調査や漁業経営、技術開発などへの支援を抜本的に強化すること。
②漁業経営を守るために、経営改善資金、漁船建造資金、不漁対策資金などの利子補給を行う沖合漁業育成対策事業を継続すること。また、漁業共済制度の掛け金の補助を行うこと。
③島しょ水産振興にとって欠かせない島しょ農林水産総合センター八丈島事業所の職員の増員と、全面改修をすること。
④漁業用機械器具施設、漁網等購入に対し助成を行うこと。
⑤燃料の高騰で深刻な経営難に陥っている漁業者に対して、燃料費の助成を行うこと。
⑥栽培漁業センターの充実を推進し、養殖場、稚貝・稚魚の放流、も場の回復等、栽培・管理型漁業の育成へ助成を強化すること。新島村・式根島養殖場のシマアジの養殖事業と真鯛の種苗生産事業に対し、「育てる漁業」の一環として支援を行うこと。また老朽化した養殖管理施設の建て替えや改修工事等への支援を行うこと。
⑦投石事業、大型漁礁、人工漁礁、伊勢エビ漁礁、トコブシ漁礁の増殖造成事業、陸上養殖事業など、漁場整備を促進すること。また、浮き漁礁設置の事業化を図ること。
⑧巻き網試験操業の実態調査を、都として行うこと。他県船によるキンメ漁などの夜間操業を規制すること。また、密漁の取り締りを強化すること。
⑨島しょの農漁業生産物の販路拡大に効果のあるＣＡＳ冷凍法（農漁業生産物の細胞を壊さず冷凍する）の導入に対する補助制度を創設すること。
⑩漁業協同組合への財政支援および人的支援を行うこと。
⑪漁業の後継者育成、定着を図るため、研修・育成の費用を育成者に拡充すること。

（９）観光産業対策の充実
①島しょ地域における自然と調和し、連携した観光産業を推進すること。
②島しょ関連団体等による、旅行者誘致にむけた各島の広域連携を推進すること。
③観光振興のために行う主要催事に大幅な助成を行うこと。また、島のイベントを広く都民に周知するために、都の広報、テレビ、ラジオなどでの宣伝をいっそう強化すること。
④観光用標識、遊歩道、休憩所、トイレ、駐車場、山小屋など、自然公園の整備に関する財政支援を強化すること。都が実施する公園や歩道、トイレ等の整備は、観光地にふさわしい内容となるよう十分検討すること。
⑤宿泊施設、土産物店等の改修への支援を強化すること。

⑥観光シーズンオフにおける集客対策事業に対する、専門的指導および財政支援を行うこと。

（１０）小笠原諸島振興開発計画に基づく振興対策の充実

①世界自然遺産登録を受け、希少植物、希少鳥類などの保護をはじめとした自然環境保護対策を強化し、都として財政措置を行うこと。

②航空路開設など小笠原への交通アクセスについては、地元村および住民と十分協議し、環境にも配慮して進めること。

③農業待機者に農地として都有地を開放するとともに、国有地の開放を働きかけること。また、私有地買い上げなど都有地の拡大を図り、農地として使えるよう農道、農業用水の整備を急ぐこと。

④父島の野生のヤギ駆除対策を抜本的に強化すること。野生のヤギを素材とした新しい畜産業の開発に援助すること。

⑤営農運転資金を拡充すること。新規就農・漁業者の就農、漁業支援金など事業立ち上げの特別助成を講じること。漁船の大型化、改造のための資金貸付を拡充すること。

⑥特産の農産物、果樹、観葉植物、水産物などの研究開発機関を拡充し、その成果を普及すること。また、農業改良普及員等を配置し、農業者への援助が十分できるようにすること。

⑦人口の確保や産業の振興のために、都営住宅の建設・建て替えを促進し、高齢者向け住宅を建設すること。

⑧島内で出産できる周産期医療体制を確保すること。

⑨生活物資輸送費補助については、住宅建設資材をふくめ対象品目を拡大すること。

⑩業廃棄物の不法投棄の取り締りなど、対策を急ぐこと。

⑪渇水対策のため、海水ろ過装置を設置すること。

以　上

２０１９年１２月

発行　日本共産党東京都議会議員団

〒163-8001　東京都新宿区西新宿２－８－１　東京都議会内
ＴＥＬ　０３（５３２０）７２７０　ＦＡＸ０３（５３８８）１７９０
http://www.jcptogidan.gr.jp/

都政へのご意見・ご要望をお寄せください。